

佐那河内村地域防災計画

(第2編 地震災害対策編)

令和6年3月
佐那河内村防災会議

目 次

第1章 総則

第1節	目的	1
第2節	計画の性格	2
第3節	計画の作成	3
第4節	計画の修正	4
第5節	計画の習熟等	5
第6節	関係防災機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	6
第7節	村における地震災害の概要	7
第8節	地震被害想定	8
第9節	南海トラフ地震臨時情報について	9

第2章 災害予防計画

第1節	地震防災知識の普及・啓発に関する計画	1
第2節	防災訓練計画	8
第3節	建築物等の対策計画	12
第4節	村の防災化計画	14
第5節	緊急輸送路の確保整備計画	15
第6節	地盤災害等予防計画	16
第7節	浸水予防計画	19
第8節	水道施設の災害予防計画	20
第9節	危険物等災害予防計画	21
第10節	火災予防計画	22
第11節	自主防災組織の育成に関する計画	25
第12節	ボランティア受入体制の整備及び運用に関する計画	29
第13節	企業防災の促進に関する計画	31
第14節	避難準備計画	32
第15節	避難行動要支援者対策計画	34
第16節	広域応援計画	36
第17節	防災施設等整備計画	39
第18節	震災に関する調査研究計画	41
第19節	被災者支援計画	42
第20節	情報通信ネットワーク整備計画	45
第21節	孤立化対策計画	48
第22節	業務継続計画	49

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動態勢計画	1
第2節	防災関係機関応援計画	10
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	17
第4節	情報通信計画	18
第5節	災害情報の収集・報告計画	20
第6節	災害広報計画	26
第7節	災害救助法適用計画	28
第8節	震災拡大防止計画	31
第9節	避難計画	35
第10節	消防防災ヘリコプターの活用計画	43
第11節	救援・救護計画	45

第2編（地震災害対策編） 目次

第12節	緊急輸送計画	5 2
第13節	交通確保対策計画	5 3
第14節	文教対策計画	5 5
第15節	施設の応急対策計画	5 9
第16節	緊急輸送路等確保計画	6 4
第17節	消防活動計画	6 6
第18節	応急医療計画	7 1
第19節	ボランティア活動受入計画	7 5
第20節	要配慮者支援計画	7 7
第21節	建築物応急復旧計画	7 8
第22節	公共施設等応急復旧計画	8 1
第23節	清掃計画	8 6
第24節	死体搜索・処理及び埋火葬計画	8 9
第25節	農業応急対策実施計画	9 0
第26節	義援金品配分計画	9 2
第4章	災害復旧・復興計画	
第1節	復旧・復興の基本方針	1
第2節	公共施設災害復旧事業計画	2
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	3
第4節	被災者の生活再建等の支援	4
第5節	計画的復興	1 1

第2編

第1章 総則

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、佐那河内村の区域（以下「村域」という。）に係る南海トラフ巨大地震に対処するため、佐那河内村（以下「村」という。）、徳島県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、総合的かつ計画的な地震防災対策の推進を図り、もって村域並びに村民の生命及び財産を地震災害（以下「震災」という。）から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく、徳島県地域防災計画の「地震・津波災害対策」に、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項で規定する事項もあわせて定めた村防災会議が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については村地域防災計画（一般災害対策編）に定めるところによる。

第3節 計画の作成

この計画は、東日本大震災の経験を踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、徳島県が実施した徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）結果並びに村において過去に発生した地震に起因した状況及びこれに対してとられた応急対策並びに復旧状況を検討し、作成するものとする。

第4節 計画の修正

この計画は、村を取り巻く社会情勢の変化や防災環境の変化等を踏まえ、毎年4月1日をもって検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに修正するものとする。

第5節 計画の習熟等

この計画の的確かつ円滑な実施を推進するため、村職員、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、これら関係者は、平常時において訓練その他の方法によりこの計画の習熟に努めるものとする。特に、必要と認める事項については、広く住民にも周知を図るものとする。

第 6 節 関係防災機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

一般災害対策編第 1 章第 6 節「関係防災機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱」を準用する。

第7節 村における地震災害の概要

村における過去の主な地震災害としては、次のとおりである。

年月日	和暦	規模M	地域	被害・摘要
684. 11. 29	天武13		土佐その他南海・東海・西海	山崩れ、家屋社寺、人畜の死傷多く、津波来襲。 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。
1361. 08. 03	正平16	8～8.5	畿内・土佐・阿波	摂津四天王寺の金堂転倒、津波で摂津・阿波・土佐に被害。
1586. 01. 18	天正13	7.8	畿内・東海・東山・北陸諸道	飛騨・美濃・伊勢・近江・阿波などで被害。
1605. 02. 03	慶長 9	7.9	東海・南海・西海諸道	慶長地震 津波が犬吠崎から九州太平洋岸まで来襲。阿波穴喰で死者1,500余等。
1789. 05. 11	寛政 1	7.0	阿波	阿波富岡町で文珠院や町屋の土蔵に被害。
1854. 12. 24	安政 1	8.4	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道	安政南海地震 被害は中部から九州、室戸・串本で約1m隆起、甲浦・加太で約1m沈下。
1946. 12. 21	昭和21	8.0	南海道沖	南海道地震 死者1,330人、家屋全壊11,591、半壊23,487、流失1,451棟、焼失2,598棟、室戸、紀伊半島隆起、須崎、甲浦沈
1955. 07. 27	昭和30	6.4	徳島県南部	死者1人、負傷者8人、山崩れ
1995. 01. 17	平成 7	7.2	兵庫県南部	兵庫県南部地震 阪神・淡路大震災 死者行方不明者6,437人、負傷者43,792人、全壊104,906、半壊144,274、全半壊7,132 一部地域で震度7
2011. 03. 11	平成23	9.0	三陸沖	東北地方太平洋沖地震 東日本大震災 死者行方不明者19,824、負傷者6,121、全壊118,621、半壊181,801、全半壊7,132(2011年10現在) 被害の多くは巨大津波によるもの

(注) 1 理科年表による

(注) 2 徳島県に被害のあったと思われる地震。

第8節 地震被害想定

政府の地震調査研究推進本部や中央防災会議等からの、徳島県に及ぼす地震に関して、最新の知見や手法を取り入れ、徳島県では、平成15、16年度に徳島県地震動被害想定調査を実施した。

また、平成25年7月31日、徳島県では「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」さらに、平成25年11月25日には「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）」を公表した。

これは、南海トラフ巨大地震が発生したときの「人的・建物被害」、「ライフライン被害」、「生活支障等の被害」の様相を市町村別に明らかにし、被害軽減に向けた予防対策はもとより、早期の復旧・復興に向けた行政・事業者等が行うべき具体的な対策、住民の生命を守るために地域ごとの効果的な減災対策を検討するための基礎資料として公表されたものである。あわせて、発災後の被害の様相を広く示し、被災後の生活を具体的にイメージすることによって、日頃からの備えの必要性について、住民の理解を深めることも目的としている。

なお、地震といった自然現象は、大きな不確定要素を伴うことから、被害想定はあくまで一つの仮定であり、一定の限度がある。

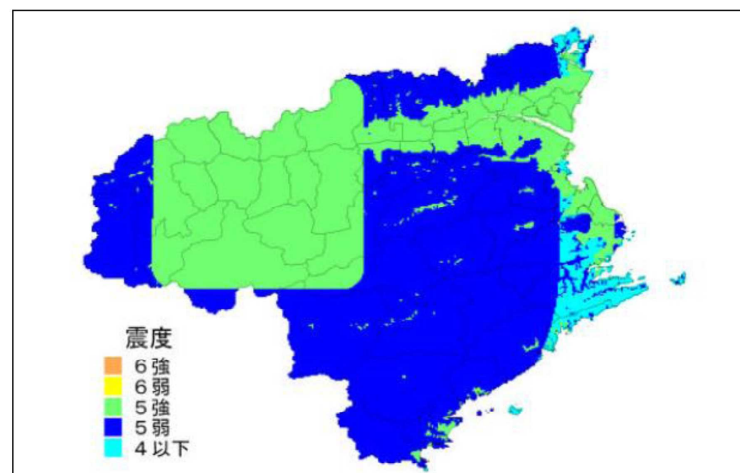
被害想定は、単に算定された被害の量（建物被害や人的被害）について着目するのではなく、地震等により発生する災害状況、地域別の災害の特徴に着目して、今後の防災対策をどのように推進するかの一資料とすべきものであることに留意する必要がある。

徳島県においては、県域に大きい被害を及ぼすと考えられる大規模地震として、次の2地震を想定し、それぞれの被害想定を行った。

第1 県西部直下を震源とする地震（平成15・16年度徳島県地震動被害調査より）

1 震度分布予測結果

県内の震度は4～6と予測された。設定して震源域の直上に当たる県西部では軟弱層が厚く揺れやすい地盤は分布していないため、震度5強の揺れになると予測された。



2 被害予測結果（佐那河内村関係分）

（1）揺れ、液状化による建物被害予測結果（県西部直下の地震）

全建物数2,200棟に対し、揺れによる全壊は全壊率0.2%の5棟、半壊は半壊率1.9%の41棟が発生すると想定されている。

液状化による全壊・半壊は全壊率及び半壊率がそれぞれ0%と被害発生は想定されていない。

全建物数	揺れ				液状化				揺れ＋液状化			
(棟)	全棟数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)	全棟数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)	全棟数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)
2,200	5.0	0.2	41.0	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.2	41.0	1.9

(2) 山、がけ崩れによる建物被害予測結果（県西部直下の地震）

対象棟数208棟に対し、全壊は全壊率が0.1%の0棟、半壊は半壊率0.2%の0棟と、被害発生は想定されていない。

対象人家 戸数(棟)	県西部直下の地震			
	全壊数(棟)	全壊率(%)	半壊数(棟)	半壊率(%)
208	0	0.10	0	0.20

(3) 火災被害予測結果（県西部直下の地震）

全棟数2,200棟に対し、冬5時、秋12時及び冬18時の想定3ケース（以下「想定3ケース」という。）いずれも、出火件数は0件と、火災の発生は想定されていない。

全棟数	冬5時				秋12時				冬18時					
	全出火件数	炎上出火件数	消火件数	自然鎮火数	全出火件数	炎上出火件数	消火件数	自然鎮火数	全出火件数	炎上出火件数	消火件数	自然鎮火数	焼失数	焼失率(%)
2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 建物被害予測重複処理結果（冬5時）（県西部直下の地震）

全棟数2,200棟に対し、想定3ケースの揺れ、液状化、ガケ及び火災による被害を想定したところ、「揺れ」に限って全壊5棟、半壊41棟の被害発生が想定されている。

（単位：棟）

全棟数	揺れ		液状化		ガケ		火災	合計	
	全壊数	半壊数	全壊数	半壊数	全壊数	半壊数	全壊数	全壊数	半壊数
2,200	5	41	0	0	0	0	0	5	41

(5) 山、がけ崩れによる人的被害予測結果（県西部直下の地震）

対象人家208棟に対し、想定3ケースのいずれも死者、負傷者の発生は想定されていない。

対象人家	5時(人)					12時(人)					18時(人)				
	死者	負傷者	重症者	重篤者	要救助者	死者	負傷者	重症者	重篤者	要救助者	死者	負傷者	重症者	重篤者	要救助者
208	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(6) 揺れによる人的被害予測結果（県西部直下の地震）

想定3ケースのいずれも、死者は想定されていないが、要救助者はいずれも1人と想定されている。また、負傷者については、冬5時は4人、秋12時及び冬18時は各3人と想定されている。

5時(人)					12時(人)					18時(人)				
死者	負傷者	重症者	重篤者	要救助者	死者	負傷者	重症者	重篤者	要救助者	死者	負傷者	重症者	重篤者	要救助者
0	4	0	0	1	0	3	0	0	1	0	3	0	0	1

(7) 避難者予測結果合計（世帯）

対象世帯826世帯に対し避難者は、1日後、1週間後及び1ヶ月後の3ケースを想定したところ、3ケースのいずれも避難所には6世帯及び避難所外に3世帯と想定されている。

（単位：世帯）

世帯数	1日後		1週間後		1カ月後	
	避難所	避難所外	避難所	避難所外	避難所	避難所外
826	6	3	6	3	6	3

(8) 避難者予測結果合計（人）

朝5時の3,016人に対する避難者は、1日後、1週間後及び1ヶ月後の3ケースを想定したところ、3ケースのいずれも避難所には23人及び避難所外に12人と想定されている。

（単位：人）

5時人口	県西部直下の地震					
	1日後		1週間後		1カ月後	
	避難所	避難所外	避難所	避難所外	避難所	避難所外
3,016	23	12	23	12	23	12

第2 南海トラフの巨大地震の被害想定（平成25年徳島県南海トラフ巨大地震被害想定より）

1 想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード（Mw）9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向

灘に至る巨大地震。県域に大きな被害をもたらすことが予想されるため、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定した。

2 前提条件

(1) 想定される季節、時間及び被害の特徴

- ア 冬5時は、自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高くなる。
- イ 夏12時は、市街地等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。
- ウ 冬18時は、住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。

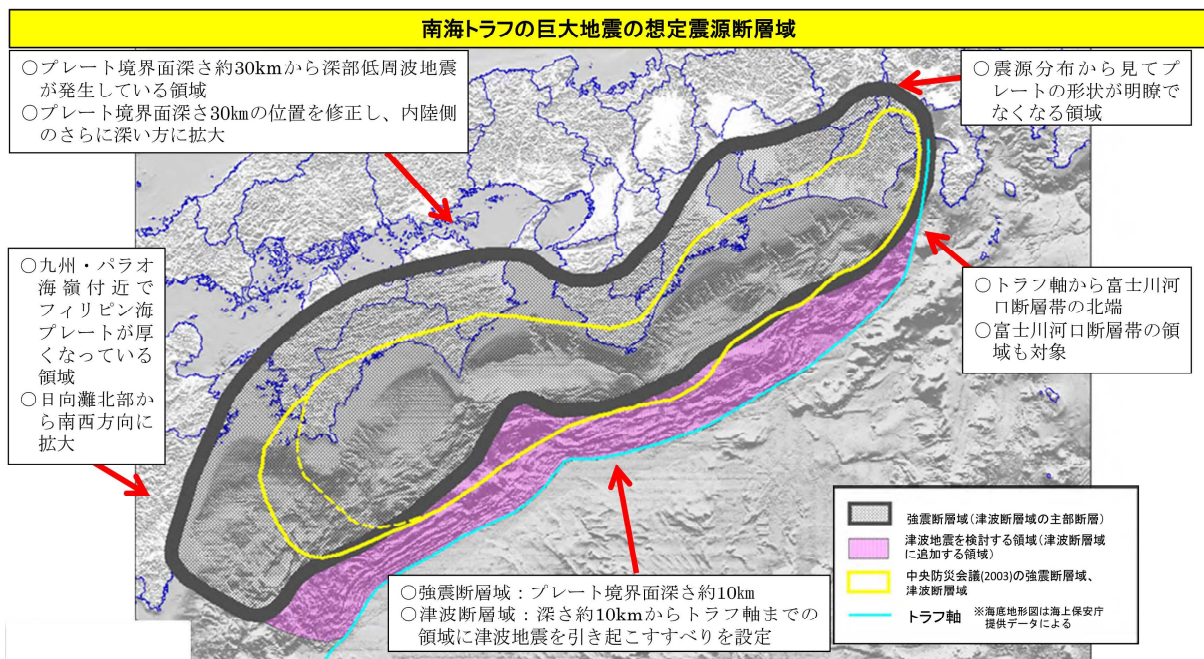
・東南海・南海地震及び南海地震では、多くの人々が住宅内にいる冬5時に人的被害が最大となり、死者は約4,300人、負傷者は約12,420人となる。冬18時の場合、火災による死傷者が発生するが、揺れによる建物倒壊での死傷者が5時に比べて少ない。

・県西部直下の地震でも、冬5時に人的被害が最大となり死者は約210人、負傷者は約2,720人となる。

(2) 地震動

内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による4つの検討ケース（基本、陸側、東側、西側）のうち、県内で最も影響が大きい陸側ケースとする。

3 想定地震の震源域位置図



全建物1,034棟に対して揺れは40棟、液状化、急傾斜地及び火災(焼失棟)が各若干棟と想定されている。

※は、若干数を示す。

（注）佐那河内村には、津波被害は考えられないため項目から除いて作成した。

（イ） 半壊棟数

全建物1,034棟に対して揺れは140棟、液状化（大規模半壊含む）20棟及び急傾斜地が10棟の計180棟と想定され、火災による被害は想定されていない。

※ 数値は、ある程度幅をもって見る必要があることから、十又は百の位で処理しており合計が合わない場合がある。

揺れ	液状化	急傾斜地	火災	合計
140	20	10	—	180

（注）佐那河内村には、津波被害は考えられないため項目から除いて作成した。

イ 人的被害棟数

（ア） 死者数の内訳は、揺れ、急傾斜地、火災によるものが各若干人と想定されている。

	揺れ	急傾斜	火災	ブロック・自動販売機転倒、屋外落下物	合計
冬深夜	※	※	※	0	※
夏12時	※	※	※	※	※
冬18時	※	※	※	※	※

（注）佐那河内村には、津波被害は考えられないため項目から除いて作成した。

※は、若干数を表す。

（イ） 負傷者の内訳は、揺れが20人から30人と想定されている。

	揺れ	急傾斜	火災	ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物	合計
冬深夜	30	※	※	0	30
夏12時	20	※	※	※	20
冬18時	20	※	※	※	20

（注）佐那河内村には、津波被害は考えられないため項目から除いて作成した。

※は、若干数を表す。

（ウ） 重傷者については3ケースとも、揺れ、急傾斜地崩壊、火災及びブロック塀・自動販売機の転倒・屋外落下物によるものが若干数と予想されている。

（4） ライフライン被害

ア 上水道

給水人口2,300人に対し、地震発生直後は1,900人が断水し、1日後は1,200人、1週間後740人及び1ヶ月後100人が断水すると想定されている。

給水人口	復旧対象給水人口	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
		断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口
2,300	2,300	82	1,900	52	1,200	32	740	4	100

イ 電力

村内の電灯軒数1,400に対し、地震発生直後は1,300軒が停電し、1日後には640軒が停電すると想定されている。

代表震度	電灯軒数	復旧対象電灯軒数	直後		1日後	
			停電率(%)	停電軒数	停電率(%)	停電軒数
5.97	1,400	1,400	91	1,300	46	640

ウ 通信

(ア) 固定電話

不通率＝（停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数＋津波全壊による不通回線数）／全回線数

村内920回線に対し、地震発生直後は830回線が不通になり、1日後には420回線が不通と想定されている。

回線数	復旧対象回線数	直後		1日後		津波全壊相当回線数
		不通率(%)	普通回線数	不通率(%)	普通回線数	
920	920	91	830	46	420	0

(イ) 携帯電話

南海トラフ地震が発生すると、通信インフラ等の被災や輻輳の発生、各事業者による通信規制により、発災直後から非常に繋がりにくい状況になると想定されている。

エ L P ガス

南海トラフ地震が発生すると、発災直後においては、ガスボンベ等の安全装置により、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦停止し、その後、順次点検を実施したところから供給が開始されるが、大きな揺れと津波によるLPガス基地・充填所等の被災、輸送力不足、点検作業を実施する事業者の被災などから、全ての復旧対象世帯において供給が開始されるには1ヶ月程度を要すると想定されている。

(5) 生活支障等の結果

ア 避難者（冬18時）

警報解除後当日は、2,588人に対し、避難所に100人と避難所外に70人の計170人が避難すると想定され、1週間後には避難所に180人、避難所外に180人の計360人、1ヶ月後には避難所に80人、避難所外に180人の計260人が避難生活を送ると想定されている。

人口	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
	避難所生活者数	避難所外生活者数	合計避難者数	避難所生活者数	避難所外生活者数	合計避難者数	避難所生活者数	避難所外生活者数	合計生活者数
2,588	100	70	170	180	180	360	80	180	260

イ 帰宅困難者

30人から50人と想定されている。

ウ 医療機能（冬18時）

入院の必要がある者は、重症者及び死者の1割として各若干人が入院の必要があると想定されている。

入院需要			
重症者数	死者の1割	要転院者数	合計
※	※	0	※

（注）※は、若干数を示す。

エ 災害廃棄物等（冬18時）

重量換算で災害廃棄物が若干トン数、体積換算で災害廃棄物が1万m³と想定されている。

重量換算(万トン)			体積換算(万m ³)		
災害廃棄物	津波体積物	計	災害廃棄物	津波体積物	計
※	0～0	※～※	1	※～※	1～1

（注）※は、若干数を示す。

オ 住機能（冬18時）

必要応急仮設住宅戸数として、30戸が必要になると想定されている。

全戸数	必要応急仮設住宅戸数
830	30

カ エレベーター閉じ込め

若干台数の「閉じ込め事故」の発生が想定されている。

エレベーター数	閉じ込め可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
※	※	※	※	※

（注）※は、若干数を示す。

キ 災害時要配慮者（冬18時）

発災1週間後の避難者180人に対し、配慮を必要とする対象者は、身体障害者が10人、高齢単身者、5歳未満乳幼児、知的障害者、要介護認定者、難病患者、妊産婦及び外国人は各若干人が配慮を必要と想定されている。

避難所 生活者数 (1週間後)	避難生活者のうちの災害時要配慮者							
	65歳以上 高齢 単身者	5歳未満 乳幼児	身体 障害者	知的 障害者	要介護 認定者	難病患者	妊産婦	外国人
180	※	※	10	※	※	※	※	※

(注) ※は、若干数を示す。

ク 孤立集落数

交通途絶となり、孤立する可能性のある集落は 20 集落と想定されている。

孤立の可能性のある集落数	孤立集落数		
	農村	漁村	合計
20	7	0	7

第9節 南海トラフ地震臨時情報について

1 南海トラフ地震臨時情報とは

国において、令和元年5月「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が改定され、南トラフ沿いの異常な現象が観測された場合の防災対応の基本方針が示された。

南海トラフ地震臨時情報は、地震発生の可能性が平時と比べ相対的に高まっていると評価された際に発表されるものである。不確実性をもった情報であるものの、南海トラフ地震からの死者ゼロの実現に向けた有効な情報であり、その周知・活用を進めていくことが重要である。

2 南海トラフ地震臨時情報の種類・程度（※気象庁HPより引用）

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合

- ・監視領域内(下図黄枠部)でマグニチュード8.0以上の地震が発生
- ・1ヵ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測
- ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

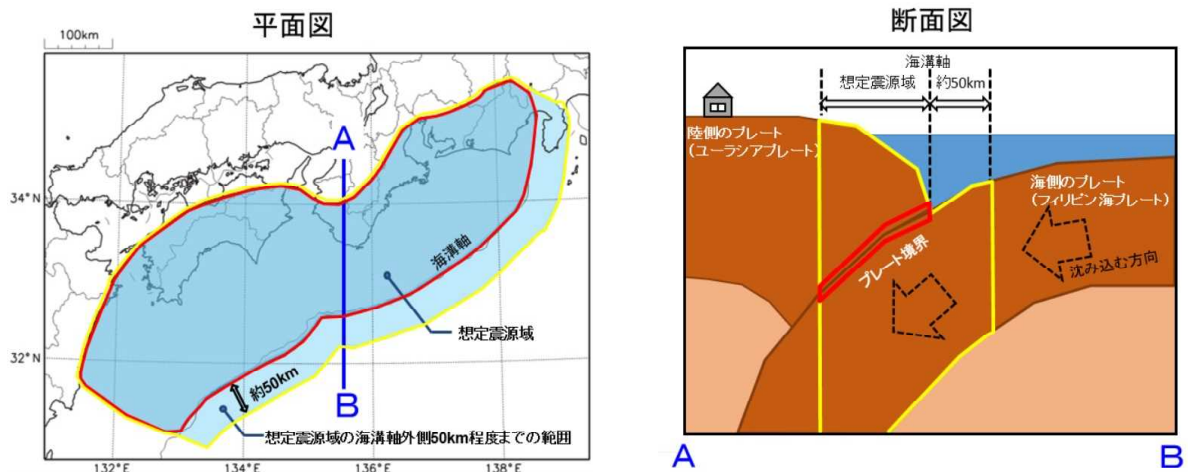
- ・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

- ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）
- ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合



第2編

第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

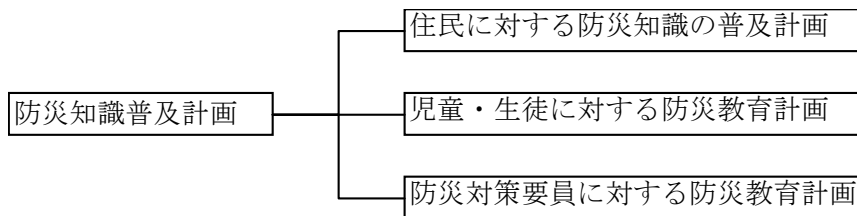
第1節 地震防災知識の普及・啓発に関する計画

第1 計画の趣旨等

大地震は、広い地域にわたり家屋等の倒壊、同時多発火災、人的被害の発生や交通・通信の混乱など多様かつ多大な被害をもたらすこととなる。そこで、こうした被害を最小限に止めるためには、行政的確な対応はもとより、住民一人ひとりが日ごろから地震災害（以下、「震災」という。）に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が不可欠になる。

このため、村をはじめ各防災関係機関は、自らの震災に対する対応力の向上を図るとともに、住民や事業所等に防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚を図り、防災対策をより一層効果的に行うため、村民をあげての取り組みが重要であり、村民防災運動として、自主防災組織の組織化の促進と活動の活性化を図る必要がある。

なお、防災関係機関の職員（以下「防災対策要員」という。）にあっては、住民の先頭に立って震災対策を推進する必要がある、震災とその対策に関する深い知識と高い意識を身につけるよう防災教育活動を実践する必要がある。



第2 住民に対する防災知識の普及計画

村は住民に対し、震災の発生時期及び地震時の心得、被害予防対策等の記事を広報紙に掲載するほか、広報パンフレット等を適宜作成配布するとともに、防災展の開催や社会学級等に防災教育を組み入れるなど、住民の防災意識の高揚を図るとともに、地震時には住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという「自助」の心構えと行動ができるよう、次により防災知識の普及徹底を図るものとする。

1 広報紙、パンフレット等の利用

主な実施機関
村（総務課）

（1）震災の知識

- ア 地震及び津波に関する一般的知識
- イ 過去の主な被害事例
- ウ 県、村等の震災対策の現状
- エ 避難所、避難経路その他避難対策に関する知識
- オ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- カ 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- キ 正確な情報入手の方法
- ク 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

- ケ 各地域における急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- コ 避難住民に関する知識
- サ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- シ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- ス 南海トラフ地震臨時情報に関する知識
- (2) 平常時の心得
 - ア 家族と避難先や連絡先の相談
 - イ 防災訓練への参加
 - ウ 自主防災組織への加入
 - エ 食糧、水、医薬品、ラジオ等非常持出品の準備
 - オ 消火用具の準備
 - カ 木造住宅の耐震診断とその結果により耐震補強の実施、家具類の転倒・落下の防止
 - キ ブロック塀等の点検補修
- (3) 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の心得
 - ア 高齢者、避難行動要支援者への避難呼びかけ
 - イ 開設される避難所の確認
 - ウ 避難所を拠点とした社会生活の継続
- (4) 災害発生時の心得
 - ク まずわが身の安全の確保
 - ケ すばやく火の始末
 - コ 非常脱出口の確保
 - サ 火の始末（電気のブレーカーを落とす。ガスの元栓を閉鎖）
 - シ 火がでたらまず消火
 - ス 避難する時の注意点
 - (ア) あわてて屋外に飛び出さないこと。
 - (イ) 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らないこと。
 - (ウ) 山崩れ、崖崩れに注意すること。
 - (エ) 近所に声掛け避難。避難は徒歩で。持ち物は最小限にすること。
 - (オ) みんなが協力しあって応急救護を行うこと。
 - (カ) 正しい情報をつかみ、的確な行動をとること。

2 防災展の開催

主な実施機関 村（総務課、教育委員会）

- (1) 展示
 - ア 地震及び津波に関する一般的知識
 - イ 過去の主な被害事例
 - ウ 県、村の震災対策
 - エ 避難所、避難経路、その他避難対策
 - オ 平常時及び災害時の心得
 - カ 県内、村内の自主防災組織及びその活動
- (2) 地震体験車での体験会
- (3) 地震対策映画の上映会

3 社会教育の場等における防災教育

主な実施機関
村（総務課、教育委員会）

（1）講座の編成

- ア 防災関係基礎知識
- イ 平常時の心得
- ウ 地震発生時の心得
- エ 応急救護の基礎知識
- オ 地震対策映画の上映

（2）実習

- ア 地震体験車での地震体験
- イ 人工呼吸等応急救護の実習

4 震災伝承

主な実施機関
村（総務課、教育委員会）

村は県と協力して、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した地震で得た教訓を生かし、啓発を実施するものとし、また、震災の教訓を後々まで伝承するよう、各種広報媒体を通じ、その普及に努めるものとする。

第3 児童・生徒に対する防災教育計画

主な実施機関
村（総務課、教育委員会）

村は、児童生徒の発達段階、地域の実態等に応じ、学校教育を通じて、地震・津波等に対する科学的知識の習得、自主防災思想のかん養、災害予防措置及び避難の方法の習得、南海トラフ地震臨時情報が発表された後の対応など、必要な防災教育を実施する。

（1）教科指導

教科課程の中で、地震・津波等の種類、原因、過去の事例及び震災対策や、地震発生時及び発生確率が高まった際の心得等について取り上げ、習得させる。

（2）防災訓練

学校行事として防災訓練を実施し、防災の実践活動、非常時の避難行動等について習得させる。

（3）課外活動

防災関係機関、防災施設、防災展等の見学を行う。

（4）具体的な教育内容

- ア 地震時における危険を認識し、日常的な備えを行なうとともに、状況に応じた的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動ができるようにする。

- イ 地震発生時のメカニズムについての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。
- ウ 地震発生時及び事後に、自分の安全確保を行なうとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

第4 防災対策要員に対する防災教育計画

1 村職員に対する防災教育

主な実施機関
村（総務課）

村は、地震時における職員の適正な判断力を養い、各機関における防災体制の確立と防災活動の円滑な実施を期するため、職員に対する防災教育の徹底を図る。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識。
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報の発表後にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策
- (9) 研修会

学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として、震災の原因及び対策等についての専門知識を習得させる。

(10) 検討会

地震時の業務分担の内容及びその処理方法について関係各課が合同して確認及び検討を行う。

(11) 視察、現地調査

防災関係施設の視察及び急傾斜地崩壊危険箇所等の現地調査を行い、村の現況を把握するとともに、問題点や課題等についての対策を検討する。

(12) 大規模地震時のタイムライン（防災行動計画）の活用

内閣府防災情報の「東日本大震災の教訓」に、物理学者で随筆家である寺田虎彦は、昭和8年に発生した昭和三陸地震津波の直後に書いたエッセイ「津波と人間」で、明治29年にも同じ地域に大津波が襲っていたことから、「困ったことには〔自然〕は過去の習慣に忠実である。地震や津波は新思想の流行等に委細構わず、頑固に、保守的に執念深くやって来る。」と述べています。

災害を防ぐためには「人間がもう少し過去の記録を忘れないように努力する外ない。」とともに、「日本国民これら災害に関する科学技術の水準をずっと高めることが出来れば、その時に初めて天災の予防が可能になる。」として、防災教育の有効性を記している。

災害対策は、実際に発生した災害の状況と、それに対して実際に行った対応を検証し、それから導き出される教訓を踏まえ、必要な見直しを行うという不断の努力の上に成り立つものである。

例えば、阪神淡路大震災から地震動に関する教訓を得て、我が国では、建築物や土木建築物の耐震化を積極的に推進していること等、被災の経験に基づき法制度を含めた災害対策を強化してきたところである。

我が国は世界でも自然災害が発生しやすい国土であるものの、相対的に被害が

少ないという面も見られる。

また、阪神・淡路大震災の被災状況を子供らへ語り伝える取り組みも行われてきた。

しかしながら、このような取り組みが行われていた中にあって、東日本大震災が発生し、東北地方の太平洋沿岸地域を中心に大きな災禍がもたらされた。

東日本大震災においては、耐震補強による土木構造物の被害の減少等、これまでの教訓が発揮された一方、多数の被災者を出したこと、津波により建物やライフライン施設等に壊滅的被害が発生したこと、極めて広域的にわたって様々な被害や事象が発生したこと等、今までの災害対応では十分に対応できないことが明らかにされた。

また、地すべり、斜面崩壊、地盤の液状化、長周期地震動等地震の揺れに起因した被害・影響も大きかった。

我々は、東日本大震災の災禍を再び繰り返さないように、東日本大震災から教訓を導き出し、今後の災害対策の改善、充実を図るとともに、その得られた教訓を忘れないように不断の努力を尽くしていかなければならない。

村は、以上のことを踏まえ、南海トラフ沿いで今後30年以内にマグニチュード8～9の地震が発生する確率は70%程度とされています。

村としては、大規模地震は今年にも発生するかもしれないという認識の下、大規模地震が発生した場合に、その事態の推移に係る時間軸に応じて、発災前の段階における防災情報の発信、伝達、避難、危険回避対応の誘導、住民周知や防災訓練の実施、発災後の段階における救難、救護、物資輸送の早期再開等を適確かつ円滑に実施するための防災行動計画を策定して準備を行っておく必要があります。

準備にあたっては、村だけでなく住民、防災関係機関それぞれが主体的に、かつ相互に連携して防災行動計画に則った対応を実践していくことの重要性を認識し、また、災害直前は対応のチェック・リストとして活用でき、結果として、地震による被害の軽減に寄与することが期待されます。

今後にあっては、自主防災会、地域、消防団、学校や事業所が「大規模地震時のタイムライン」を参考に、それぞれの防災行動計画の作成を進め、地震発生時に関係者が連携実践して、有効性の検証を加えながら実践的な改善を図っていく必要があります。

次の大規模地震時のタイムラインは、比較的規模の大きな震災が発生した場合に、地域で起こる事態や出来事を整理したもので、最初の数時間は「常会」の範囲で、時間が経つにつれて「学校区・コミュニティ・村」へより広い範囲でのかわりの中で事態が展開していきます。

大規模地震時のタイムライン

時間経過	一般的な出来事	村の対応	ライフライン	常会(自主防災会)	小・中学校区	コミュニティ・村
地震発生直後	・地震発生、建物崩壊 ・テレビ等で緊急情報 ・震源地や地震規模の報道 ・出火が始まる	・災害対策本部設置 ・全職員の召集	・停電、断水が始まる ・交通機関のストップ	・身の回りの安全確保 ・同居家族の安否確認 ・初期消火、ドアの解放 ・自宅周りの安全確認 ・テレビ等から情報収集		
1時間まで	・各地の震度が報道される ・救急、救命活動開始 ・火災が拡大 ・二次災害防止の呼びかけ	・防災行政無線による呼びかけ(二次災害防止や避難など) ・被害状況調査	・電話の通話規制始まる ・災害時伝言ダイヤル開設 ・各ライフラインで復旧作業開始	・近隣間で安否確認 ・倒壊家屋からの救助 ・救出・一時避難場所へ避難 ・要支援者の避難支援		
6時間まで	・被害の中心地が判明・被害の範囲が判明	・避難所に職員の派遣		・常会内での安否確認完了	・避難所開設 ・避難者の受入 ・避難所運営組織活動開始	
1日まで					・給水、給食活動 ・宿泊準備、炊出し ・災害対策本部へ連絡	
3日まで	・広域火災が鎮火 ・ボランティア支援 ・自衛隊が到着 ・生き埋めなど生存率低下	・ボランティアセンター開設 ・ブルーシートの配布			・ボランティアとの連携 ・在宅避難者への支援 ・自衛隊が避難所に到着	・避難所間の連携 ・要支援者支援の連携 ・福祉避難所との連携
2週間まで	・行方不明者の捜索完了 ・避難者数の減 ・被災地外へ移動	・応急危険度判定・り災証明発行・見舞金などの受付	・危険な家屋の取壊し ・水道の復旧			・被災者の健康維持活動 ・避難所の統合合併
1ヶ月まで	・仮設住宅建築開始	・復興方針、復興計画の策定、発表				・仮設住宅の調整

2 自主防災組織、ボランティアに対する防災教育

— 主な実施機関 —

村（総務課、健康福祉課）

村は、地震時における自主防災組織、ボランティアの対応力を養成するため、自主防災組織、ボランティアに対する防災教育・啓発に努める。

（１）講習会

学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として、震災の原因及び対策等についての専門知識を習得させる。また、阪神・淡路大震災ならびに東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の教訓等を踏まえ、地震時の初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の活動内容及びその活動方法を習得させる。

（２）防災出前講座の活用

徳島県では、地域の寄り合いや各種団体の研修会等に職員が出向き、南海トラフ巨大地震をはじめ、地震・津波の特徴などをわかりやすく説明し、家庭や地域でできる日頃の備えについて皆様と考える「とくしまゼロ作戦」防災出前講座を実施している。

ア 講座の内容（下のテーマから選べます）

（ア） 基本講座（地震・津波の特徴、家庭・地域でできること）

（イ） 個別講座

- ① 中央構造線活断層帯直下型地震への備え
- ② 災害時のボランティア活動
- ③ 消防団の活動
- ④ 災害時の要援護者対策
- ⑤ 障がい種別の特性に応じた防災対策
- ⑥ 災害時の健康管理について
- ⑦ 企業防災について
- ⑧ 農林水産業における災害への備え
- ⑨ 住宅・建築物の耐震化
- ⑩ 水害について
- ⑪ 土砂災害に備えて
- ⑫ ダムの役割
- ⑬ 災害時のペット対策

イ 対象

地域の寄り合いや各種団体の研修会等で、概ね20人以上が参加する集会等

ウ 申し込み方法

所定の「申込書」により、講座開催日の概ね2週間前までに、徳島県防災人材センターまで。

エ 費用

職員の派遣費用は無料。

（３）見学会等

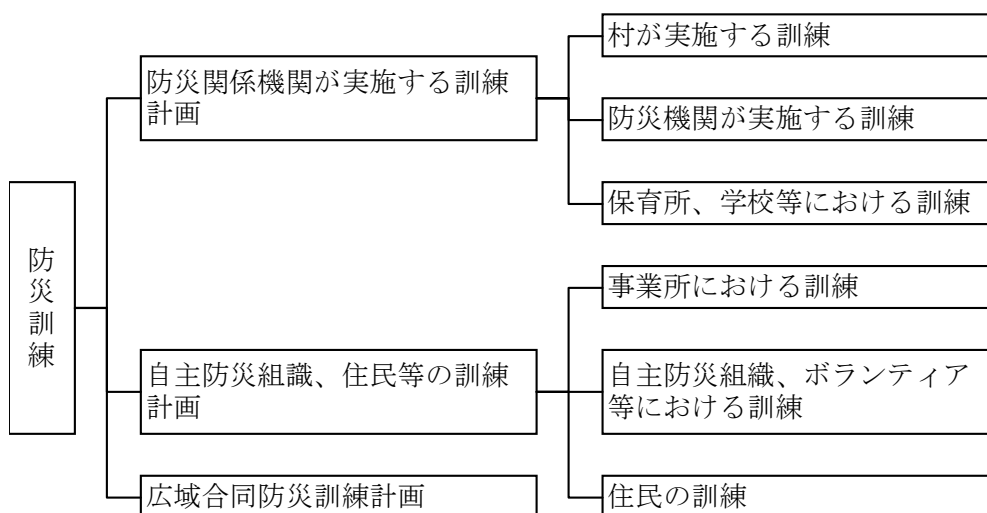
防災関係機関、防災施設、防災展等防災関係の催し等について見学をさせる。また、地震体験車により実際に模擬地震を体験させる。

第2節 防災訓練計画

第1 計画の趣旨等

地震発生時における迅速かつ的確な防災活動を行うためには、日ごろからの訓練が重要であるので、防災関係機関は、独自あるいは関係機関相互の連携のもと地震時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を年1回以上、継続的に実施する必要がある。

なお、住民にもこれらの訓練に積極的に参加させることにより、的確な災害対応を体得させる必要がある。



第2 防災関係機関が実施する訓練計画

1 村が実施する訓練

主な実施機関
村（総務課、各課局）

（1）非常参集訓練

災害対策を実施するために必要な職員を確保するために必要な訓練であり、非常連絡、非常参集等職員の動員訓練を実施する。

（2）通信連絡訓練

対策通報、被害情報等を防災関係機関相互に正確かつ迅速に通報するために必要な訓練であり、各種事態を想定して訓練を実施する。

（3）消防訓練

地震発生時における災害の規模や態様に応じた円滑な消防活動を実施するために必要な訓練であり、火災防御技術等の訓練を実施する。

（4）避難訓練

地震発生時に住民を安全な場所へ避難させるために必要な訓練であり、指示による誘導等の訓練を単独又は他の訓練とあわせて実施する。

（5）各種救助訓練

孤立者、負傷者等の救出、救助、応急救護、物資の輸送、給水、炊出し等の救助活動を円滑に行うために必要な訓練であり、単独又は他の訓練とあわせて実施する。

2 防災関係機関が実施する訓練

主な実施機関
村（総務課）

（1）防災関係機関

防災関係機関は、大規模な地震の発生を想定し、阪神・淡路大震災ならびに東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の教訓をもとに、非常参集、通信連絡、消防、避難、救助等の各種防災訓練を積極的に実施する。

（2）村

村は、防災関係機関が実施する非常参集、通信連絡、消防、避難、救助等各種の防災訓練に積極的に協力する。

3 保育所、学校等における訓練

主な実施機関
村（総務課、健康福祉課、教育委員会）

村は、地震発生時の幼児、児童、生徒等の災害対応力の比較的低い者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限に止めるため、保育所、学校等に対して、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

第3 自主防災組織、住民等の訓練計画

1 訓練の必要性等の周知

主な実施機関
村（総務課）

地震時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力のもと、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、地震時の行動を習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

このため、村は日常的な訓練の必要性や関連する防災関係機関を事業所、自主防災組織、ボランティア及び住民に周知させるものとする。

2 事業所における訓練

主な実施機関
村

学校、医院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。

なお、これら事業所は、地域の一員として、村及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じて地域の防災対策行動に貢献することが望ましい。

3 自主防災組織、ボランティア等における訓練

主な実施機関

村（総務課）、防災関係機関、自主防災組織、防災ボランティア

自主防災組織やボランティア等は、住民の防災活動や防災意識の向上及び関連防災組織との連携を図るため、村の指導を受けて、地域の事業所とも協調しながら、年1回以上の組織的な訓練を実施することが望ましい。

訓練種目としては、初期消火、通報、避難、応急救護及び高齢者、身体障がい者、傷病者などの災害弱者の安全確保の訓練等を主として行うものとする。

なお、自主防災組織やボランティア等からの指導・協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図りながら、積極的に自主防災組織やボランティア等の活動を支援するものとする。

4 住民の訓練

主な実施機関

村（総務課）、住民

村及び防災関係機関は、地震時において住民一人ひとりが適切な行動がとれるよう、防災訓練に際しては広く住民の参加を呼びかけるものとする。

なお、住民は、防災訓練の重要性を認識し、各種訓練に主体的・積極的に参加するとともに、家庭においても日ごろから防災について話し合うなど高い防災意識を持つことが望ましい。

第4 広域合同防災訓練計画

1 訓練の実施

主な実施機関

村（総務課）、近隣市町村、徳島県、徳島中央警察署、防災関係機関

村は、隣接市町村及び県と協力しながら、広域合同防災訓練を実施するものとする。

訓練は、大規模な地震の発生を想定し、阪神・淡路大震災ならびに東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の教訓をもとに、防災関係機関相互の連携体制の確立や住民と一体となった実地的な訓練を実施することとし、現地対策本部、広域応援体制、ボランティアの受入体制等の訓練を行う。

2 訓練の内容

主な実施機関

村（総務課）、近隣市町村、徳島県、徳島中央警察署、防災関係機関

（1）災害対策本部の設置及び運営

- (2) 現地災害対策本部の設置及び運営
- (3) 各種火災消火及び広域消防応援体制の確立
- (4) 救出・救助及び救護・応急医療並びにこれらの広域応援体制の確立
- (5) 避難準備及び避難誘導並びに避難所の機能確保と運営
- (6) ボランティアの受入れ及び活用
- (7) 緊急物資輸送
- (8) 無線による被害情報の収集及び伝達

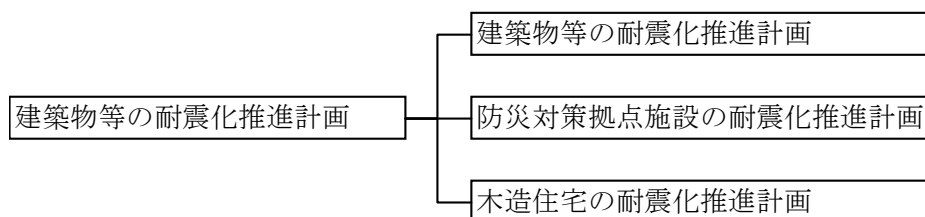
第 3 節 建築物等の対策計画

第 1 計画の趣旨等

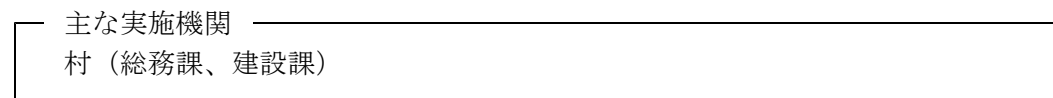
建築物の安全基準は、建築基準法で定められており、昭和 25 年に制定されて以来、過去 3 回の施行令の改正により、その都度耐震性の基準が強化されている。

阪神・淡路大震災における建築物の被害状況をみると、現行の建築基準法による耐震設計基準を満足させていない建築物に被害が多く集中していることから、それらの耐震性能を有さない既存建築物（特に昭和 56 年以前の木造住宅）に対し耐震診断及び耐震改修を行い耐震性能の向上を図る必要がある。

特に、地震発生時に避難、救護、応急対策活動の拠点となる建築物等、防災上重要な建築物の耐震性を強化するとともに、新設の公共施設については「耐震設計」を積極的に取り入れ、既存公共施設の耐震調査を実施し、補強計画の樹立に努める必要がある。



第 2 建築物等の耐震化推進計画



1 建築物の耐震化の促進

(1) 広 報

広報紙等により建築物の耐震化に関する意識啓発を行う。

(2) 所有者等への指導

村は、村内にある医院、旅館、木造住宅等の建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修を指導する。

2 建築物等の落下物対策の推進

村は、地震発生時に建築物の窓ガラス・外装タイル、煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物の落下及びブロック塀の倒壊等による危険を防止するため、次の対策を実施する。

(1) 一般建築物の落下防止対策

- ア 道路に面する 3 階以上の建築物を対象に実態調査を行い、特に、通学路及び避難場所周辺は重点的に点検を実施するものとする。
- イ 調査の結果、落下のおそれのある建築物及び工作物については、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
- ウ 建築物及び工作物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。
- エ 地震動により倒壊危険のある老朽化した空き家等の建築物及び工作物について、所有者、管理者等に徳島県「老朽危険空家除却支援事業」を活用した取壊しを推

奨励し、事前の危険回避に努める。

（2）既存ブロック塀の倒壊防止対策

- ア 道路沿いのブロック塀の所有者又は管理者に対しては、建築基準法に適合したものとすよう指導する。
- イ 通学路及び避難場所周辺のブロック塀については定期的に点検を行う。
- ウ 住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用して意識啓発を行うとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の知識の普及を図る。

第3 防災対策拠点施設の耐震化推進計画

主な実施機関

村（総務課、建設課、教育委員会）

村は、大規模地震発生時の応急対策活動の拠点となる施設を「防災上重要建築物」とし、その耐震性の確保を図るものとする。

1 防災上重要な建築物

- | | |
|--------------|-------------------|
| （1）役場 | 災害対策本部 |
| （2）農業振興センター | 災害対策本部代替施設、避難収容拠点 |
| （3）佐那河内小・中学校 | 避難収容拠点 |
| （4）佐那河内村民体育館 | 避難収容拠点 |

2 耐震診断及び耐震補強工事の実施

村は、防災上重要な建築物に対して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強工事・改築工事を行うなど、耐震性の確保に努める。

3 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。

また、同法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務づけることとする。

第4節 村の防災化計画

村は、地震による被害を最小限に止めるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進等を図る。

第1 建築物の不燃化促進

1 公的住宅の不燃化促進

公営住宅・改良住宅等の公的住宅については、特に山間部に立地するもの等防災上特に支障がないと考えられるもののほかは、不燃化を促進し、防災面での強化を図るとともに、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペースなどの適切な配置を考慮した公的住宅造りを推進する。

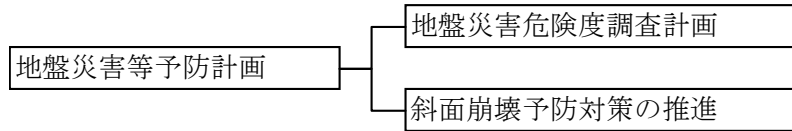
第 5 節 緊急輸送路の確保整備計画

一般災害対策編第 2 章第 10 節「緊急輸送路の確保整備計画」を準用する。

第6節 地盤災害等予防計画

第1 計画の趣旨等

地震による被害を最小限に止めるためには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行うとともに、震災発生の危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める必要がある。



第2 地盤災害危険度調査計画

主な実施機関
村（総務課、建設課）

1 地盤情報の収集・蓄積

村は、行政区域内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査を実施し、情報を収集・蓄積するとともに、地盤災害の危険度の把握に努めるものとする。

2 地盤情報の公開

村は、収集・蓄積した地盤情報を広く公開し、公共工事、民間工事における震災対策に必要な工法の判定等に活用させるものとする。

第3 斜面崩壊予防対策の推進

主な実施機関
村（総務課、建設課）

1 地すべり予防対策

県は、地すべりの起きる可能性のある所を地すべり防止区域として指定し、必要な対策を行うが、それには長年月を要することから、村は次のような地すべりの前兆があれば一応は地すべりと疑って、常に地すべり防止区域を見回り、警戒避難体制を確立することにより、人的、物的被害の軽減に努めるものとする。

地すべりの前兆

- 1 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
- 2 凹地ができたり、湿地が生じる。
- 3 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に变化する。
- 4 石積みのはらんだり、擁壁にひびが入る。
- 5 舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
- 6 樹林、電柱、墓石などが傾く。
- 7 戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。

集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

2 急傾斜崩壊予防対策

村は、がけ崩れによる災害を防止するため、がけ崩れの恐れのある箇所を把握し、人家5戸以上（5戸未満であっても学校、病院、旅館等のある場合を含む。）、がけの高さ5m以上、こう配30度以上の危険な「急傾斜地崩壊危険箇所」が急傾斜地崩壊危険区域として指定されるよう県に対して積極的に働きかけるものとする。

なお、県は危険度の高い急傾斜地崩壊危険区域から対策工事を実施しているが、全区域において同時に施行することは困難であることから、次のようながけは危険度が非常に高いものとして常に注意し、警戒避難体制をとる必要がある。

また、指定された急傾斜地崩壊危険区域には標識等を設置して付近の住民への周知徹底を図るとともに、定期的な防災パトロールや土砂災害に係る避難訓練を実施し、簡単な予防措置（水路の掃除、不安定土塊の除去、風で地盤を揺すぶる大木の切除など。）を講じるものとする。

危険度の高いがけ

- 1 クラック（き裂）のあるがけ
- 2 表土の厚いがけ
- 3 オーバーハングしているがけ
- 4 浮石の多いがけ
- 5 割目の多い基岩からなるがけ
- 6 湧水のあるがけ
- 7 表流水が集中するがけ
- 8 高さ5m以上、こう配30度以上のがけ

集中豪雨、長雨、地震時には特に注意する必要がある。

3 土石流予防対策

最近における災害の特徴として、一見安定していると思える地域において、集中豪雨、地震後の降雨等により、土石流が発生し、人家集落が悲惨な災害を受けた事例が頻発している。

これら事例に鑑み、村は、土石流危険渓流に簡易雨量計を設置し、観測するとともに、迅速で的確な警報の伝達、避難等の措置が行われるよう警戒避難体制を確立し、土石流による災害を未然に防止するものとする。

なお、土石流対策の雨量基準（警戒雨量、避難雨量）の設定については、県の十分な指導を受けるものとする。

また、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について整備しておくものとし、円滑な警戒避難を確保する上で、必要な事項を住民に周知させるため、普及啓発、その他必要な措置を講ずるものとする。

4 山地に起因する災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

近年、山地の崩壊・土石流・地すべり等の「山地災害」が、台風や集中豪雨に伴って発生することが多いが、地震により発生することもある。地震により発生する山津波、がけ崩れ、落石等は前触れもなく猛威を振るうので、人的被害が顕著となり、特に降雨と地震が重なった場合にこうした災害の発生確率は高まる。

県が、山地災害が発生するおそれのある地域を、林野庁が定める調査要領に基づき判定したものを、山地に起因する災害危険地区と呼び、予想される災害の形態により3種類に区分され、そのうち山腹の崩壊や落石による災害が発生する危険性が高い地区を「山腹崩壊危険地区」として、山腹の崩壊や地すべりによって発生した

土砂などが土石流となって流出し、災害が発生する危険性の高い地区を「崩壊土砂流出危険地区」として、区分されている。

村は、住民に山地災害危険地区の情報の周知を図り、集落の実態と危険度に応じた警戒避難体制を確立するとともに、県や山地防災ヘルパーと連携して定期的なパトロールを実施する。特に、山地災害危険地区内にある指定避難所や指定緊急避難場所及び要配慮者利用施設については重点的に実施する。

村は、山地災害を未然に防止するため、治山事業による防災対策を推進するよう県に積極的に働きかけていくとともに、実施に協力するものとする。

- [資料編] 5－ 1 地すべり防止区域
- [資料編] 5－ 2 地すべり危険箇所、地すべり危険地
- [資料編] 5－ 3 急傾斜地崩壊危険区域
- [資料編] 5－ 4 急傾斜地崩壊危険箇所
- [資料編] 5－ 5 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等
- [資料編] 5－ 6 砂防指定地
- [資料編] 5－ 7 土石流危険渓流
- [資料編] 5－ 8 土石流対策雨量基準
- [資料編] 5－ 9 山地に起因する災害危険箇所

第7節 浸水予防計画

村は、地震に起因する浸水に対し、避難指示等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、住民に対する浸水時の対応策の周知に努める。

第1 河川管理者が定めるべき事項

- (1) 堤防等の点検方針・計画
- (2) 堤防等の強化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

第2 浸水予防施設の整備

1 河川管理施設

村は、必要な施設の補強等整備を促進するとともに、事態に即応した適切な措置が講じられるようあらかじめその体制を整えておくものとする。

地震により崩壊の恐れがある工作物についても、その設置者が必要な措置を講じるものとする。

第3 農業用ダム・農業用ため池対策

1 緊急点検ため池の選定

決壊した場合に人的被害の恐れのある防災重点ため池を対象とする。

2 緊急点検体制の整備

村は、土地改良区及び水利組合等の農業用ダム・農業用ため池管理者で対応できない規模の震災が発生した場合に、これらの管理者の要請により、村及び県が支援を行い、緊急点検が実施できる体制づくりに努める。

また、緊急点検ため池の位置は村ため池マップ、ルートは村ため池ハザードマップにより緊急点検が実施できる体制づくりに努める。

第8節 水道施設の災害予防計画

第1 水道施設の整備

1 水道施設の耐震化

村は、地震による水道施設の被害を抑制し、また被害の影響を少なくするため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- (1) 石綿セメント管は、耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるよう努める。
- (2) 耐震化は、重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるよう努める。
 - ア 主要な管路等の重要度の高い基幹施設
 - イ 避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設
 - ウ 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設
- (3) 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める。
- (4) 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業体と管路で連結することについて検討する。

2 二次災害の防止

村は、水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や、有毒物質漏洩による被害などの二次災害が予想される場合には、次のような対策を検討し、必要な予防措置を講ずるものとする。

- (1) 水の流出防止及び斜面配管における管路の防護
- (2) 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管に伸縮可撓を挿入、耐震継手の採用
- (3) 塩素設備の配管類の強化、ポンベの転倒・滑動防止、塩素除外設備の設置

3 応急復旧対策

村は、水道施設の被害によって断水が生じても、早期の復旧を可能とするため、次の対策を講ずるものとする。

- (1) 日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り、分散して保管・管理する。
- (2) 地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要な情報の迅速な収集や、近隣市町村等への応援要請ができるよう、電話、無線等の通信手段を整備、確保しておく。
- (3) 応急復旧時に必要な資機材、作業力を確保するため、資機材を備蓄し、定期的に点検、整備を行うとともに、近隣市町村との相互応援体制の整備を図り、また、資機材メーカー、施工業者等との協定等の締結に努める。
- (4) 復旧作業用水を確保するため、他用水から緊急取水について確認しておくほか、予備水源の確保、受水槽の増量等について検討する。

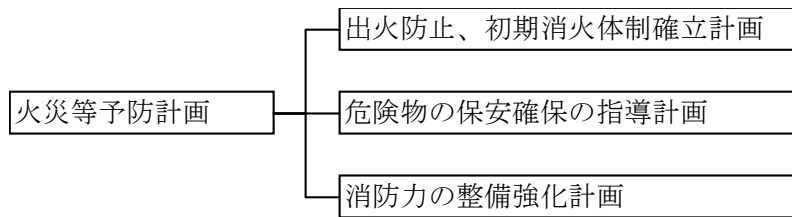
第 9 節 危険物等災害予防計画

一般災害対策編第 3 章第 3 5 節「危険物品の保安計画」を準用する。

第10節 火災予防計画

第1 計画の趣旨等

村は、地震発生時における出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、消防力の整備強化を図る必要がある。



第2 出火防止、初期消火体制確立計画

主な実施機関	
村（総務課）	

1 火災予防の指導の推進

村は、出火防止を重点とした消防広報及び講習会の開催、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけなど種々の広報を行い、火災予防の徹底を図るものとする。

また、出火防止はもとより、出火した場合における初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火器材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法について周知させるものとする。

(1) 一般家庭に対する指導

村は、各地区の自主防災組織を通じて、一般家庭に対し消火器具、消火用水の普及徹底を図り、これらの器具の取扱い方法を指導するとともに、初期消火の重要性を充分認識させ、地震発生時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

ア コンロ、ストーブ等からの出火の予防

地震を感じたら消火すること、対震自動消火装置を設置すること、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

イ 電気器具からの出火の予防

地震を感じたら安全が確認できるまで、コンセントを抜き、避難をする場合はブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

(2) 職場に対する指導

村は、予防査察、火災予防運動、防災指導等あらゆる機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及に努める。

ア 地震発生時における応急措置の要領

イ 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底

ウ 避難、誘導体制の確立

エ 終業後における火気点検の励行

オ 自衛消防隊の育成指導

2 防火対象物の防火体制の推進

村は、不特定多数の者が出入りする防火対象物については、火災が発生した場合の危険性が大きいと、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画の作成を指導し、この計画に基づ

く消火、通報、避難訓練、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行い、防火対象物に対する防火体制の推進を図る。

3 予防査察の強化

村は、防火対象物の用途、地域等に応じて予防査察を年間行事計画等により定期的実施し、常に村域の防火対象物の状況を把握するものとし、特に火災発生時において人命に危険があると認められる対象物並びに公共施設等については定期査察のほかに特別査察を行い、火災発生危険の排除とともに予防対策の指導を行い、火災の未然防止を図る。

第3 危険物の保安確保の指導計画

主な実施機関
村

1 危険物

村は、石油類、高圧ガス等の危険物による災害を未然に防止するため、必要の都度、危険物施設への立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備その他管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、適正に維持管理されているかについて予防査察を行うとともに、次のような災害予防対策の指導を行うものとする。

- (1) 危険物施設の所有者・管理者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保存を行わせ、災害発生の予防指導を行う。
- (2) 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に対する諸活動が円滑に実施され、応急対策が完全に遂行されるよう自主保安体制の確立を指導する。
- (3) 大火災となる要素を包蔵している地域又は施設に対しては、災害発生に対する防御計画の策定を指導する。

2 化学薬品

工場、医院及び学校等に保有している化学薬品は、少量の薬品が多種にわたり、しかも不必要となっても貯蔵保管されているのが現状であり、これら薬品の中には、転倒落下による衝撃、他の薬品との混合に伴い発火発熱する性質を有するものがある。

このため、村は、これら化学薬品等の貯蔵、保管場所の不燃化等の指導を行う。

第4 消防力の整備強化計画

村は、地震による火災の消火、人命救助等の初期活動が速やかに実施できる体制を確立するため、県の指導、援助を得ながら消防力の強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

主な実施機関
村（総務課）

村は、震災が発生した場合に現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するための総合的な消防計画を次のとおり策定するものとする。

(1) 災害警防計画

地震時において消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うため、災害種別に応じた活動体制、活動要領の基準を定める。

（2）火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、出動基準、警戒等について定める。

（3）消防活動困難地域の火災防御計画

木造建築物密集地域、消防水利不足地域等で、火災が発生すれば大火になると予想される消防活動困難地域について定める。

（4）危険物の防御計画

爆発、引火、発火その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建築物、場所に対する要領について定める。

2 地域消防力の整備強化

主な実施機関 村（総務課）

村は、地域社会の消防防災活動を行う消防団を次により育成強化するものとする。

（1）消火用資器材の充実

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災報知設備その他の消防施設・設備等の整備改善を図る。

（2）消防水利の確保等

地震時の消火活動に欠かせない消防水利を確保するため、防火水槽の設置及び耐震化を図るとともに、河川・用水・池等の自然水利を確保する。

なお、地震時は村全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性があるため、消防水利を消火栓に頼るだけでなく、計画的に防火水槽や耐震性貯水槽の整備に努める。

（3）消防通信施設の整備

災害対策本部と火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うため、通信施設や無線機の整備充実を図る。

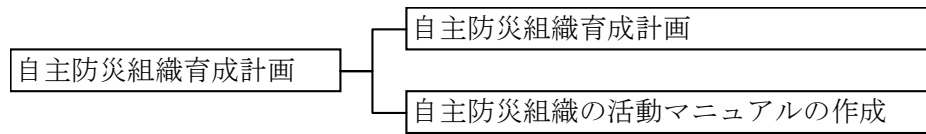
（4）救助装備の整備・高度化

人命救助資器材、分団員の安全装備、支援装備等の計画的な整備促進を図るとともに、分団員の救助技術の向上を図る。

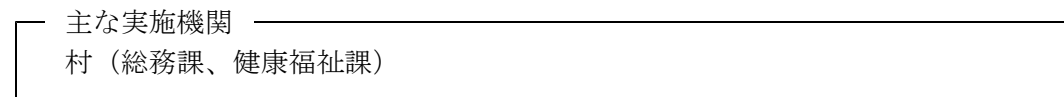
第11節 自主防災組織の育成に関する計画

第1 計画の趣旨等

震災による被害を最小限に止めるためには、行政の対応に加えて、住民一人ひとりが自らの生命と財産は自ら守るということを認識し、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが効果的であることから、自主防災組織の結成促進及び育成を図る必要がある。



第2 自主防災組織育成計画



1 自主防災組織の意義

地震時には、各種要因により防災関係機関の行う応急対策活動が遅れたり阻害されることが予想される。このため自主防災組織の結成促進及び育成を図ることにより、住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行い、もって震災を最小限に止めるよう努めるものとする。

2 自主防災組織の結成促進

村は、防災に関する講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発するなど、既存の自主防災組織に加えて新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行うものとする。

さらに、地域住民及び施設の関係者による自主的かつより機能的な防災組織の育成に努めるものとする。その際、障害者、高齢者等の避難行動要支援者や女性の参画の促進に努めるものとする。

（1）単位

自主防災組織は、既存のコミュニティ単位である常会等（以下「常会等」という）ごとに結成することを目標とする。ただし、その規模が大きすぎる場合は、さらにブロックに分けて結成するものとする。

（2）支援

自主防災組織の結成が遅れている地域に関しては、組織を結成する際に必要な資機材の整備の支援を行い、組織率の向上を図るものとする。

3 自主防災組織の育成

村は、自主防災組織の育成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（1）協力体制の整備

自主防災組織間の協力体制を整備するため、村内の自主防災組織の連絡協議会を設置し、自主防災組織間の情報や意見交換を行う機会を設けるなど組織間の連携体制の強化に努める。

（2）活動支援

自主防災組織に対し軽可搬ポンプ、トランジスターメガホン等防災活動に必要な資機材の充実に努めるものとする。

（3）リーダー養成

自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動を活性化する。

4 自主防災組織の編成

（1）組 織

自主防災組織は、災害対応組織の基本単位である常会等のブロックごとに結成する実行組織と、これら実行組織の集合体である統括組織からなる。

（2）実行組織

実行組織は、常会等のブロックを単位として結成し、防災活動に従事する活動班を置くことを原則とするが、地域特性及び常会等に属する世帯数等を考慮した防災活動にもっとも適した組織とする。

（3）統括組織

統括組織は、8～12実行組織ごとに1統括組織を結成し、防災活動に従事する活動班を置くことを原則とするが、地域の歴史や地理的条件等にも配慮し、地域の実情に即した組織づくりを行う。

（4）消防団員

消防団員は実行組織に属するものとし、平常時には、その専門的知識及び技能を生かして実行組織の防災訓練の指導等にあたるものとするが、災害発生時には消防団の一員として防災活動に従事するため、実行組織の活動班には組み入れないものとする。

（5）消防団

消防団は統括組織を構成するものとし、平常時には、地域の防災活動に指導的役割を果たすものとするが、地震発生時には防災活動を行うため、統括組織には組み入れないものとする。

（6）実行組織の活動班

活動班	活動内容
① 総務班	各班の活動状況の把握調整及び統括組織との連絡調整を行う。
② 情報班	地域の災害情報の収集及び伝達を行う。
③ 消火班	初期消火を行う。
④ 救出救護班	けが人、病人等の救出救護を行う。
⑤ 避難誘導班	避難誘導及び避難人員の把握を行う。
⑥ 給水給食班	給水給食及び生活必需品の配付を行う。
⑦ 避難所運営班	避難所の自主的運営を行う。

（7）統括組織の活動班

活動班	活動内容
① 総務班	所属する実行組織の相互応援等の防災活動の調整を行う。
② 情報班	地域及び広域の災害情報の収集及び伝達を行う。
③ 避難所運営班	給水給食及び救援物資等の配分を行う。

5 自主防災組織の防災計画

（1）平常時の活動

組織	活動内容
実行組織	防災意識の啓発 防災知識の普及 防災資機材の管理 防災訓練
統括組織	所属する実行組織との連絡調整 婦人会、子供会、PTA及びボランティア団体等の住民 団体並びに社会福祉施設及び事業者等との間に地域の防災 活動の連携を目的としたネットワークづくりを行う。

（2）災害時の活動

組織	活動内容
実行組織	地域の災害情報の収集及び伝達 初期消火 救出救護 避難誘導 給水給食及び生活必需品の配付 避難所の開設・運営
統括組織	所属する実行組織との連絡調整 給水給食及び救援物資等の配分 自主的で秩序ある避難所の運営のために必要な村職員、 学校職員、ボランティア等との連絡調整

（3）自主防災組織等のリーダー育成

村は、自主防災組織の活動班のリーダーあるいは常会等や婦人会、子供会等の住民団体等のリーダー等の幅広い住民を対象に講習会及び訓練等を実施し、防災活動についての知識・技能、責任感及び実行力を有するリーダーを育成するものとする。

（4）村職員の積極的参加

村の職員は、地域住民としての自覚を持ち、地域の自主防災組織の結成及び活動について積極的に参加するものとする。

（5）自主防災資機材の整備

村は、各実行組織ごとに次の簡易救助用資機材を整備するよう努めるものとする。

- ・ジャッキ 1 台
- ・丸形スコップ 1 1 本
- ・テコバール 1 1 本
- ・替刃式折込ノコ 5 本
- ・布バケツ 1 1 個

（6）自主防災資機材の管理

各実行組織ごとに整備する資機材の管理は各実行組織で行うものとする。

第3 自主防災組織の活動マニュアルの作成

主な実施機関
村（総務課、健康福祉課）

村は、地域住民が効果的な防災活動を行えるよう、次の項目についての理解しやす

い防災マニュアルを作成し、配布するものとする。

1 平常時の活動

- (1) 日ごろの備え及び地震時の的確な行動等の防災知識の普及
- (2) 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練
- (3) 初期消火、救出・救護用の防災資機材等の備蓄・管理
- (4) 家庭及び地域における防災点検
- (5) 地域における高齢者、身体障害者、外国人等要配慮者の把握

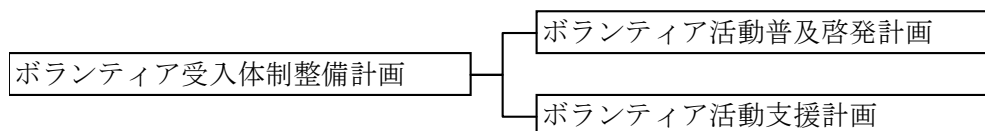
2 災害時の活動

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止、初期消火の実施
- (3) 高齢者、身体障害者等の要配慮者の把握
- (4) 救出・救護の実施
- (5) 炊出し等の給食及び給水の実施及び協力
- (6) 救援物資の配分及び配付並びに避難所の運営及びそれらに係る協力

第12節 ボランティア受入体制の整備及び運用に関する計画

第1 計画の趣旨等

地震時におけるボランティア活動は、被災者の生活の安定と再建を図る上で重要な役割を担うものである。このため、地震発生時にボランティア活動が効果的に行えるよう、平常時からボランティア団体等との連携協力関係を構築しておくとともに、地震時にそのマンパワーを有効に活用できるよう受入体制や活動環境の整備を積極的に行う必要がある。



第2 ボランティア活動普及啓発計画

主な実施機関

村（総務課、健康福祉課）、村社会福祉協議会、女性消防隊員

1 ボランティア活動の普及及び啓発

村は、村社会福祉協議会（以下「村社協」という。）等と連携し、地震時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動を確保するため、交流会や研修会の開催などにより住民や事業所に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるものとする。

2 防災ボランティア登録制度の創設等

村は、地震時において必要とされるボランティア活動について、即時的に対応できるよう、防災ボランティア登録制度を創設する。

（1）登録対象者

- ア 村内に在住又は勤務する個人又は団体
- イ 村内に活動拠点を有する個人又は団体

（2）活動内容等

ア 一般ボランティア

特別な資格を必要としない次のような活動を行う。

- ・炊出し
- ・清掃
- ・救援物資の管理及び配付
- ・被災者の生活支援や話し相手
- ・専門職ボランティアの補助等

イ 専門職ボランティア

一定の経験や知識又は専門的な知識や技術若しくは特別な資格等を必要とする次のような活動を行う。

- ・平常時に行う建物の耐震診断
- ・地震時に行う建築物応急危険度判定
- ・アマチュア無線等による情報の収集及び伝達
- ・パソコン通信等による災害、安否、生活情報等の収集及び伝達

- ・特殊車両による救援
- ・救急救護
- ・メンタルケア
- ・介護
- ・通訳・手話等

ウ ボランティアコーディネーター

一般ボランティアの中から希望者を募り、県の協力を得ながらボランティア・ニーズの把握や各種ボランティア団体の活動等の連絡調整を行うことのできるボランティアコーディネーターの育成を図る。

(3) ボランティア団体との連携

村及び村社協は、平常時からボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワークや社会貢献活動、地域活動を行っている団体等とのネットワークを形成し、災害時における協力体制を構築しておくものとする。

第3 ボランティア活動支援計画

主な実施機関

村（総務課、健康福祉課）

1 活動拠点の整備

村は、地震発生時においてボランティア活動の拠点となる「災害ボランティア支援センター」を村社協に設置するものとし、平常時から拠点整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、携帯電話、FAX、パソコン等の資機材の整備を進めるものとする。

2 ボランティア活動時における保険制度の整備

村は、災害及び二次災害等担保特約保険へ加入し、ボランティア活動中の事故に対する保証を行うことを検討する。

3 ボランティア受け入れマニュアルの策定

村は、地震発生時において円滑なボランティア活動を可能にするため、あらかじめボランティアの受け入れ体制づくりについてのマニュアルを策定しておく。

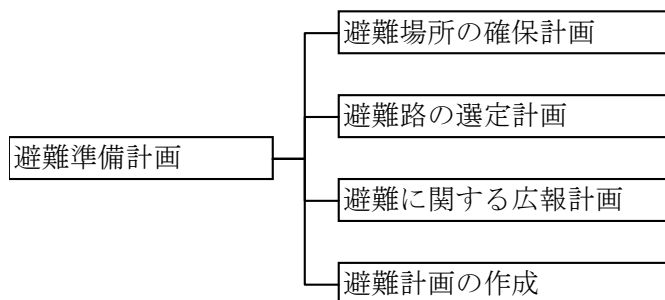
第13節 企業防災の促進に関する計画

一般災害対策編第 2 章第 1 3 節「企業防災の促進に関する計画」を準用する。

第14節 避難準備計画

第1 計画の趣旨等

村は、地震時における火災、地盤災害等から住民の生命、身体の安全を確保するため、あらかじめ避難場所及び避難路を選定し、避難計画の策定を行うなど総合的かつ計画的な避難対策を推進する必要がある。また南海トラフ地震臨時情報が発表された際、高齢者、避難行動要支援者等が迅速な避難行動に移ることができるよう、手続きの流れを確認する必要がある。



第2 避難場所の確保計画

主な実施機関

村（総務課、建設課、健康福祉課、教育委員会）

1 広域避難場所の指定

村は、延焼火災、がけ崩れ等の危険性の高い地域について住民等を安全に避難させるため、必要に応じ、次の基準により広域避難場所を指定しておくものとする。

ただし、広域避難場所としての適格性の判断は各地区の状況等を勘案し、次の要件に適している等、総合的に判断するものとする。

- (1) 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者を安全に保護することのできる十分な広さを有する公園、グラウンドその他の公共空地であること。
- (2) 避難者一人あたりの必要面積はおおむね4㎡以上とし、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置すること。
- (3) 木造密集地から300m以上離れていること。
- (4) がけ崩れ、浸水などの危険のないところで、付近に多量の危険物等が備蓄されていないところであること。
- (5) 避難者が安全に到着できる避難路と連結されていること。
- (6) 地区分けをする場合においては大字等の集落単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

2 広域避難場所の整備

村は、円滑な避難誘導及び避難場所での迅速な救援・救護活動を実施するため、広域避難場所の環境整備と、維持管理に努めるものとする。その主な内容は次のとおりとする。

- (1) 広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から関係地域住民への周知を図る。
- (2) 広域避難場所内で円滑な給水活動ができるよう、ポンプ、浄水器等の整備及び水

源の確保を図る。

- (3) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備、避難者への適切な物資の配布を図る。

第3 避難路の選定計画

主な実施機関
村（総務課、建設課）

村は、住民が安全に広域避難場所等へ避難するための避難路をおおむね次の基準により選定し、確保するものとする。

- (1) おおむね8～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとし、原則として一方通行で避難できること。
- (3) がけ崩れ、浸水等の危険のない道路であること。

第4 避難に関する広報計画

主な実施機関
村（総務課）

村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう平常時からあらゆる機会をとらえ避難に関する広報活動を行うとともに、避難場所の標示板を設置し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

1 広域避難場所等の広報

広域避難場所について、地域住民に対し次の事項の周知徹底に努めるものとする。

- (1) 名称
- (2) 所在位置
- (3) 経路
- (4) その他必要な事項

2 避難のための知識の普及

次の事項について住民への普及徹底に努めるものとする。

- (1) 平常時における避難への備え
- (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の行動
- (3) 避難時における知識
- (4) 避難収容後の心得

第5 避難計画の作成

主な実施機関
村（総務課）

村は、地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時において住民が安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、具体的な避難計画を作成しておくものとする。

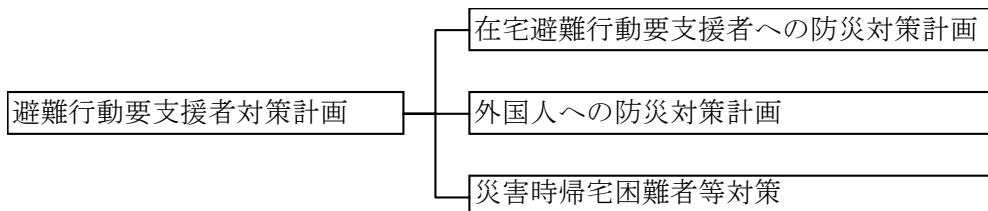
[資料編] 14－ 5 指定避難所・指定緊急避難場所等

第15節 避難行動要支援者対策計画

第1 計画の趣旨等

地震が発生した場合、高齢者、乳幼児、傷病者及び身体障害（児）者等災害適応能力の弱い者並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（以下「避難行動要支援者」という。）が犠牲になる場合が多くなっている。

このため、近年の急速な高齢化や国際化、あるいはライフスタイルの変化等に対応し、避難行動要支援者の安全確保対策を積極的に推進する必要がある。



第2 在宅避難行動要支援者への防災対策計画

主な実施機関
村（総務課、健康福祉課）

1 在宅避難行動要支援者の把握

村は、在宅避難行動要支援者に係る情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援を必要とする事由、その他必要と認める事項）の整理・保管に努めるとともに、県の福祉事務所及び保健所等の関係機関との連携を図り、在宅避難行動要支援者に係る情報の共有化に努めるものとする。

2 防災知識の普及啓発及び訓練の実施

村は、避難行動要支援者及びその関係者に対して、広報紙、パンフレット等の配布を行い、震災に関する基礎的知識の普及啓発に努めるものとする。

また、地域における防災訓練への参加の呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、住民に対して避難行動要支援者の救助・救援に関する訓練を実施するものとする。

3 避難行動要支援者支援対策マニュアルの策定

村は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、具体的な防災対策及び応急救助対策のあり方をまとめた、避難行動要支援者支援対策マニュアルを策定し、地域ぐるみの避難行動要支援者支援の指針とする。

4 緊急通報システムの整備

村は、地震時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、在宅避難行動要支援者に対する緊急通報装置の設置を促進するなど、必要に応じて緊急通報システムの整備に努めるものとする。

第3 外国人への防災対策計画

主な実施機関 村（総務課、健康福祉課）

1 外国人の所在の把握

村は、地震時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑に支援できるよう、平常時において外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努めるものとする。

2 防災基盤の整備

村は、避難所や避難路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置を進めるものとする。

3 防災知識の普及啓発及び訓練の実施

村は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業者等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

4 防災訓練の実施

村は、外国人の防災への行動認識を高めるとともに、地震時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施するものとする。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

村は、外国人が地震時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう外国語通訳や翻訳を行うボランティアなどの確保を進めるものとする。

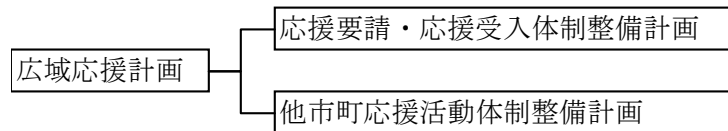
第4 災害時帰宅困難者等対策

地震発生時には、観光者や遠距離通勤者等が帰宅困難となる恐れがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要がある。村は、事業所等と協力して、こうした人々に対して、適切に対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

第16節 広域応援計画

第1 計画の趣旨等

村域において震災が発生し、自力による対応が困難な場合、他の市町村や防災関係機関の協力を得て災害対策を実施する必要がある。このため、他の市町村や防災関係機関との間に相互応援協定等を締結するなど相互の連携を強化し、広域的な防災活動体制の強化・充実に努める必要がある。



第2 応援要請・応援受入体制整備計画

主な実施機関
村（総務課、建設課、健康福祉課）

1 相互応援協定の締結

村は、隣接する市町村のみならず、同時に被災する可能性の低い離れた位置にある市町村との相互応援協定の締結をするなど広域応援体制の拡充に努めるものとする。

また、すでに締結している協定についてはその内容を常に検討し、新たな災害で得た教訓や社会環境への変化を反映させるとともに、その内容の具体化に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結状況は次のとおりであり、連絡担当部局及び電話番号等については、不断に見直しを行っていくものとする。

おって、災害による通信機能の途絶等一定の条件のもとでは、応援を要請される側が自らの判断により出動ができるような協定の見直しについて検討するものとする。

隣接市町村

協定締結市町	連絡担当部局	電話番号
神山町	総務課	088-676-1111
勝浦町	企画総務課	0885-42-2511
徳島東部地域応援協定	徳島市 危機管理監 危機管理課	088-621-5526
	小松島市 総務部 市民安全課	0885-32-2227
	勝浦町 企画総務課	0885-42-2511
	上勝町 総務課	0885-46-0111
	石井町 いのちを守る防災・危機対策課	088-674-1171
	神山町 総務課	088-676-1111
	松茂町 危機管理室	088-699-8725
	北島町 危機情報管理室	088-698-9807
	藍住町 総務課	088-637-3111
	板野町 総務課	088-672-5980
	上板町 企画防災課	088-694-6824

2 応援要請体制の整備

村は、地震発生時の応援要請が迅速かつ円滑に行われるよう応援要請手続き及び連絡方法を定め、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、協定を締結している他の市町村及び防災関係機関との間において、平常時から訓練、情報交換等を実施するものとする。

(1) 応援要請手続

次に掲げる事項について、口頭又は電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

- ア 震災の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所及び期間
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

(2) 応援要請の連絡方法

- ア 応援要請は口頭又は電話により行う。
- イ 応援要請後、3の(2)で定める活動計画をFAXにより送付する。
- ウ 文書による応援要請は、災害による混乱が収拾した後に行う。

3 応援受入体制の整備

村は、応援要請後直ちに応援部隊の受入体制がとれるよう応援受入体制の整備手続きを定め、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、応援受入体制の主な内容は次のとおりとし、これ以外の事項については臨機応変に対処するものとする。

(1) 応援要請及び応援活動の記録

- ア 応援の要請先、要請日時、要請内容
- イ 回答先、回答日時、回答内容
- ウ 応援部隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先

- エ 活動（滞在）期間、自立度（食糧、飲料水、宿舎）
- オ 搬入物資の内容・量・返却義務の有無
- カ 応援活動実績記録（事故等の記録を含む）
- キ 撤収日時

（2） 応援部隊の活動計画の作成

要請した応援部隊に対して、いつから、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するのか等を整理した応援部隊の活動計画を作成する。

（3） 食糧、飲料水、宿舎等の準備

要請する応援部隊は自立できることが原則ではあるが、応援部隊が自立できない場合は、必要最小限の食糧、飲料水、宿舎、待機場所、駐車場等を準備する。

（4） 応援受入マニュアルの作成

他市町村等からの多人数の応援部隊の受入れを円滑に行うため、「広域応援受入マニュアル（仮称）」の作成を検討する。

第3 他市町村応援活動体制整備計画

主な実施機関

村（総務課、建設課、健康福祉課）

1 応援体制の整備

村は、被災市町村より応援要請を受けた場合、直ちに応援部隊の派遣ができ、かつ、通常業務に支障をきたさないよう、次の事項についての業務方法について定めるものとする。

- （1） 支援対策本部の設置及び運営
- （2） 派遣部隊の編成及び派遣
- （3） 携帯資機材の調達及び運搬
- （4） 応援活動の作業手順等

2 応援にあたっての留意事項

派遣部隊は、被災地において被災市町村からの援助を受けることのないよう、食糧、衣料、宿営機材、通信機材に至るまで自力で賄うことができる自己完結型の組織体制を持たなければならない。

[資料編] 12－ 1 消防相互応援協定書（神山町）

[資料編] 12－ 2 消防相互応援協定書（勝浦町）

[資料編] 12－ 3 徳島県市町村消防相互応援協定

[資料編] 12－ 5 徳島東部地域における災害時相互応援協定に関する協定書

第17節 防災施設等整備計画

村は、地震応急対策を円滑に実施するために必要な施設、資機（器）材及び物資の整備、充実に努めるものとする。

第1 情報通信体制の運用管理

村及び関係機関は、地震時における情報通信の重要性にかんがみ、地震時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等情報通信体制の整備に努める。

1 各無線施設等の整備充実

村は、村防災行政無線施設及び設備についての定期的な点検整備を行うとともに、要員の確保及び応急用資機材の確保充実に図り、地震時における通信手段の確保に努める。また、アマチュア無線局の協力体制の推進とあわせ、防災行政無線施設の早急な整備に努めるものとする。

2 防災相互通信用無線局の整備

県災害対策本部を中心として指定地方行政機関等、防災機関相互間の情報連絡手段を確保するため、村及び各機関はそれぞれ防災相互通信用無線局の整備に努めるものとする。

第2 応急物資等の備蓄

大規模災害発生時には、多くのり災者に対する防災機関の対応能力にはおのずと限界があり、全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。住民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、地震時には「自分の命は自分が守る」ことを基本理念として、災害発生後救援態勢が立ち上がるまでの間は、住民又は地域において自らの生活維持をしていくため、食糧・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このため村は自ら備蓄することの必要性を住民に周知徹底するものとする。

一方で、村は、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかったり災者等のために飲料水や食糧、生活必需品などの供給を行うなど地域住民の生活に密接した物資の確保を行う責務がある。

従って、それぞれの村の特性から必要量を算定し物資の備蓄・確保に努めるものとする。

1 応急食糧の備蓄整備

基本的に住民は発災初期の避難生活のための応急食糧の備蓄を平常時から行っておく努力が求められる。また、地域住民と密接に関わっている村は、家屋倒壊等で備蓄食糧の確保ができなかったり災者の生活確保のための備蓄食糧の整備に努めることとする。それぞれの村の人口や地理等の特性を考慮した上で、他地域や民間との応援協定等を活用し確保手段の多様化を図り必要量を検討し、備蓄に努めるものとする。

2 給水体制の整備

（1）運搬給水の備え

村は、初期段階の応急給水ができるよう、仮設水槽、ポリタンク、その他必要な資材を整備、備蓄するとともに、あらかじめ避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設を運搬給水先と定めておくほか、運搬先ごとに運搬

給水の水源となる消火栓、民間の飲用井戸等や運搬輸送ルートについても定めておく。

また、近隣市町村等からの応援給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受け入れ体制を整えておく。

その他、住民への非常用飲料水袋の配布についても図ることとする。

（2）拠点給水の整備

村は、運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水を確保する必要から、避難所や消火栓等の設置場所に給水拠点を配置することとし、また、耐震性貯水槽の設置についても検討する。

また、飲料水安全確保のためのろ過器、残留塩素濃度測定器、塩素殺菌用薬品等を備蓄するものとする。

3 生活必需品等の備蓄整備

生活必需品等については日本赤十字社、村等において備蓄されており、これらをさらに整備し、充実させることが必要である。県、村においては民間流通業者との物資協定を結び、安定した物資確保体制の整備に努めるものとする。

また住民は地震時に備え、生活に必要な非常持ち出し品及び災害対応活動に活用できるよう備えておく必要がある。

第3 防災拠点施設等の整備

防災中枢機能を果たす村役場庁舎について、防災設備の充実及び災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害対策資機材の備蓄を推進する。

また、村役場庁舎が被災した場合に備え、村農業振興センターを代替施設として指定し、災害対策施設としての整備に努める。

1 村役場庁舎の整備

防災活動の中枢機関となる災害対策本部を設置する役場庁舎について、自家発電設備の定期的な保守点検や燃料の備蓄を行う。

備蓄資材	台数・数量
自家発電機	2台
発電機用燃料	軽油 40ℓ

2 村農業振興センターの整備

村役場庁舎が被災した場合の代替施設として、村農業振興センターを指定し、防災設備の整備や防災資機材の備蓄に努める。

第4 各種データの整備保全

村は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍・住民基本台帳・地籍・建築物・権利関係・施設・地下埋設物等情報及び測量図面・情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）に努める。

現在、本村では、毎月住民台帳データをDATテープに保存し県外にて保管している。

[資料編] 7-16 災害時における救援物資提供に関する協定書(徳島ペプショール販売(株))

[資料編] 7-17 災害時における救援物資提供に関する協定書(四国コ・コーポレーション(株))

[資料編] 7-19 消防団応援自動販売機の設置に係る協定書 (同上 徳島営業所)

第18節 震災に関する調査研究計画

第1 計画の趣旨等

震災は、その災害の事象が広範かつ複雑であり、地域社会へ及ぼす被害は連鎖的かつ広域的なものへと波及する特徴を有している。このため、震災対策を総合的、計画的に推進するためには、各種災害の要因、態様並びに被害想定及びその対策等について、自然科学及び社会科学などさまざまな分野において被害を最小限に止めるための各種調査研究を実施する必要がある。

第2 調査研究テーマ

主な実施機関 村（総務課）

村は、震災に関する各種対策を総合的、計画的に実施するため、研究機関等と連携し、次の調査研究の推進を図る。

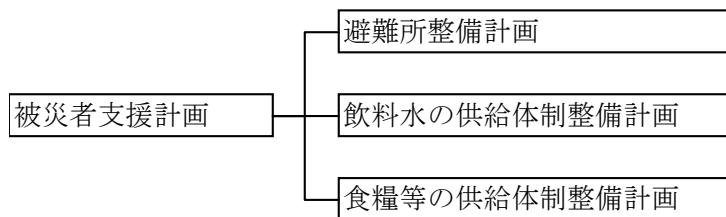
- (1) 被害想定に関する調査研究
- (2) 地質に関する調査研究
- (3) 構造物の耐震性に関する調査研究
- (4) 大震災に関する調査研究
- (5) 避難に関する調査研究

第19節 被災者支援計画

第1 計画の趣旨等

地震発生後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を滅失するなど引き続き救助を要する住民に対して、収容保護を目的とした施設の提供が必要となるため、避難所としての施設の指定及び整備を行う必要がある。

また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品のそう失、流通機能の一時的停止や低下が起こった場合には、被災者への食糧、生活必需品等の迅速な供給が必要となるため、災害発生直後から被災者に対し円滑な生活救援物資の供給が行えるよう物資の備蓄及び調達体制の整備を行う必要がある。



第2 避難所整備計画

主な実施機関
村（総務課、建設課、教育委員会）

1 指定避難所の指定

村は、避難場所に避難した被災者のうち住居等をそう失するなど引き続き救護を要する者に対しての収容保護を目的として指定避難所を開設する。指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 指定避難所は、原則として、大字等の集落を単位として指定する。
- (2) 指定避難所は、耐震性・耐火性の高い公共建築物（学校、体育館、公民館等）を利用する。
- (3) 指定避難所に受入れるり災者の占有面積は、一人あたり4㎡とする。

2 指定避難所の耐震性の確保

村は、指定避難所に指定した建築物については、できるだけ早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するものとする。

3 指定避難所の備蓄物資

村は、指定避難所に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要な時直ちに配備できるよう準備しておくものとする。主な備蓄物資は次のとおりとする。

- (1) 飲料水、食糧
- (2) 生活必需品
- (3) 通信機材
- (4) 放送設備
- (5) 照明設備（非常用発電器を含む）
- (6) 炊出しに必要な機材及び燃料（鍋、釜、包丁、食器セット）
- (7) 給水用機材

- (8) 医薬品
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 防疫用資機材
- (11) 工具類

第3 飲料水の供給体制整備計画

主な実施機関
村（総務課、産業環境課）

1 飲料水の備蓄

(1) 目標数量

村の想定避難者約 100人の3日分（1人1日3ℓ程度）を備蓄目標とする。

(2) 備蓄場所及び品名・数量

品名・数量 備蓄場所	給水タンク		ポリ容器		ポリ袋
	2m ³	1m ³	18ℓ ^ツ	10ℓ ^ツ	2～20ℓ ^ツ
佐那河内村役場			30	36	900

2 飲料水等の確保対策

- (1) 小中学校の給水設備等の耐震化を図る。
- (2) 小中学校のプールの耐震化、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、利用可能な井戸の登録、ろ水器の配備等により飲料水及び生活用水を確保する。
- (3) 浄水機械の導入により飲料水を確保する。
- (4) 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強に努める。
- (5) 災害時における被災者の飲料水の確保を図るため、緊急時飲料水提供ベンダーの設置を進める

第4 食糧等の供給体制整備計画

主な実施機関
村（総務課、健康福祉課）

1 食糧の備蓄

(1) 目標数量

3,000食を備蓄する。（平成24～28年度）

(2) 品名

- ア 主食 乾パン、アルファ化米、即席めん、その他
- イ 乳児食 粉ミルク、離乳食、ほ乳びん、その他
- ウ 副食品等 副食品（梅干し、つくだ煮、缶詰め等）、調味料（塩、みそ、しょうゆ等）、要配慮者向け食品（粥、減塩食品等）

(3) 備蓄場所及び数量

ア 主食

品名・数量 備蓄場所	乾パン	アルファ化米	即席めん	合 計
佐那河内村役場	150 食	50 食	100 食	300 食

イ 乳児食

品名・数量 備蓄場所	粉ミルク	離乳食	ほ乳びん	合 計
佐那河内村役場	20食(2缶)	10 食	2 本	30 食

(注) 1 乳児食については、3日分に相当する量を目標とする

2 粉ミルクは1缶 350gとして換算

ウ 副食品等

品名・数量 備蓄場所	副食品	調味料	要配慮者向け食品	合 計
佐那河内村役場	200 食	100 食	50 食	350 食

エ 要配慮者支援物資

備蓄場所	種 類	対 象	数量
村民体育館	備蓄用飲料水	乳幼児粉ミルク用	50本
	備蓄用非常食	アレルギー対策用	50袋
	備蓄用ミルク	乳幼児粉ミルク	2 缶
	生活用品	乳幼児ほ乳瓶	10セット
	〃	乳幼児用紙おむつ	2 袋
	〃	高齢者用 〃	1 袋
	〃	女性用生理用品	5 袋
	〃	〃 下着	5セット
	〃	男性用下着	5セット

2 食糧等の備蓄体制

村は、1の(1)の目標数量の食糧備蓄に努めるとともに、賞味期限があることから計画的に更新及びメンテナンスに配慮するものとする。

[資料編] 7-16 災害時における救援物資提供に関する協定書(徳島パプショウ販売(株))

[資料編] 7-17 災害時における救援物資提供に関する協定書(四国コ・コーポレーション(株))

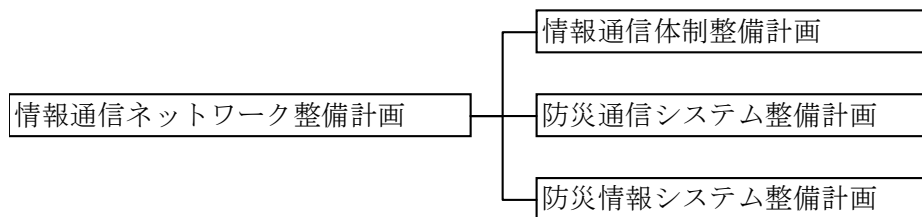
[資料編] 14-5 指定避難所・指定緊急避難場所等

第20節 情報通信ネットワーク整備計画

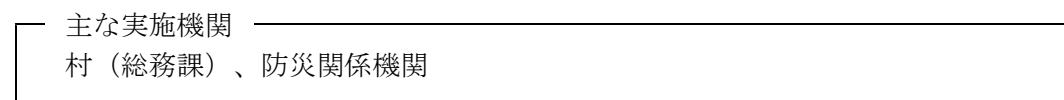
第1 計画の趣旨等

大規模な地震が発生した場合、多種多様かつ多量な災害情報が交錯するなかで、村及び防災関係機関は緊密な連携のもとに被害状況を把握、伝達し、的確かつ迅速に応急対策を実施するとともに、避難者等に対しては適切な広報活動を行い、震災による社会的混乱を最小限に防止する必要がある。

このためには、迅速かつ的確な情報の収集及び伝達が不可欠であるので、村及び防災関係機関は、最新の情報通信技術を適用した情報通信ネットワークを整備する必要がある。



第2 情報通信体制整備計画



1 情報収集体制の整備

村及び防災関係機関は、村内の被害状況を迅速かつ的確に把握するため、情報収集要員を定める等情報収集体制を整備するとともに、被害状況補足システムを確立するなど、情報収集機能の向上に努めるものとする。

2 情報連絡体制の整備

村及び防災関係機関は、災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、情報連絡担当者を定める等情報伝達体制を整備するものとする。

（1）指定電話及び情報連絡担当者

村及び防災関係機関は、情報伝達を円滑に行うためあらかじめ指定電話及び情報連絡担当者を定め、情報連絡窓口を一本化するものとする。

（2）村の情報連絡体制

村の災害に係る情報連絡体制は次のとおりとする。

ア 災害対策本部が設置されていない場合

村総務課（電話 679－2113）

イ 災害対策本部が設置された場合

村災害対策本部室（電話 679－2113）

（3）災害時優先電話の使用

災害時優先電話とは、電話を発信するときの優先機能を有する電話をいう。

災害の救援、復興や公共の秩序を維持するため、法律に基づいてあらかじめ指定されている電話で回線毎に指定されており、災害により被災地へ電話が殺到した場合、一般の電話はかかりにくくなるが、指定電話から発信された電話は優先的に接続される。

村の災害時優先電話は、679－2111、679－2112、679－2304の3台

（4） 通信手段の多様化

村及び防災関係機関は、通信手段の途絶に備え、アマチュア無線、携帯電話、衛星携帯電話、タクシー等の業務無線等各種の通信手段が利用できるような体制の整備に努めるものとする。

3 広報体制の整備

村は、住民及び事業所に対し被害情報等の震災情報を広報するため、災害広報要員を定める等広報体制を整備するとともに、震災情報を迅速に広報するためのシステムの確立等情報伝達機能の向上に努めるものとする。

第3 防災通信システム整備計画

主な実施機関
村（総務課）、徳島県

1 防災通信システムの整備

（1） システム構成

村及び防災関係機関は、地情報の収集及び伝達・連絡のために、次の機器により構成される防災通信システムを整備するものとする。

有線通信設備	無線通信設備
直通電話 重要加入電話	防災行政無線

（2） 整備方針

防災通信システムは、有線通信途絶時にも通信機能を確保できるよう、有線通信設備に併せて無線通信設備の整備に努めるものとする。

（3） 運用方針

村及び防災関係機関は、通信設備として有線通信設備を活用することを原則とする。

ただし、有線通信が途絶したときは、防災行政無線等の防災通信システムの無線通信設備のほか警察や四国電力、**四国電力送配電**の業務用無線通信設備を活用するものとする。

2 防災対策要員緊急招集システムの整備

村は、防災対策要員を緊急に招集できるよう、携帯電話等の緊急連絡用機器の活用を図るものとする。

（1） 機器の貸与

村は、災害対策本部要員等に対し、次により緊急連絡に必要な機器を貸与するものとする。

貸与機器	貸与すべき本部要員等
携帯電話	村長、副村長、総務課長、防災担当者

（2） 機器の登録

村は、災害対策本部要員等が個人的に利用している緊急連絡用機器の連絡先を登録・更新し、招集システムの一環に組み入れるものとする。

3 防災通信システムの耐震化

村は、重要な防災通信施設には次のような措置を講じておくものとする。

- (1) 通信用機器の転倒防止工事
- (2) 自家発電装置の設置及び定期的点検
- (3) バッテリーの保管及び更新
- (4) 主要防災機関との間の通信ネットワークの二重化

4 防災通信システムの高度化

村は、地震時における防災通信機能を向上させるため、地域防災無線等の整備を図るとともに、徳島県と連携し地震計ネットワークの整備や衛星通信ネットワークの拡充など防災通信システムの高度化に取り組むものとする。

5 衛星電話の導入

地震等の大災害が発生すると、通常の電話回線は多くの通話が殺到して輻輳状態になるほか、電話回線が損傷すると通話そのものが不可能になるため、村は、衛星電話3台（08-8630-0122、08-8630-0123、08-8630-0124）を導入し、防災通信の多重化を図った。

6 消防・救急デジタル無線の整備

村は、平成26年7月に、林野火災の対応や重篤者の迅速な病院搬送のため、徳島県消防防災ヘリコプターやドクターヘリの出動を要請した際に、現場と航空隊間において情報交換ができない状況にあったことから、未常備3町村共同で消防・救急デジタル無線を整備した。

今後は、地震等大規模災害において、県下消防本部や緊急消防援助隊間においても、確実な情報交換が可能となり、迅速な消火、患者搬送が可能となった。

第4 防災情報システム整備計画

主な実施機関
村（総務課）

1 防災情報システムの整備

村は、被害状況の集計・分析やインターネット等に活用するためコンピューター等情報関連機器の整備に努めるものとする。

2 防災情報システムの耐震化

村は、地震に備えて防災情報システム耐震化を図るため、次のような措置を検討するものとする。

- (1) 無停電電源装置の導入
- (2) 防災関連システムのコンピュータ設置場所への免震床の導入
- (3) 主要機器のシステムの二重化

第21節 孤立化対策計画

主な実施機関
村（総務課、建設課、消防団）

一般災害対策編 第 2 章. 第 1 7 節. 「孤立化対策計画」 を準用する。

第22節 業務継続計画

主な実施機関
村（各課局共通）

佐那河内村業務継続計画を準用する。

第2編

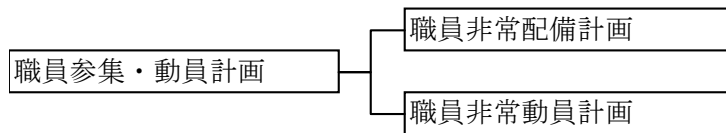
第3章 災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

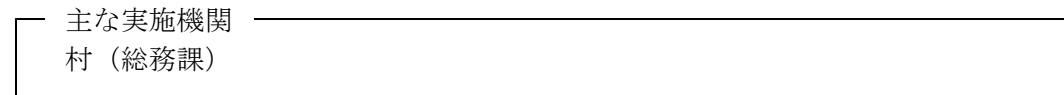
第1節 活動態勢計画

第1 計画の趣旨等

村域において地震が発生、又は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合においては、災害対策を迅速かつ的確に実施する体制を直ちに整えるため、村職員の参集及び動員の方法をあらかじめ定めておく必要がある。



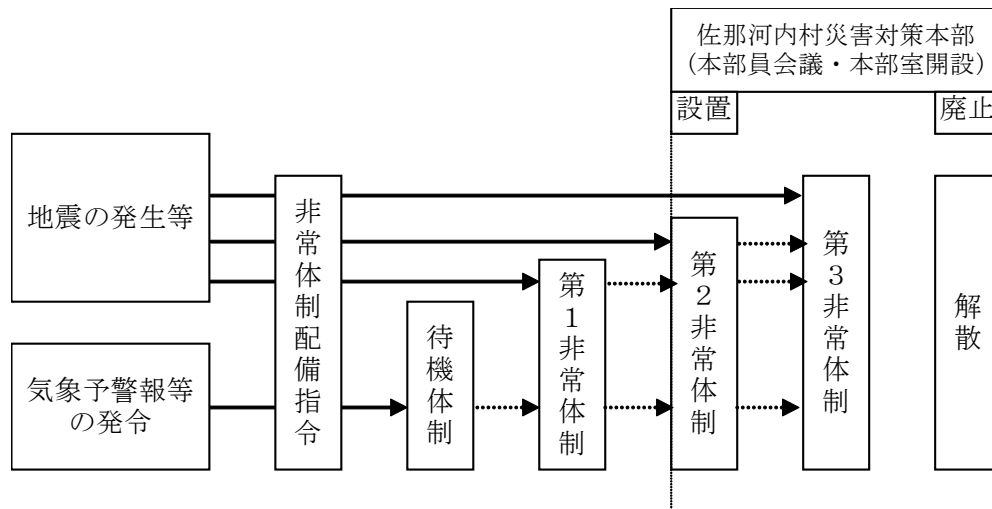
第2 職員非常配備計画



1 職員配備体制

村域において地震が発生、又は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、職員は勤務時間の内外を問わず、あらかじめ定められた配備体制に基づき、所定の業務に従事するものとする。

なお、職員の非常体制の配備は、次に示すとおり、待機体制及び第1非常体制から第3非常体制の4段階とする。



2 非常体制の配備決定

非常体制の配備決定は、次により行うものとする。ただし、決定者が不在の場合は（2）で定める代決者が決定し、事後承認を得るものとする。

（1）配備決定手続き

ア 待機体制

総務課長が状況を判断して決定する。

イ 第1 非常体制

総務課長が状況を判断し、副村長の承認を得て決定する。

ウ 第2 非常体制

総務課長が副村長の指示を受け、村長の承認を得て決定する。

エ 第3 非常体制

第2 非常体制に同じ。

(2) 代決者

地震が発生した場合の命令系統は次のとおりとし、決定者が不在又は連絡不能の場合は次の者が直ちにその職務を遂行し、事後その承認を受けるものとする。

ア 村 長

イ 副村長

ウ 総務課長

3 職員配備計画

(1) 非常体制配備指令の発令

村長は、地震が発生し又は発生するおそれがある場合には、その震災の規模、被害状況等に応じて必要な防災体制をとるため、職員に対し非常体制配備指令を発令する。

(2) 非常体制配備指令の解除

村長は、震災の発生、継続又は拡大のおそれなくなったと認めるときは、非常体制配備指令を解除する。

(3) 発令の種類、基準等

種類	発表基準	配備職員	配備内容
待機体制配備指令	緊急地震速報の覚知等、第1 非常体制配備指令を発令するには至らないが、今後の状況の推移に注意を要し、連絡を緊密にする必要があると認めるとき	(4) の非常体制の配備人員基準に定める職員（必要がある場合はその都度定める職員）	配備職員は、原則として通常の勤務場所において、気象予警報等の情報連絡活動を行うとともに、状況に応じて速やかに第1 非常体制を配備し得る体制とする。
第1 非常体制配備指令	・ 村域に震度4 の地震が発生したとき ・ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	同 上	配備職員は、原則として通常の勤務場所において、非常体制配備指令等の情報連絡活動及び災害応急対策に従事するとともに、状況に応じて速やかに第2 非常体制を配備し得る体制とする。
第2 非常体制配備指令	村域に震度5 弱の地震が発生したとき	同 上	第2 非常体制配備職員は本部室において災害情報連絡活動及び災害応急対策に従事し、状況に応じて速やかに第3 非常体制を配備し得る体制を整える。
第3 非常体制配備指令	村域に震度6 弱以上の地震が発生したとき	同 上	全職員を配備し、災害応急対策活動を行う。

(4) 非常体制の配備人員基準

課等の非常配備人員の基準は、次のとおりとする。

(単位:人)					
課 等 名	待機体制	第1非常体制	第2非常体制	第3非常体制	備考
総務課	2	2	全	全 員	
産業環境課	1	2	4	全 員	
建 設 課	1	2	3	全 員	
住民税務課	1	2	4	全 員	
健康福祉課	1	2	4	全 員	
企画政策課	1	2	3	全 員	
出 納 室		1	2	全 員	
教育委員会	1	2	3	全 員	
議会事務局		1	1	全 員	
保 育 所	1	2	3	全 員	

(注) 1 災害対策本部における本部長（村長）、副本部長（副村長）及び本部長付（教育長）は、この配備人員には含まれない。

2 課等の長は、第1非常体制の配備時点では参集しているものとする。

4 職員非常配備実施台帳の作成

(1) 村は、次の様式により「佐那河内村職員非常配備実施台帳」を作成し、不断更新するものとする。

(2) 非常体制配備指令の当初の伝達等を円滑に行うため、各課等に正副2人の非常連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

なお、非常連絡員は、原則として庶務担当の課長補佐又は係長とする。

佐那河内村職員非常配備実施台帳

課等名	職名	氏名	非常連絡員	配備体制				連絡先		備考
				待機体制	第1非常体制	第2非常体制	第3非常体制	有線電話	携帯電話	
総務課	課長	××××		○	○	○	○	XXXX	XXXX	
	課長補佐	××××	○	○	○	○	○	XXXX	XXXX	
産業環境課	課長	××××		○	○	○	○	XXXX	XXXX	

(注) 携帯電話番号は、個人的に利用しているものも含めて記載すること。

第3 職員非常動員計画

主な実施機関
村（総務課）

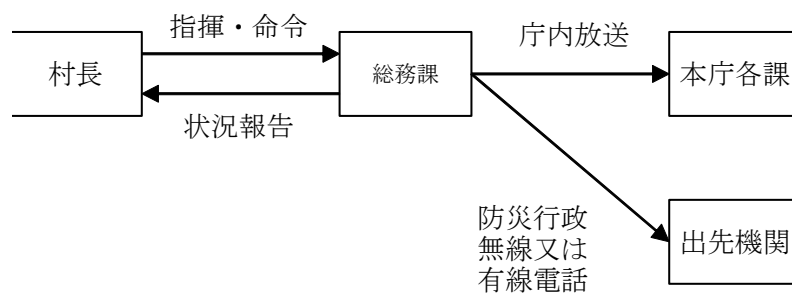
1 非常体制配備指令の伝達

村において、非常体制配備指令が発令された場合、あらかじめ定められた伝達系統及び伝達手段により、発令内容を迅速かつ正確に伝達するものとする。

(1) 勤務時間内

総務企画課長は、第2の2の決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、気象予警報等の種類及び配備の種類を伝達する。

ア 伝達系統



イ 伝達手段

(ア) 庁内放送

(イ) 防災行政無線又は有線電話

○ 庁内放送等の文例

「村長からの緊急指令を伝達します。村長からの緊急指令を伝達します。」

只今の強い地震で村内に被害が発生した模様です。

（○時○分災害対策本部を設置し、）第○非常体制により災害応急対策を実施しますので、職員は、既定の計画どおり所定の配備につき、応急対策の実施に万全を期してください。（以上繰り返します。）」

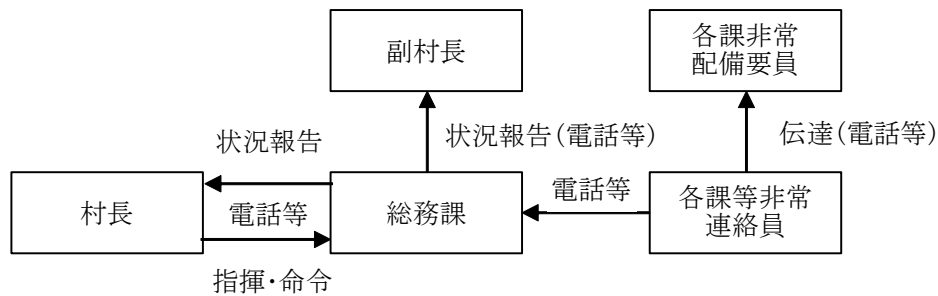
(2) 勤務時間外

総務課長は、第2の2の決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、気象予警報等の種類及び配備の種類を伝達する。

なお、総務課長が退庁している場合は、在庁している宿日直の職員より被害状況等の情報を入手し、決定を行うものとする。

また、震度6強以上の地震が発生した場合は、通常の電話連絡網による伝達は行わないので、伝達を待つことなく、直ちに第3非常体制の配備につくものとする。

ア 伝達系統



イ 伝達手段

（ア）有線電話

（イ）携帯電話

○ 庁内放送等の文例

「村長からの緊急指令を伝達します。
第○非常体制の配備指令が発令されました。
繰り返します。
第○非常体制の配備指令が発令されました。
職員は、直ちに配置につき応急対策を実施してください。」

ウ 非常連絡員の対応

（ア）非常配備指令を上司及び所定の職員に伝達

（イ）所定の職員の非常配備の状況を総務企画課に報告

2 勤務時間外の職員の参集

職員は、勤務時間外において強い地震（震度4以上）があった場合、又は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次のとおり行動するものとする。

- （1）直ちに、テレビ、ラジオ等により状況把握に努める。
- （2）震度6弱以上の地震が発生した場合は、通常の話話連絡網による伝達は行わないので、職員はテレビ、ラジオ等で情報を収集し、伝達を待つことなく、自らや家族の安全を確保した後、直ちに第3非常体制の配備につき、災害応急対策活動を行うものとする。

この際、災害対策本部や職場に対し、非常体制配備につくかどうかの電話等による問い合わせは行ってはならない。

3 勤務時間外の非常体制の配備につかない職員の対応

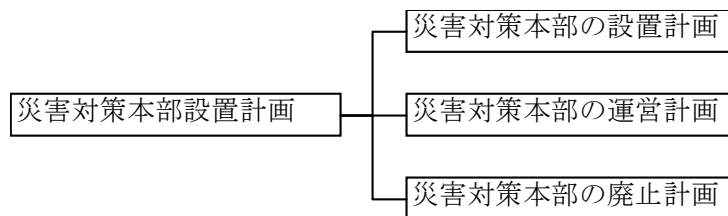
勤務時間外において非常体制の配備につく職員以外の職員は、自己の住所地付近の災害状況等を把握することに努め、必要に応じてその状況を村（災害対策本部等）へ通報し、かつ、何時でも非常体制の配備につける態勢で待機するものとする。

第4 災害対策本部設置計画

1 計画の趣旨等

村域において震災が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関はもとより民間団体や住民等も含めて一致協力して震災の拡大の防止と被災者の救援救護に努め、地震被害を最小限に止める必要がある。

このため、村は、防災対策を総合的かつ迅速に行う必要があると認めるときは災害対策本部を設置し、防災業務の遂行にあたる必要がある。



2 災害対策本部の設置計画

主な実施機関

村

(1) 設置基準

地震に係る災害対策本部は、次の場合に設置する。

ア 自動設置

村域に震度 5 弱以上の地震が発生したとき

イ 判断設置

- (ア) 村域に震度 4 以上の地震が発生したとき
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
- (ウ) 相当規模の地震が村内で発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (エ) その他村長が必要と認めるとき

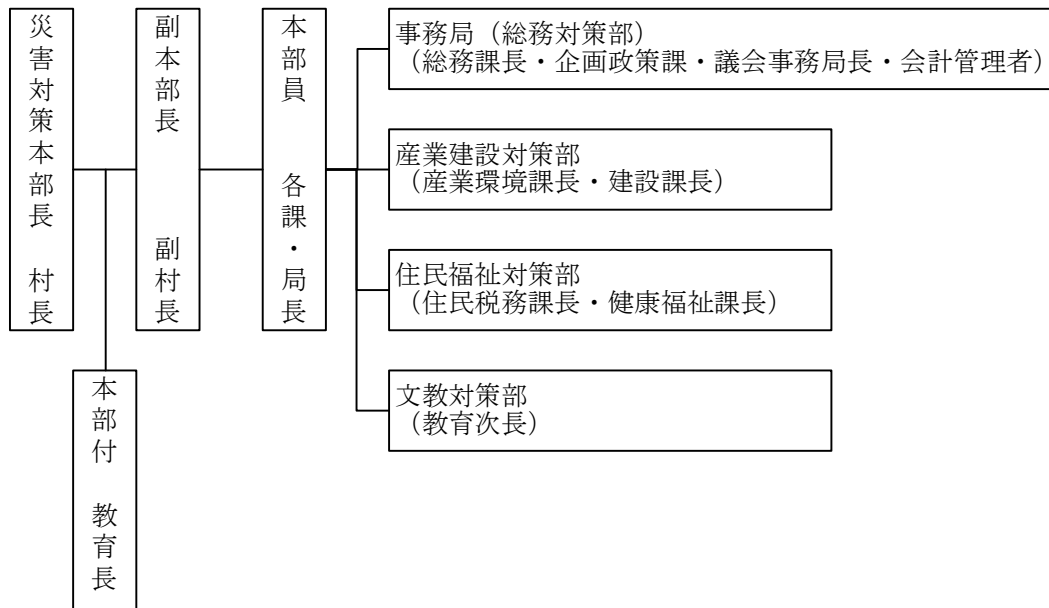
(2) 災害対策本部設置基準と非常体制配備基準との対応

基 準	災害対策本部	非常体制配備区分
緊急地震速報の覚知等、未だ第 1 非常体制配備指令を発令するには至らないが、今後の状況の推移に注意を要し、連絡を緊密にする必要があると認めるとき	1 災害対策本部は設置しない。 2 情報連絡活動を行う。	待機体制
・村域に震度 4 の地震が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	1 災害対策本部は設置しない。 2 情報連絡活動及び災害応急対策活動を行う。 3 状況に応じて速やかに災害対策本部を設置。	第 1 非常体制
村域に震度 5 弱の地震が発生したとき	災害対策本部を設置する。	第 2 非常体制
震度 6 弱以上の地震が発生したとき		第 3 非常体制

3 組織等

災害対策本部の設置にあたっては、佐那河内村災害対策本部条例（昭和 38 年 4 月 1 日条例第 3 号）に定めるほか、対策本部の組織及び事務分掌等は次のとおりとする。

(1) 村災害対策本部の組織



（2）本部員会議

ア 構成

災害対策本部の最高意思決定機関として、本部員会議を設置し、本部長、副本部長及び本部員全員をもって構成する。

ただし、本部長が必要と認めるときは、本部長、副本部長及び関係本部員による関係本部員会議を開催することができる。

イ 庶務

本部員会議の庶務は、総務対策部において行う。

（3）連絡調整会議

本部員会議の下に、災害対策に関して各部の連絡調整を図るために、連絡調整会議を置く。

連絡調整会議は、各部においてあらかじめ定められた各部連絡調整員をもって構成し、総務対策部長が主宰する。

なお、連絡調整員は、原則として各部の庶務担当の課長補佐又は係長とする。

（4）事務分掌

一般災害対策編第3章第1節「活動態勢計画」を準用する。

（5）代決者

災害対策本部の本部長は村長があたるものとし、村長不在時は副村長が代行するものとし、村長、副村長とも不在時は総務企画課長が代行するものとする。

なお、本部員の代行は、各部においてあらかじめ指名したものをもってあてるとする。

4 災害対策本部設置場所

災害対策本部は、村役場に置くものとする。ただし、震災の状況に応じて本部長の指定する他の村有建物に置くことができる。

5 災害対策本部の表示

総務課長は、災害対策本部が設置された時は、村役場前に「佐那河内村災害対策本部」の看板（総務課保管）を掲示するものとする。

6 災害対策本部設置の通知

総務課長は、災害対策本部を設置した場合は、直ちに各課非常連絡員にその旨通知するとともに、村長を通じ徳島県災害対策本部等関係機関へその旨通知するものとする。

7 職員の動員及び参集

総務課長は、災害対策本部の設置及び非常体制の決定に基づき、応急対策を実施するのに必要な職員を動員するものとする。この場合の手順については、第3章第1節「活動態勢計画」のとおりとする。

第5 災害対策本部の運営計画

主な実施機関
村（総務課）

1 災害対策本部員会議の開催

震災の状況に応じ、災害対策に関する基本事項について協議するため、本部長が必要と認める場合は、本部員会議又は関係本部員会議を開催するものとする。

(1) 本部員会議の協議事項

- ア 第2非常体制から第3非常体制への切り替え及び災害対策本部の廃止に関すること
- イ 避難のための立退き指示に関すること
- ウ 被害情報及び被害状況の分析とそれに基づく応急対策活動の基本方針の策定にすること
- エ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること
- オ 災害救助法の発動についての意見に関すること
- カ その他災害対策に関する重要事項

(2) 部の運営

各部においては、地震発生時における「地震対策業務マニュアル」を策定し、その周知徹底を図っておくものとする。

災害対策本部に設置された各部は、本部員会議の決定した基本方針及びあらかじめ策定した「地震対策業務マニュアル」に基づき災害対策業務に従事するものとする。

2 災害対策本部の設置

(1) 開設

災害対策本部が設置された場合、総務課長は直ちに災害対策本部を開設する。

(2) 災害対策本部長の所在

災害対策本部長は、原則として災害対策本部に常駐するものとする。

(3) 本部室の役割

災害対策本部においては、気象等観測結果及び被害情報の収集及び集計・分析並びに非常配備及び予警報等の伝達など、主として対策本部において必要な情報の収集・集計・分析及び対策本部の決定事項の伝達を行う。

(4) 設置場所

災害対策本部は、村役場に置くものとする。ただし、震災の状況に応じて本部長の指定する他の村有建物に置くことができる。

(5) 本部の構成

災害対策本部は、次の課の所要の職員で構成し、副村長が統括する。

- ア 総務課

- イ 企画政策課
- ウ 産業環境課
- エ 建設課
- オ 住民税務課
- カ 健康福祉課
- キ 教育委員会
- ク 議会事務局

(6) 本部の電話番号等

- ア 有線電話

6 7 9 - 2 1 1 3

- イ 無線局

[呼称] ぼうさいさなごうちそん (基地局) F3E 466.95MHz 10W (村波)
ぼうさいさなごうちそんやくば (固定局) F3E 68.835MHz 5W (村波)
ぼうさいさなごうちそん (県波固定)
S C C 自治体徳島県 徳島可搬地球 V7 (県波可搬)

第6 災害対策本部の廃止計画

主な実施機関
村（総務課）

1 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、本部長が次のとおり認めたときに廃止する。

- (1) 村域に係る震災発生のおそれが解消したとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したとき

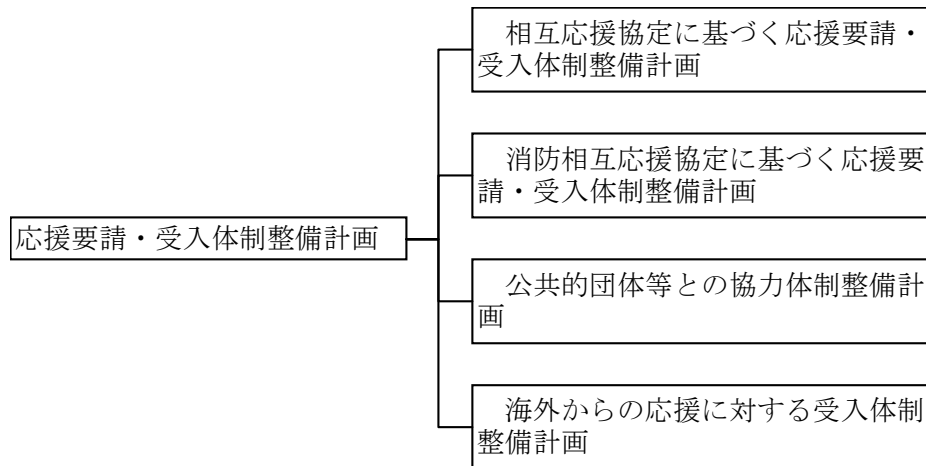
2 災害対策本部の廃止通知

総務課長は、災害対策本部を廃止した場合は、直ちに非常配備要員にその旨通知するとともに、本部長を通じ徳島県災害対策本部等関係機関へその旨通知するものとする。

第2節 防災関係機関応援計画

第1 計画の趣旨等

村域において震災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方自治体等に応援を要請し受入体制を整備する必要がある。



第2 相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備計画

主な実施機関	
村	

1 応援要請の判断

震災発生後、村長は、地震規模や災害規模及び初動活動において収集された情報等に基づき、村の現有の人員、資機材、備蓄物資等では、応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方自治体等に応援を要請するものとする。

2 応援要請手続等

村長は、応援要請の必要があると判断したときは、他の地方自治体等に対し、次表に掲げる事項について、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

なお、例外的な措置として、自衛隊や他市町村の消防機関等は、大規模地震が発生し通信の途絶等により県や村との連絡が不可能な場合において、人命救助のため要請を待たず応援部隊を派遣する場合がある。

要請の内容等			要請事項等
徳島県	1 応援又は応急措置の要請 (災対法第68条)	(1) 災害救助法の適用	① 災害発生の日時及び場所 ② 災害の原因及び被害の状況 ③ 適用を要請する理由 ④ 適用を必要とする期間 ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする措置 ⑥ その他必要とする事項
		(2) り災者の他地区への移送要請	① 移送要請の理由 ② 移送を必要とするり災者の数 ③ 希望する移送先 ④ り災者の収容期間
		(3) 応援要請又は応急措置の実施の要請	① 震災の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ② 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑤ その他必要な事項
	2 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の応援の斡旋の要請 (災対法第30条)	(1) 自衛隊災害派遣要請の斡旋の要請	第3節自衛隊災害派遣要請計画によるものとする
		(2) 他の市町、指定行政機関又は他府県の応援の斡旋の要請	① 震災の状況及び応援の斡旋を求める理由 ② 応援を希望する機関名 ③ 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ④ 応援を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容 ⑥ その他必要な事項
		(3) 指定地方行政機関又は他府県の職員派遣の斡旋の要請	① 派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の条件 ⑤ その他参考となるべき事項
他の市町村	3 他の市町村への応援又は応急措置の実施の要請 (災対法第67条)		① 震災の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ② 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑤ その他必要な事項
	4 他の市町村への職員派遣の要請 (災対法第29条) (地方自治法第252条の17)		① 派遣を要請する理由 ② 派遣を希望する職員の職種別人員数 ③ 派遣を希望する期間 ④ 派遣される職員の給与その他の条件 ⑤ その他参考となるべき事項

3 応援受入体制の整備

村は、応援要請と同時に応援部隊の受入体制を整備するものとする。

(1) 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町村及びその他関係機関との情報交換を緊密に行える体制を確保するものとする。

(2) 受入体制の内容

受入体制の主な内容は次のとおりとし、これ以外に必要とされる事項についてはその都度臨機応変に判断するものとする。

ア 要請及び応援活動の記録

要請及び応援活動に係る次の事項について記録する。

- (ア) 要請先、要請日時、要請内容
- (イ) 回答内容、回答日時
- (ウ) 応援部隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先
- (エ) 活動（滞在）期間、自立度（食糧、飲料水、宿舎）
- (オ) 搬入物資内容・量、返却義務の有無
- (カ) 応援活動実績記録（事故等の記録を含む。）
- (キ) 撤収日時

イ 活動計画の作成

要請した応援部隊に対して、どの部隊に、いつから、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等についての応援部隊の活動計画を作成する。

ウ 食糧、飲料水、宿舎等の準備

応援部隊は自立することが原則であるが、応援部隊が自立できない場合は、必要最小限の食糧、飲料水、宿舎、待機場所、駐車場等を準備する。

第3 消防相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備計画

主な実施機関 村（総務課）

1 応援要請の判断

村は、震災の状況により、現有の人員、資機材等では、適切な消火、救急、救助等の応急対策を実施することが困難であると判断したときは、速やかに他市町村の消防機関に応援を要請するものとする。

2 応援要請手続等

村は、応援要請の必要があると判断したときは、他市町村の消防機関に対し、次表に掲げる事項について、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

なお、平成7年に一定の条件のもとでは要請される側が自らの判断で出動することができると法改正された。

協定	事項	連絡先
1 勝浦町、神山町との消防相互応援協定	(1) 災害の発生日時、場所及び状況 (2) 必要とする人員、車両及び資機材等 (3) 集結場所及び連絡担当者 (4) その他必要事項	勝浦町 企画総務課 代表 0885-42-2511 神山町 総務課 代表 676-1111
2 徳島県市町村消防相互応援協定	協定第4条（応援要請）に定められている事項を明らかにして要請する。	応援を要請する市町村等

3 緊急消防援助隊の要請

緊急消防援助隊は、国内における地震等の大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地へ赴き、人命救助活動等を行う。この緊急消防援助隊は、平成7年6月に発足し、村長は設置した救助、救急及び後方支援部隊について、その隊数を消防庁に登録している。

村は、地震被害が広範囲におよび、相互応援協定を締結している市町村、消防機関等から十分な応援が得られない場合、緊急消防援助隊の派遣を知事を通じて要請するものとする。

4 応援受入体制の整備

村は、応援要請と同時に応援部隊の受入体制を整備するものとする。

(1) 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し、要請先である消防機関及び村との情報交換を緊密に行うものとする。

(2) 受入体制の内容

受入体制の内容は第2の3の(2)に準じるものとし、その都度臨機応変に対処するものとする。

(3) 消防活動資機材の確保

応援部隊の消防活動に必要な資機材、倉庫、駐車場等の調達及び提供を行うものとする。

第4 公共的団体等との協力体制整備計画

主な実施機関
村（総務課）

1 協力体制の確立

村は、地震発生時の応急対策活動に関係する公共的団体等に対して、災害時の応急対策に関して積極的な協力が得られるよう協力体制を確立しておくものとする。

なお、主な公共的団体等としては、次のような団体がある。

- (1) 徳島西医師会
- (2) 徳島市農業協同組合
- (3) 佐那河内村商工共栄会
- (4) 佐那河内村婦人会
- (5) 佐那河内運送（株）

2 協力業務等

村は、1の公共的団体等と災害発生時における協力業務、協力の方法をあらか

じめ協議し、地震発生時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。

なお、主な協力業務としては、次のような業務が考えられる。

- (1) 異常現象、危険な場所等を発見した場合、村、警察機関等へ連絡すること
- (2) 地震時における広報等に協力すること
- (3) 出火の防止、初期消火に協力すること
- (4) 避難誘導、避難場所での救助に協力すること
- (5) 被災者の救助業務に協力すること
- (6) 炊出し、救助物資の調達配分に協力すること
- (7) 被害状況の調査に関すること

第5 海外からの応援に対する受入体制整備計画

主な実施機関
村（総務課）

1 連絡体制の確保

村は、海外から災害救助に対する応援の申し入れがあった場合、連絡窓口を設置し、国及び県を通じ、活動内容、派遣人員、物資等の必要事項について情報交換を緊密に行える体制を確保するものとする。

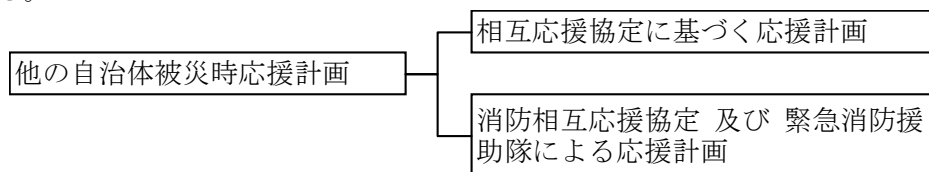
2 受入体制の整備

村は、人員、物資等の応援を円滑に受入れるため、通訳ボランティア、受入施設・用地等受入体制を整備するものとする。

第6 他の自治体被災時応援計画

1 計画の趣旨等

他の自治体において震災が発生し、その自治体の自力による応急対策等が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、速やかに応援が行えるような体制を整備する必要がある。



2 相互応援協定に基づく応援計画

主な実施機関
村（総務課）

村は、他の地方自治体において震災が発生し、応援の要請があった場合は、相互応援協定に基づき被災自治体への応援活動を実施するものとする。

なお、緊急を要し応援要請を待ついとまがない場合、又は被災自治体が相互応援協定を締結をしていない場合であっても、村長が必要と判断した場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

（１） 支援対策本部の設置

村は、直ちに関係各課等で構成する支援対策本部を設置し、被災自治体への物資の供給及び人員の派遣等の調整及び命令を行う。

（２） 応援体制

応援活動は、派遣職員からなるチームを編成して行うものとする。

なお、職員の派遣に際しては、被災自治体からの援助を受けないよう、飲料水、食糧から衣服、情報伝達手段に至るまでを各員に携行させ、自己完結型の体制とする。

（３） 応援内容

ア 物資等の提供及び斡旋並びに人員の派遣

（ア） 食糧、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供及び斡旋

（イ） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋

（ウ） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋

（エ） 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

イ 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の緊急確保等自治体境付近における必要な措置

ウ その他必要な事項

３ 消防相互応援協定及び緊急消防援助隊による応援計画

主な実施機関

村（総務課）

（１） 消防相互応援協定に基づく応援活動

村は、他の地方自治体において震災が発生し、応援の要請があった場合は、消防相互応援協定に基づき応援活動を実施するものとする。

なお、緊急を要し応援要請を待ついとまがない場合、又は被災自治体が消防相互応援協定を締結をしていない場合であっても、必要と認められる場合は自主的に応援活動を実施するものとする。

ア 応援体制

応援活動は、応援部隊を編成して行う。

なお、応援部隊の指揮は、被災地の市町村等の消防機関の長が応援部隊の長に対して行う。

イ 応援内容

（ア） 同時多発延焼火災の消火活動

（イ） 要救助者の検索及び救助活動

（ウ） 同時多発した多数傷病者の救急活動

（エ） その他消防活動

（２） 救急消防援助隊による応援活動

救急消防援助隊は、村長を通じ知事より緊急消防援助隊の派遣要請があった場合（緊急の場合は知事を介さず消防庁長官から直接派遣要請がある場合もある）、緊急消防援助隊を編成し、被災地へ派遣するものとする。

[資料編] 1 2 - 1 消防相互応援協定書（神山町）

[資料編] 1 2 - 2 消防相互応援協定書（勝浦町）

[資料編] 1 2 - 3 徳島県市町村消防相互応援協定

[資料編] 1 2 - 5 徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定書

第 3 節 自衛隊災害派遣要請計画

一般災害対策編第 3 章第 8 節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第4節 情報通信計画

第1 通信手段確保計画

主な実施機関
村（総務課）、防災関係機関

1 通信手段の整備

村は、地震時における通信手段が円滑かつ迅速に確保できるよう、平常時から防災通信システムの機能をテストするなど通信手段を整備しておくとともに、通信連絡システムの運用の考え方を村の関係各課及び防災関係機関に周知しておくものとする。

2 通信手段の確保

通信連絡は、原則としては有線通信設備（直通電話、重要電話等）を活用する。有線通信が途絶している場合は、防災行政無線のほかあらゆる機関の無線通信施設を活用するものとする。

なお、無線通信も途絶した場合にあっては、職員を派遣するなど、あらゆる手段をつくして情報連絡に努めるものとする。

日本電信電話株式会社徳島支店 直通：621-3890

(1) 災害時優先電話等回線等の利用

災害時優先電話とは、電話を発信するときの優先機能を有する電話を言います。

災害の救援、復興や公共の秩序を維持するため、法律に基づいてあらかじめ指定されている電話で回線毎に指定されており、災害により被災地に電話が殺到した場合、一般の電話はかかりにくくなりますが、災害時優先電話から発信された電話は優先的に接続されます。

ア 村役場の災害時優先電話

088-679-2111	総務課長席
088-679-2112	副村長席
088-679-2304	社会福祉協議会

イ 村が保有する衛星携帯電話（総務課で保管）

- (ア) 080-8630-0122
- (イ) 080-8630-0123
- (ウ) 080-8630-0124

(2) 防災行政無線の運用

徳島県防災行政無線の運用については、平常時の防災行政事務についても広く活用し、日頃からの緊急時に備えるものとする。

なお、災害時には、防災行政無線を最大限に活用し、県、村及び防災関係機関が一体となって迅速かつ円滑な災害情報の収集、伝達に利用するものとする。

(3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

防災機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、電波法第74条第1項の規定に基づき、非常通信として徳島地区非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設を利用することがで

きる。

非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合である。

徳島地区非常通信協議会加入機関

加入機関名	電話番号
徳島県非常通信協議会	088-621-2281
小松島海上保安部	08853-7-2111
四国管区警察局徳島県通信部	088-622-3101
日本電信電話株式会社徳島支店	088-621-3890
徳島県	088-621-2285
徳島県警察本部	088-622-3101
四国地方整備局徳島河川国道事務所	088-654-2211
四国電力株式会社徳島支店	088-622-7121
四国電力送配電株式会社徳島支社	088-656-4601
四国放送株式会社	088-655-7510
徳島地方気象台	088-622-3857
日本放送協会徳島放送局	088-626-5970
徳島県漁業用牟岐無線局	08847-2-0179
日本赤十字社徳島県支部	088-631-6000
日本銀行徳島事務所	088-622-3126
海上自衛隊第24航空隊	088-699-5111
日本アマチュア無線連盟徳島県支部	0883-74-1561
中小企業金融公庫徳島支店	088-625-7790
徳島バス株式会社	088-622-1811
徳島少年鑑別所	088-652-5606
徳島刑務所	088-644-0111

（４） 通信途絶時のその他伝達手段

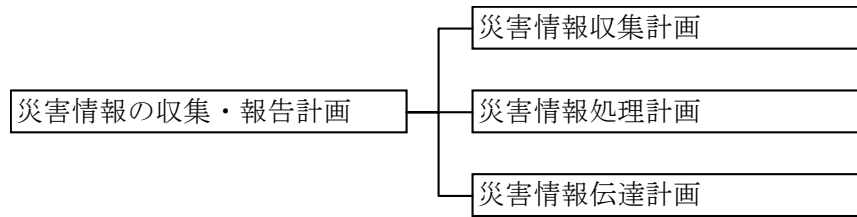
通信途絶時には、その他通信手段として次のような通信媒体を活用し、災害情報の住民への伝達を図るものとする。

- ・ 広報車
 - ・ パソコン通信
 - ・ アマチュア無線
- など

第5節 災害情報の収集・報告計画

第1 計画の趣旨等

村は、地震発生後の初動期において、災害応急対策を実施するために最も重要な情報の収集及び伝達を迅速かつ正確に行う必要がある。



第2 災害情報収集計画

主な実施機関
村（総務課）、防災関係機関

1 地震情報

防災行政無線及びテレビ・ラジオ等により地震情報に関する情報を収集する。

(1) 発表基準

地震情報は、次の場合に徳島地方気象台が発表又は通知する。

- ア 徳島県内で震度1以上を観測したとき
- イ その他、地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき

(2) 地震情報の種類

地震情報は、情報の内容により次のように区分される。

情 報 の 種 類		内 容
地震情報	震度速報	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と発生時刻を発表する。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。
	その他の情報推計 震度分布図	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

（注） そのほか、国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、「遠地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

2 緊急地震速報

- (1) 気象庁本庁は、地震等により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

- (2) 村は、徳島地方气象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- (3) 村は、全国瞬時警報（J-A L E R T）等により緊急地震速報を受信することとし、受信した場合、被害軽減のため住民への伝達に努める。

3 地震解説資料

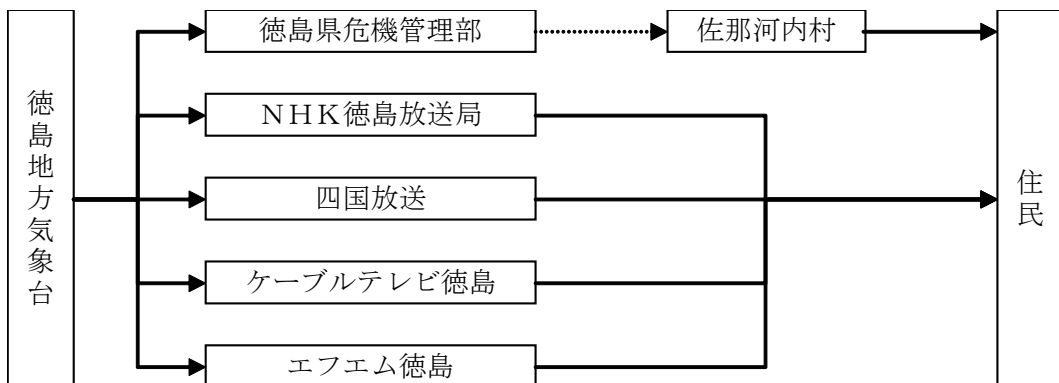
地震解説資料は、次に掲げる事項が発生し、徳島地方气象台が必要と認めた場合に作成し発表する。

- (1) 徳島県内で震度4以上の地震が観測されたとき
- (2) その他関係者から依頼があった場合で、特に必要と認められるとき

4 情報連絡系統

地震情報は、次の連絡系統により伝達される。

地震情報の伝達系統



5 異常な現象発見時の通報

(1) 通報義務

- ア 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を村長又は警察官に通報しなければならない。
- イ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長に通報しなければならない。

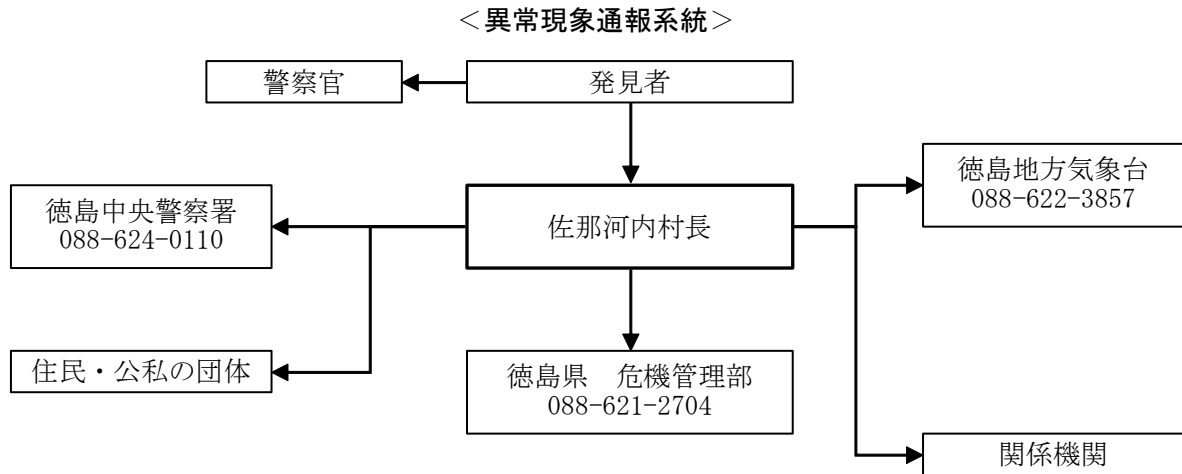
(2) 村の通報義務

(1) により通報を受けた村長は、その旨を関係する次の機関に通報しなければならない。

- ア 徳島地方气象台
- イ 知事（災害対策本部が設置されている時は同本部長）
- ウ 徳島中央警察署
- エ 東部県土整備局徳島庁舎
- オ 東部保健福祉局
- カ その他関係機関

(3) 村の対応

村長は、(2)による通報と同時に住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示するものとする。

**6 被害情報**

村は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関や住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施するのに必要な被害状況等の情報を収集するものとする。

(1) 村職員等からの被害概況情報収集

村職員、防災関係機関、常会あるいは住民等から、主として次のような被害概況情報を通報により収集するものとする。

- ア 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置等）
- イ 住民の行動、避難状況
- ウ 崖崩れの状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
- エ 建築物等の被害状況（木造住宅及びブロック塀の倒壊状況、要救助者の有無）
- オ 道路の被害状況（橋りょう、盛土、倒壊家屋、電柱等による被害状況）
- カ 道路渋滞の状況

(2) 情報の内容

村の収集すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等住民の生命、身体の保護に関連あるものを優先するものとする。

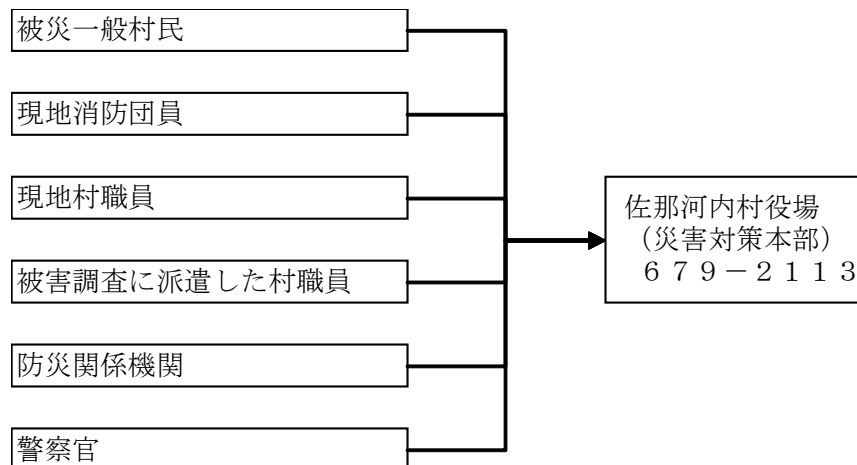
- ア 緊急要請事項
- イ 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）
- ウ 被害状況
- エ 災害応急対策実施状況
- オ 道路交通状況（道路被害、交通規制等）
- カ 水道、電気、ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- キ 避難状況
- ク 医療救護活動状況
- ケ 住民の動静
- コ その他応急対策の実施に際し必要な事項

(3) 情報の収集方法

被害情報収集のための通信手段としては、防災通信システムを活用するものとするが、ヘリコプター及び携帯電話、アマチュア無線、タクシー無線等の各種無線通信施設並びに衛星通信を活用するほか、情報収集のために職員を被災地等に派遣するなど、あらゆる手段により迅速かつ的確に災害状況を把握するよう努めるものとする。

（4） 被害情報の収集先

被害情報は、おおむね次の系統により収集する。



（5） 勤務時間外の被害情報の収集

村に災害対策本部が設置される状況下においては、村職員は自宅付近の災害状況について積極的に調査し、被害を確認したとき、又は被害が発生するおそれがある事象を発見したときは、直ちに災害対策本部（災害対策本部が設置されていない時は、宿日直の職員を経由して関係各課等）に通報するよう努めるものとする。

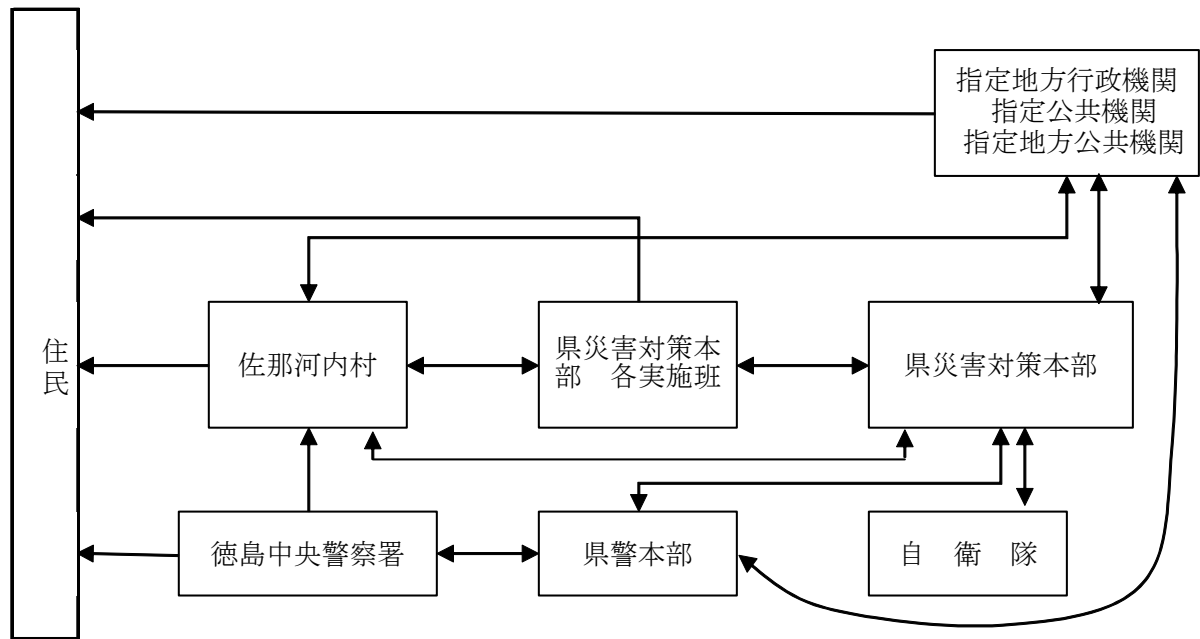
（6） 措置情報の収集

村は、以下に示す措置情報を収集する。

- ア 主な応急措置（実施及び実施予定）
- イ 応急措置実施のために講じた措置
- ウ 応援の必要性の有無
- エ 災害救助法適用の必要性

（7） 情報の収集・伝達系統

県下の防災関係機関は、おおむね次の系統により相互に情報の収集及び伝達を行う。



第3 災害情報処理計画

主な実施機関 村（総務課、健康福祉課、応急対策担当課）

1 被害情報責任者

地震の発生に際しては、被害の実態把握が最も重要である。このため、被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ担当課（健康福祉課）及び応急対策担当課に被害情報責任者を置くものとする。

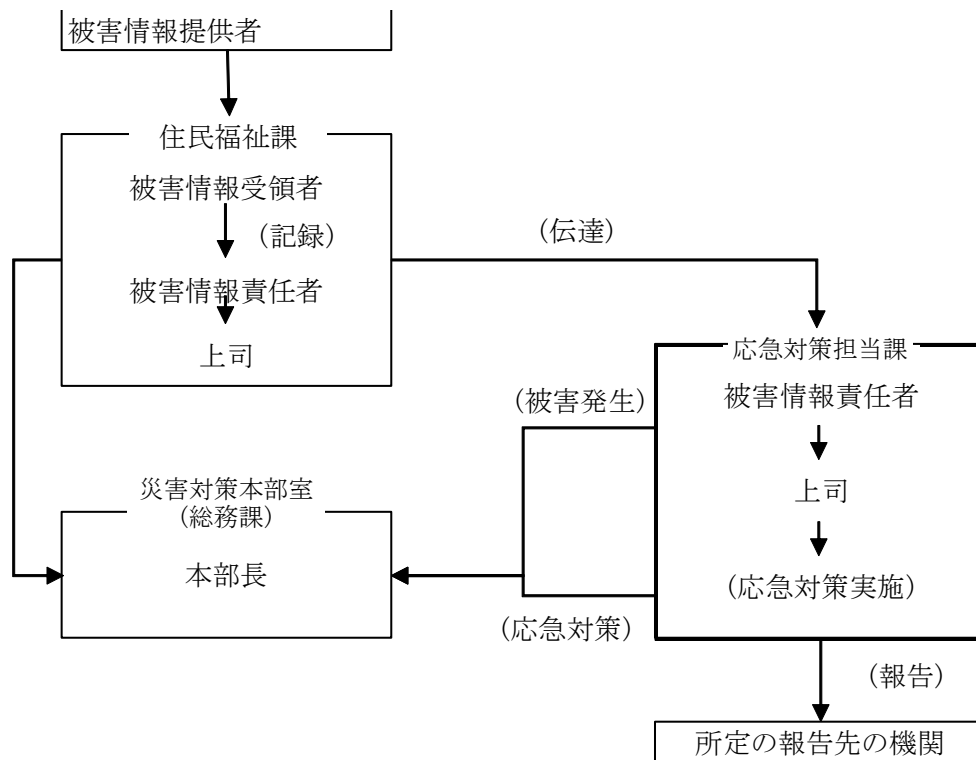
被害情報責任者は、当該各課の課長補佐（課長補佐不在のときは、庶務担当係長）をもってこれに充て、次の事項に留意して職務を遂行するものとする。

- （1） 入手した被害情報は、記録された後、確実に応急対策担当課に伝達されたか。
- （2） 所定の報告先の機関へ報告したか。
- （3） 担当している被害状況を完全に掌握しているか。

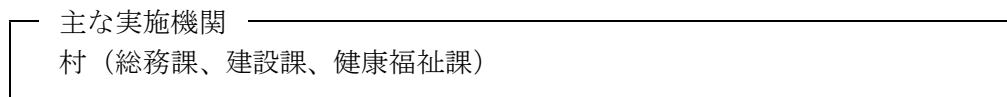
2 被害情報の処理

被害情報の一般的処理方法は、次のとおりとする。

- （1） 入手した被害情報は、被害情報受領者が整理・記録する。
この場合、情報によっては緊急な判断を要する場合があるので、外部からの情報を応急対策担当課へ転送することは努めて避けるものとする。
- （2） 被害情報受領者は、（1）で整理・記録した被害情報を直ちに被害情報責任者に報告する。
- （3） （2）による報告を受けた被害情報責任者は、直ちに所属の上司に報告するとともに、災害対策本部室（災害対策本部が設置されていないときは、総務課）及び応急対策担当課の被害情報責任者へ伝達する。
- （4） 伝達を受けた応急対策担当課は、直ちに所属の上司の指示を受け、応急対策を実施する。
- （5） 応急対策担当課の被害情報責任者は、被害の状況及び応急対策の状況をそれぞれ所定の報告先の機関及び災害対策本部室（災害対策本部が設置されていないときは、総務課）へ報告する。
- （6） 重要な被害情報及び応急対策の状況については、直ちに関係課長が本部長に報告する。

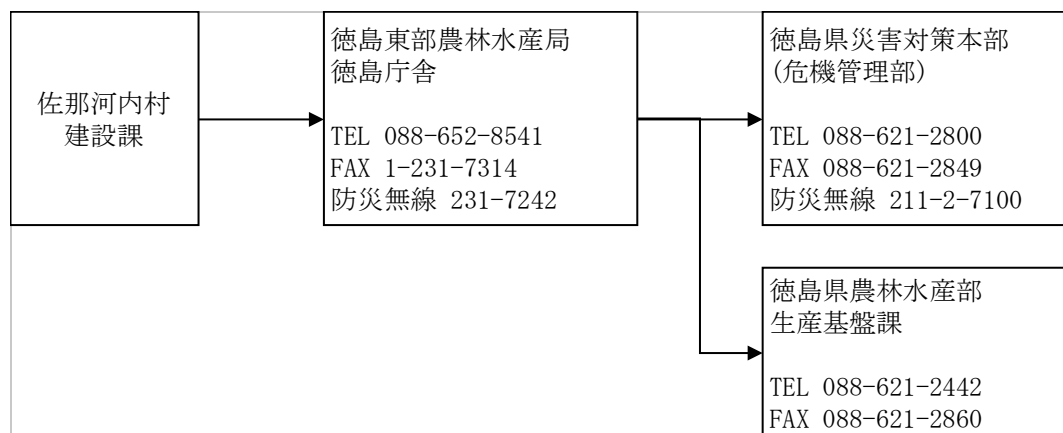


第4 災害情報伝達計画



貯水池を除き、一般災害対策編第3章第5節「災害情報の収集・報告計画」を準用する。

貯水池（対象は、堤高15m未満の農業用ため池）の報告系統

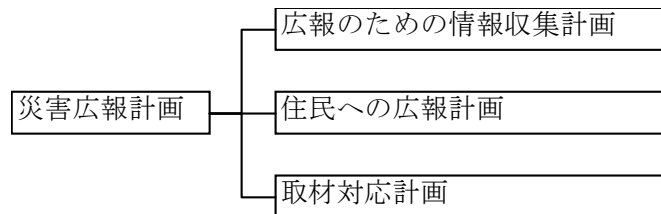


なお、徳島県の所有するデータには、佐那河内村に対象の貯水池はない。

第6節 災害広報計画

第1 計画の趣旨等

地震が発生、又は発生するおそれがある場合の混乱した事態にあつては、被害の状況、応急対策の実施状況等を住民に周知し、人心の安定と社会秩序の維持・回復を図る必要がある。



第2 広報のための情報収集計画

主な実施機関
村（総務課）

1 被害情報等の収集

被害情報は、本章第5節災害情報収集・報告計画により収集した情報を使用して、広報資料を作成するものとする。

2 写真等の収集

写真は、被害調査の際に撮影した写真等を用いる。

なお、必要に応じて担当者を派遣して写真やビデオの撮影、録画等を行う。

第3 住民への広報計画

主な実施機関
村（総務課、健康福祉課）

1 広報の内容

村が実施する広報活動においては、次の事項に重点をおくものとする。

- (1) 地震時における住民の注意事項
- (2) 地震に係る情報及び被害の状況
- (3) 地震応急対策の実施状況
- (4) 避難先の指示及び避難所での心得
- (5) 災害復旧の見通し
- (6) 電気、ガス、水道等供給の状況
- (7) 交通運輸の状況
- (8) 人心安定、志気高揚に関する事項
- (9) その他必要な事項

2 広報の方法

村は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、情勢に適した効果的な広報活動を展開

するものとする。

広報手段としては、広報車、広報紙、パソコン通信等を活用して行うものとするが、携帯電話、アマチュア無線等の通信手段も活用する。

なお、おおむね震災が終結したときは、広報車により避難所等を巡回して必要な広報活動を行うものとする。

第4 取材対応計画

主な実施機関
村（総務課）

災害に関する情報及び佐那河内村災害対策本部の災害対策事項、その他住民に周知すべき事項は、災害対策副本部長（副村長）が事項の軽重、緊急性等を検討した上で、記者への口頭説明又は各社への電話連絡（あらかじめ作成した文書を読み上げること。）によって取材に対応するものとする。

なお、取材に係る庶務的事項は総務課において所掌するものとする。

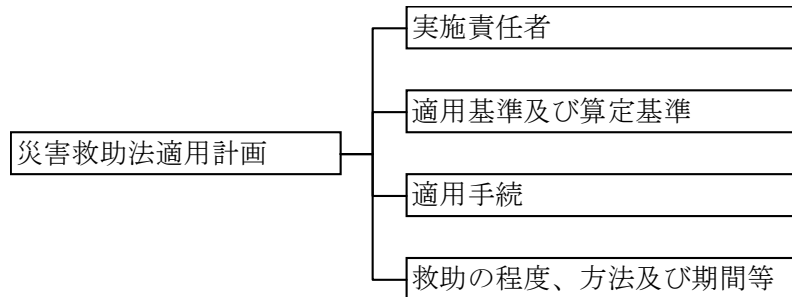
[資料編] 8－ 1 徳島県における緊急警報放送について

[資料編] 8－ 2 避難情報の放送に係る申し合わせについて

第7節 災害救助法適用計画

第1 計画の趣旨等

村域に震度5弱以上の地震が発生し災害対策本部が設置され、食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等によって生活難に陥るなど現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し応急的・一時的な救助を行うことにより、災害者の保護と社会秩序の保全を図る必要がある。



第2 実施責任者

災害救助法が適用された場合の救助は、国の機関として知事が実施するほか、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社徳島県支部が実施する。

なお、村長は、知事の委任を受けた場合、又は知事の補助機関として救助を実施する。

第3 適用基準及び算定基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、市町村の区域単位にその区域を指定して行うものであり、同一原因による災害により、市町村の被害が次の（１）・（２）程度に達した場合で、かつ、被災者が救助を要する状態にあるときに適用するものとし、おおむね次の基準によるものとする。

- （１）市町村の全壊、流出等による住家の滅失した被害世帯数（以下「被害世帯数」という。）が次の世帯数以上に達したとき。

災害救助法施行令別表第1

佐那河内村の人口	被害世帯数
5,000人未満	30世帯

- （２）被害世帯が（１）の基準に達しないが、被害世帯が県の一部にわたる相当広範囲な地域に発生した場合で、県下の被害世帯数が 1,000世帯以上で、しかも市町村の被害世帯数が次に示す世帯数以上に達したとき。

災害救助法施行令別表第2

災害救助法施行令別表第2

佐那河内村の人口	被害世帯数
5,000人未満	15世帯

- （３）被害が県下全般にわたる極めて大きな災害で市町村の被害世帯数が（１）及び（２）の基準に達しないが、県下の被害世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、市町村の救助に任せられないと認定したとき。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生した等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。（厚生大臣に事前協議が必要）
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。（厚生大臣に事前協議が必要）

2 算定基準

被害世帯の算定は、おおむね次の基準に従うものとする。

- (1) 住家の被害程度は、住家が滅失した世帯、すなわち全壊、全焼、流出等の世帯を基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、2世帯をもって1世帯と、床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない世帯は3世帯をもって1世帯とみなす。
- (2) 被害世帯数は、家屋の棟数又は戸数とは関係なく、世帯数で計算する。
- (3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮しながら実状に即して決定する。

第4 適用手続

1 報告

村長は、村における震災が第3の1の適用基準の(1)又は(2)のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

2 事務手続

災害救助法を適用するための主な手続きは、次のとおりである。

順 序	厚生労働省	都 道 府 県	市 町 村	備 考
被害状況の把握			迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握	
被害状況報告	報告の受理及び必要な助言、指導	市町村からの被害報告を確認の上、管内分を集計し、直ちに厚生労働大臣に報告。 以下、状況が判明次第随時報告	速やかに被害状況を知事に報告。 以下、状況が判明次第随時報告	
災害救助法適用の決定 知事の判断で適用する場合（施行令第1条第1項第1号、第2号、第3号前段該当）	報告の受理及び必要な助言、指導必要に応じ災害対策本部を設置。 国土庁、日本赤十字社等関係機関への連絡	市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、厚生労働大臣に報告後 公示 県内各機関に連絡（連携協力） 必要に応じ災害対策本部を設置 必要に応じ現地を確認	知事に災害救助法の適用要請 必要に応じ、災害対策本部を設置	
厚生労働大臣に協議して適用する場合（施行令第1条第1項第3号後段、第4号該当）	適用の判断及び必要な助言、指導 必要に応じ災害対策本部を設置。 国土庁、日本	厚生労働大臣協議の要否判断 （要の場合には）厚生労働大臣に災害救助法の適用協議 （厚生労働大臣が承認した場合は）市町村	知事に災害救助法の適用申請 必要に応じ災害対策本部を設置	

	赤十字社等への 連絡	を単位として災害救助 法の適用を決定し、市 町村へ連絡後公示 県内各関係機関に連 絡（連携協力）必要に 応じ現地を確認		
応急救助の実施	（必要に応じ） 他の都道府県 知事に対する応 援を命ずる	救助の実施等 （必要に応じ）他の市 町村に対して救助業務 の応援を指示	応急救助に当たる （県から委任を受け た救助等）	
中間報告	報告の受理及 び必要な助言、 指導	災害救助法の適用状 況報告 救助の実施状況及び 今後の救助の実施予定 等報告。 以下、状況が判明次 第随時報告	救助の実施状況及 び今後の救助の実施 予定等報告。 以下、状況が判明 次第随時報告	
（必要に応じ） 特別基準の申請 特別基準の申請 は、救助の種類ご との期間内に行わ なければならない	承認の要否及 び程度等の判断 及び必要な助 言、指導	被害が甚大等のた め、「災害救助法によ る救助の程度、方法及 び期間並びに実費弁 償」による救助の種類 ごとに、この基準によ り難い特別の事情があ るときは、その都度特 別基準を厚生大臣に協 議	（必要に応じ）知事 に特別基準の要請	
救助完了報告	報告の受理及 び必要な助言、 指導	応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類ごとの 実施状況及び救助費 概算所要額等を報告	応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて行 った救助の種類ご との実施状況及び 救助費概算所要額 等を報告	
補助金の申請等	申請に基づく 交付決定、資金 示達及び精算確 定	翌年度6月15日ま でに、精算交付を厚生 労働大臣に申請	応急救助等に基づ く救助費（繰り替え 支弁を行った額）を 知事に申請	特別の事情 がある場合に は、国庫補助 金の概算交付 を受けること ができる

第5 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間については、別添資料編の早見表のとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

第8節 震災拡大防止計画

震災の拡大を防止するため、消防活動、水防活動、救助活動及び防犯活動について、村及び防災関係機関が実施すべき事項は、本計画の定めるところによる。

第1 消防活動

1 消防活動の基本方針

大規模地震発生時には、火災の多発等により極めて大きな人命危険が予想されることから、消防団はもとより住民、事業者あがて出火防止と初期消火等に努め、震災から住民の生命、身体及び財産を保護するものとする。消防活動の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止及び初期消火活動を実施する。
- (2) 地域住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に危険物を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。
- (3) 消防団は、関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあがて消防活動を実施する。
- (4) 村は、消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

2 消防機関の活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防団は、地震発生後、火災の通報を待つのみならず団員を望楼、尾根等の高所見張及び巡回等に配置し火災の早期発見に努めるとともに、関係防災機関との密接な連携のもとに管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織等の活動状況
- ウ 道路の通行状況
- エ 消防ポンプ自動車等消防施設及び消防水利等の活用可能状況

(2) 火災防御方針

震災時の消防活動は、収集した情報を分析し、火災の態様に対応した防御活動を展開するものとし、人命の安全確保を最重点に行う。

- ア 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- イ 火災が発生し、同時に対処できないと認める場合は、延焼拡大の危険性の高い地域、住民の生命の保護、生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点的に消火活動を実施する。
- ウ 火災が著しく多発又は延焼火災が発生する等住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、広域避難所及び避難路周辺を優先防御するとともに住民の避難誘導を行い、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- エ 工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、周辺地域の延焼火災防御にあたる。
- オ 特殊対象物からの出火であっても他に延焼危険の少ない火災は、延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御にあたる。
- カ 火災と水災が同時に発生した場合は、人命救助を第一とするほか、原則として火災防御を優先とする。
- キ 自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

3 応援要請

(1) 村

- ア 村は、自らの消防力では災害への対応が困難な場合には、広域的な市町村間の消防相互応援協定に基づき他の市町村に応援を要請するものとする。

- イ 村長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合は、県に対し応援を求めることとする。

4 事業所等の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及び液化石油ガス、石油類等の供給停止、石油類等の流出又は漏洩等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 関係機関への通報及び必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

液化石油ガス、石油類等を取扱う事業所等において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- イ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

5 住民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブなどの火気取扱器具は、直ちに火気の遮断をするとともに、液化石油ガスはボンベのバルブをそれぞれ閉止する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、水バケツ等で消火活動を行うとともに、大声で周辺の人に知らせて協力を求める。

第2 水防活動

震災時の水防対策は、以下により実施するものとする。

1 緊急時の措置

(1) 浸水対策

村は、震度4以上の地震を感じたときはその管理施設を巡視、点検するとともに、危険箇所の監視、警戒に当たり、被災箇所を発見したときは速やかに当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

なお、被災箇所が水防上重要な箇所であるときは、村は、当該施設の管理者に直ちに応急措置を講ずるよう要請するとともに、関係機関（警察、報道機関等）に連絡をとり、付近住民の安全を図るものとする。

第3 救助活動

震災のため、生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救助の実施は、本計画の定めるところによるものとする。

1 予想される被害・状況等

倒壊家屋等の下敷き、車両事故等による負傷、さらにはがけ崩れ、地すべり等早急に救出を要する事案が数多く現出するものと考えられる。

2 基本方針

被災者の救助及び捜索等は、応援消防機関が警察機関とともに実施するものとする。

3 救助の方法

- (1) 村及び応援消防機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、他の市町村等に応援を要請するものとする。
- (2) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、実施機関が携行するものとする。

- (3) 家屋密集地域等多数人の集まる場所に重点を指向する。
- (4) 救助した負傷者は、応急措置をした後、医療機関に収容する。

4 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は村長）が行うものとするが、費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 対象者

- ア 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者
- イ 生死不明の状態にある者

(2) 期間

災害発生の日から3日以内

(3) 費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

5 日本レスキュー協会との協定に基づく救助活動

大規模地震における負傷者等の搜索救助には、災害救助犬による探索等が効果的であるため、県が日本レスキュー協会と締結した「災害救助犬の出動に関する協定」に基づき、必要があると認める場合は、災害救助犬の出動を要請し、円滑かつ効果的な救助活動の実施を図り、村の救助活動支援を要請するものとする。

第4 防犯活動

警察本部は、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と社会の秩序を維持するため、関係機関との密接な連携のもとにおおむね次の事項を重点として対策を講ずるものとする。

1 犯罪の予防対策

人心の不安、物資不足等に伴う犯罪及び集団的不法事案を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 避難所、救援物資集積所、被災現場等の警戒
- (2) 警ら活動の強化及び検問の実施
- (3) 暴利行為その他の生活安定関係事犯の取締り

2 流言飛語の防止対策

流言飛語の防止、解消のため、次の措置を講ずる。

- (1) 正確な情報の伝達
- (2) 活発な広報活動
- (3) 身元不明者照会・回答活動

3 保安対策

公共の安全維持、危害、災害の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 銃砲刀剣類の保安措置
- (2) 危険物貯蔵施設等に対する警戒措置

4 その他

関係機関の行う応急対策に対する協力

第5 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策

村は、地震により建築物及び被災宅地が被害を受けたときは、その後の余震等によ

る二次災害の発生を防止するため、被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定を行う。
被災建築物応急危険度判定は、公益社団法人徳島県建築士会徳島地域会の協力を得て行う。
被災建築物の応急危険度判定は、次の 3 区分で行う。

表示	判 定 の 内 容
危 険（赤紙）	被害程度が著しく危険な状態と判断される。
要注意（黄紙）	被害が認められるので、十分な注意が必要とされる。
調査済（緑紙）	被害がないか、又は軽微な状況と判断される。

判定済の建築物には上記判定の内容を示した判定ステッカーを出入口に掲示し使用者等に注意を促す。

また、平常時から村民に対して判定制度の周知を図り、当該建築物の所有者や使用者が判定結果を尊重し、建物を使用するよう指導する。

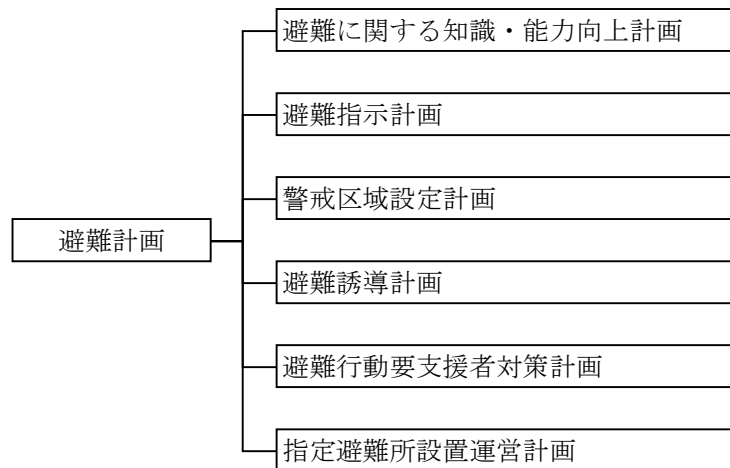
[資料編] 1 2 - 6 災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書

第9節 避難計画

第1 計画の趣旨等

地震が発生、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を震災から保護し、その他震災の拡大を防止するため、村長は、関係機関の協力を得て、住民の避難に関する指示を行い、又は安全に避難誘導して未然に震災を防止する必要がある。

また、地震によって現に被害を受け、住居を失うなど引き続き救助を要する被災者等に対しては、指定避難所を開設し、応急的な食糧等の配付を行うなど一時的に収容保護する必要がある。



第2 避難に関する知識・能力の向上計画

地震災害時の「避難」について、次の3点を検討し一覧表にした。

- 1 「自助」「共助」「公助」の役割
- 2 「事前の準備から避難完了まで」の時間軸
- 3 「災害の種別」に分けて検討を行った。

- 「自分の身は自分で守る。」「自分たちの地域は自分たちで守る。」が基本となる。
- 大規模地震に備えるためには、以下に示したことが考えられる。
- 「事前の備え」によって全てが決定されるので、できることから始める。

※ 地震時の避難（地震火災含む）

	事前の備え	発災又は災害の恐れ	避難行動	避難所へ到着又は屋内避難
留意点	・ 自宅の耐震対策 ・ 適した避難場所、避難ルートの把握 ・ 防災知識、能力の向上	・ 自助による情報収集の促進 ・ 共助による情報伝達の促進 ・ 幾重もの情報伝達手段の確保	・ 適した避難ルートの把握 ・ 「情報を得ても逃げない人」への対応	・ 適した避難場所の把握 ・ 自助による情報収集の促進 ・ 共助による情報伝達の促進
自助	・ 自宅の耐震化や家具等の転倒防止 ・ ハザードマップ等の習熟 ・ 避難ルート、一時避難所、広域避難場所の確認	・ 自身の身の安全確保 ・ 冷静な初動対応行動 ・ 多様な災害情報伝達ツールからの情報収集 ・ 非常持ち出し袋の携帯等の避難準備 ・ 初期消火活動（小規模	・ 多様な災害情報ツールからの情報収集 ・ 家族等の安否確認 ・ 一時避難所等への避難 ・ 広域避難所への避難	・ 多様な災害情報伝達ツールからの情報収集

	・家族との連絡手段の確認 ・非常持ち出し袋の準備 ・食糧等の備蓄 ・防災訓練の実施・参加	火災の場合)		
共助	・防災訓練の実施・参加 ・地域コミュニティの醸成	・周囲への声掛け避難 ・避難行動要支援者への避難支援準備	・周囲への声掛け避難 ・避難行動要支援者支援 ・地域ごとでの安否確認	・避難所開設 ・避難者名簿の作成 ・避難行動要支援者支援 ・備蓄物資の配布
公助	・防災講座、訓練の実施 ・ハザードマップによる啓発 ・防災教育の推進 ・食糧等の準備 ・災害情報伝達ツールの充実 ・指定避難所、緊急避難場所、福祉避難所、広域避難場所の確保	・災害情報の収集、発信 ・避難を促す情報の発信	・災害情報の収集、発信・避難誘導	・災害情報の収集・発信 ・避難者支援隊 ・避難所開設 ・避難者名簿の作成 ・備蓄物資の配給

第3 避難指示計画

主な実施機関

村（総務課）、徳島県、徳島中央警察署、自衛隊

1 避難指示の実施責任者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示を行うものとする。

(1) 村長（災害対策基本法第60条）

- ア 村長は、火災、がけ崩れ等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示し、又は避難指示を行うものとする。
- イ 知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害による被害が甚大で、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、村が実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。村の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。
- ウ 村長は、①により措置した場合及び警察官、自衛官から立退きを指示した旨の連絡があった場合は、直ちに県に報告する。

(2) 水防管理者（村長）（水防法第29条）

水防管理者（村長）は、洪水により著しく危険が切迫していると認めるときは、

危険な地域の居住者に対し立退きを指示する。

立退きを指示した場合は、直ちに警察署長にその旨を通知する。

(3) 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条、地すべり防止法第25条）

知事又はその命を受けた職員は、洪水又は地震による地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な地域の居住者に対し立退きを指示するものとする。

(4) 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

警察官は、災害により住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、村長が避難のための立退きを指示できないと認めるとき、又は村長から要求があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が急迫していると自ら認めるときは、直ちに当該区域の居住者等に対し避難のための立退きを指示することができる。

(5) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に対し避難等について必要な措置をとることができる。

2 避難指示の区分

地震の状況により、事前避難指示と緊急避難指示を行う。

(1) 事前避難指示

気象庁から発表される地震関連情報、過去の災害例、地形等から判断して、災害発生のおそれがある場合に、危険区域、未耐震住宅居住者、自力避難が困難な住民等に対し、危険な場所から事前避難を指示する。

(2) 緊急避難指示

事前避難のいとまがなく、区域内に災害の発生が確定的となった場合又は一部に災害が発生したときに居残っている者がいる場合に、緊急避難の指示をする。

3 南海トラフ地震臨時情報発表後の警戒

臨時情報が発表された際、村民に巨大地震への警戒を呼びかける必要がある。発表後一週間の十分な警戒と、その後一週間の注意を防災無線等を用いて広報する。

4 避難指示の内容

村長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他必要な事項

5 避難所の運営・管理

一般災害対策編第3章第10節「避難計画」第3を準用する。

6 避難者の誘導

一般災害対策編第3章第10節「避難計画」第4を準用する。

7 関係機関の相互連絡

県、村、水防管理者（村長）、県警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、法令に基づく報告又は通知を行うほか、避難の安全を確保するために必要であると認められる関係機関に速やかに連絡するものとする。

（１）法令に基づく報告又は通知義務

報告又は通知義務者	避難措置の内容	報告又は通知先
村長	災害対策基本法第60条に基づき避難のための立退きの指示をしたとき	知事 危機管理部 TEL 621- 2281
	災害対策基本法第61条に基づき警察官から避難のための立退きの指示について通知を受けたとき	
水防管理者 （村長）	水防法第29条に基づき避難のための立退きを指示したとき	徳島中央警察署長 TEL 624- 0110
警察官	災害対策基本法第61条に基づき避難のための立退きを指示したとき	村長
知事又はその命を受けた職員	地すべり防止法第25条に基づき避難のための立退きを指示したとき	徳島中央警察署長 TEL 624- 0110

（２）報告又は通知事項

報告又は通知事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 避難の措置の内容
- イ 避難の指示をした日時及び対象区域
- ウ 対象世帯数及び人員

8 住民への周知徹底

避難の指示をした場合は、次の方法を併用するなど、事情に即した方法で危険区域の住民に対し速やかにその旨の周知徹底を図るものとする。

（１）同報無線

村の同報無線により広報する。

（２）ラジオ、テレビ放送による広報

放送局に対して、指示を行った旨を通知し、関係区域の住民に広報すべき事項を明示して広報を依頼する。

（３）広報車による広報

村の広報車等を利用し、関係区域を巡回して広報する。

（４）信号による伝達（水防信号）

サイレン信号により伝達する。

サイレン信号			
約1分	約5秒	約1分	約5秒
〇――	休止	〇――	休止

（５）個別訪問による伝達

避難の指示をしたときが夜間で停電している場合においては、消防団、自主防災組織、防災ボランティア等により関係区域の家庭を個別に訪問し、伝達の周知を図る。

第4 警戒区域設定計画

主な実施機関
村（総務課）、徳島中央警察署、自衛隊

1 警戒区域設定の目的

地震が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、人的な被害の未然の防止を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 村長（災害対策基本法第63条）

村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、禁止又は退去を命ずる。

(2) 警察官（災害対策基本法第63条）

村長又はその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、警察官は、村長の権限を代行する。

村長の権限を代行したときは、直ちに村長に通知する。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、村長、警察官が現場にいない場合に限り、村長の権限を代行する。

村長の権限を代行したときは、直ちに村長に通知する。

(4) 消防団員（消防法第28条、水防法第14条）

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる。

3 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った場合は、第3の避難指示計画と同様の方法により、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

第5 避難誘導計画

主な実施機関
村（総務課）、徳島県、徳島中央警察署、自衛隊

1 避難誘導の実施

消防団員、警察官その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、次により避難先への誘導に努めるが、避難は住民が自主的に行うことを原則とする。

なお、自主防災組織は、避難が円滑に行えるよう集団避難の実施に努めるものとする。

(1) 避難の順序

避難の順序は、妊産婦、傷病人、身体障がい者、高齢者、幼児等を優先し、一般人を次順位とするものとする。

(2) 誘導経路等

誘導経路等については、周囲の状況等を的確に判断し、その安全性を確認の上、危険個所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に

努めるものとする。特に夜間は照明を確保し、浸水地等には必要に応じて船艇、ロープ等の資材を配置して万全を図るものとする。

2 応援協力

村は、自ら避難者の誘導及び移動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するものとする。

第6 避難行動要支援者対策計画

一般災害対策編第2章第14節「避難行動要支援者対策計画」を準用する。

第7 指定避難所設置運営計画

1 指定避難所開設計画

主な実施機関 村（総務課、健康福祉課）

（1）指定避難所の開設

村は、被害状況により避難所を開設する必要があると認めるときは、次の設置基準（災害救助法に準ずる。）に基づき避難所を開設する。

ア 設置基準

（ア）対象者

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。

（イ）設置場所

- ① 指定避難所としてあらかじめ指定している施設
- ② 既存の建物がない場合又は既存の建物が不足する場合にあっては避難所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

イ 設置期間

災害発生の日から7日間とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受けるものとする。

（2）指定避難所開設の要請等

村は、指定避難所として既存の建物がない場合又は既存の建物が不足する場合は、県に対し、指定避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達について協力を要請するものとする。

（3）指定避難所開設の報告

村は、指定避難所を開設したときは、速やかに次の事項を県及び関係機関に報告又は通知するものとする。

ア 避難開始日時

イ 避難所開設場所

ウ 収容状況

エ 開設期間の見込み

2 指定避難所管理運営計画

主な実施機関 村（健康福祉課）

(1) 指定避難所の運営

ア 指定避難所の管理

村は、指定避難所を開設したときは、避難所内の秩序を保持するため、次の措置を講ずる。

- (ア) 避難者に対する災害情報の伝達
- (イ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (ウ) 避難所に関する各種相談

イ 指定避難所の実態把握

村は、指定避難所開設後直ちに指定避難所における避難者の生活環境を把握するため、次の事項等についての実態把握に努める。

- (ア) 水道、電気の復旧状態
- (イ) 仮設トイレの個数や設置場所
- (ウ) 指定避難所の清掃、室温、湿度、換気状態
- (エ) プライバシーの保護

ウ 職員等の派遣

村は、指定避難所を開設したときは、職員を派遣し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、収容された被災者に対し、必要に応じ次の業務を行う。

- (ア) 給水、給食
- (イ) 毛布、衣料、日用必需品等の支給
- (ウ) 負傷者に対する応急医療
- (エ) 行政相談等必要とされるその他業務

エ 在宅避難者の支援

避難生活をしていなくても、避難者と同様に支援の必要な方々を「在宅避難者」といいます。

(ア) 指定避難所に避難していない被災者への支援

ライフラインが使用できない災害時は、全ての方の生活に支障が及びます。「避難拠点」とはそこに避難している被災者だけでなく、災害に遭った全ての方を対象に開設されています。

そのためにも「在宅避難者」及び「帰宅困難者」や「車中泊避難者」への支援についても、指定避難所と同じ対応を図ることが必要になります。

(イ) 在宅避難者

自宅が無事であれば避難拠点へ避難する必要はありませんが、次のような場合、自宅だけで生活することは困難であり、避難拠点での支援を必要とすることもあります。

- ① 古い住宅で、応急危険度判定を受けないと立入が不安
- ② ガスや水道の使用ができず食事の準備ができない
- ③ 生活必需品が不足している等

(ウ) 車中泊避難者

避難者が、指定避難所に避難できず、車を利用した「車中泊避難者」に対しても指定避難所と同じ対応を図る事が必要になります。

- ① 指定避難所で登録を行い、生活必要品の支給を受ける。
- ② エコノミー症候群予防のため、巡回及び注意喚起を行う。

(エ) 対応策

在宅避難者等への対応を行うと同時に、指定避難所住民に対しても自宅に戻ってもらうよう促すことで、指定避難所の早期解消を図り、学校機能をいち早く回復させるよう努める。

（２） 要配慮者への対応

ア 避難生活支援

村は、指定避難所に収容された高齢者、身体障がい者等要配慮者に対し、次のような措置を講ずる。

- （ア） 高齢者、身体障がい者等要配慮者に向けた情報提供に十分配慮する。
- （イ） 要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・身体障がい者向け仮設住宅の設置に努める。
- （ウ） 要配慮者の心身両面の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ保健師等による巡回健康診断を実施する。

イ その他

村は、要援護者のうち必要とされる者には、社会福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を行うなど、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら避難生活の支援を計画的に実施する。

（参考）指定避難所の業務例（阪神・淡路大震災時）

時 期	主 な 業 務 例
発災～1カ月後	安否確認、飲料水、食糧の確保、救護所、仮設トイレ、風呂の設置、ボランティアの受入れ等
おおむね1カ月経過後	上記に加えて避難所設置の長期化に伴うルール、自治組織づくり、苦情対応、行政相談、教育再開等の対応

第10節 消防防災ヘリコプターの活用計画

村は、震災が発生し、広域的な対応を必要とする場合には、広域かつ機動的な活動ができる県の消防防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図るものとするが、この場合における消防防災ヘリコプターの活動の実施は、本計画の定めによるものとする。

第1 消防防災ヘリコプターの災害応急対策

村は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認めるときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

第2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの性能、機能、機動性等を活かし、災害発生時等において、主に次のような活動を行う。

- 1 救急活動（傷病者の搬送、医師及び医療機材等の搬送）
- 2 救助活動（孤立者等の捜索・救助）
- 3 災害応急活動（被災状況の調査及び情報収集、災害情報・警報等の伝達広報、救援物資・人員等の輸送）
- 4 火災防御活動（被害状況の調査及び情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員及び消火資機材等の搬送、大規模火災等の消火）
- 5 その他ヘリコプターによる対応が有効な活動

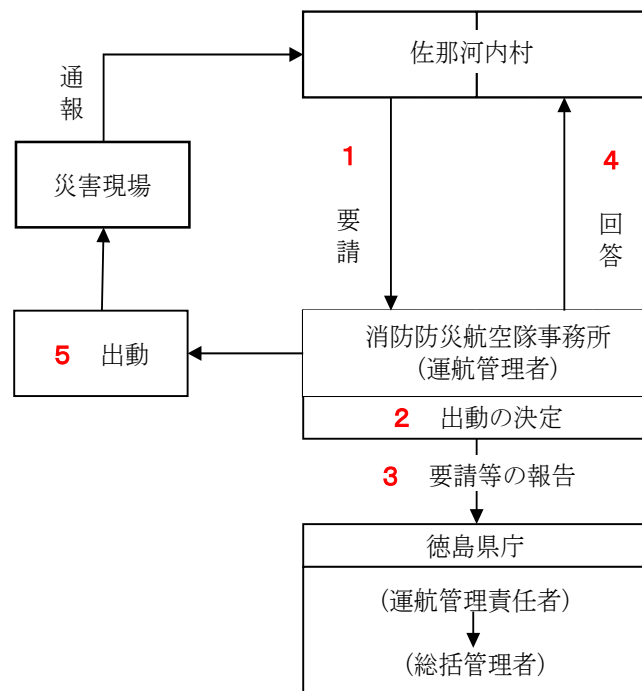
第3 消防防災ヘリコプターの運航体制及び出動要請手続等

消防防災ヘリコプターの運航及び出動に関する必要な事項は、「徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めによるものとする。

第4 飛行場外離着陸場の確保

村は、災害時において県消防防災ヘリコプターの迅速な活動が実施できるよう、活動の現場での拠点となる飛行場外離着陸場の整備に努めるものとする。

第5 緊急運航の要請及び出動のフローチャート



消防防災ヘリコプターの出動要請連絡先

- 1 勤務時間内の連絡先
徳島県消防防災航空隊事務所
電話 088-683-4119
ファクシミリ 088-683-4121
- 2 勤務時間外における連絡先
(17:15～8:30)
徳島県庁監視室
電話 088-621-2057

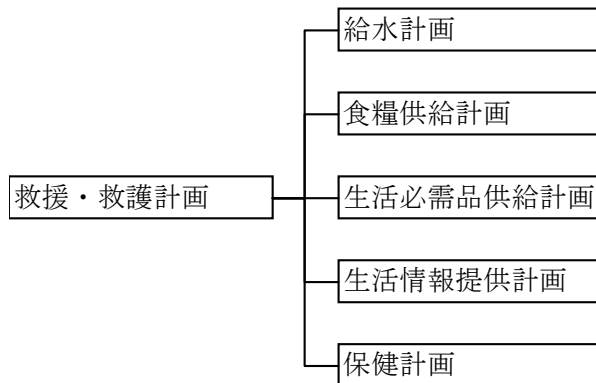
- [資料編] 11-7 災害対策用ヘリコプター降着地適地
[資料編] 12-4 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定

第11節 救援・救護計画

第1 計画の趣旨等

地震発生後住居の被害等による指定避難所の避難者や在宅被災者においては、生活を維持していくために必要な物資が被害を受け又は流通の混乱等により物資の確保が困難になった場合であっても、基本的な生活物資は確保されなければならない。このため、特に、飲料水、食糧、生活必需品等の応急物資の供給を積極的に行うとともに、生活に必要な情報についても適宜提供する必要がある。

なお、指定避難所においては、避難者が健康的な生活を維持していくためには、防疫、健康管理、入浴施設等についても配慮する必要がある。



第2 給水計画

主な実施機関	
村（産業環境課）	

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の直接の供給は村長が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けた村長がこれを行う。

また、被害が甚大で、あるいは被害が広域にわたり、村で対応できない場合は、他市町村又は県にこれの実施又は要員、給水資機材の応援を要請するものとする。

2 応急資機材の確保

応急給水に必要な資機材はあらかじめ備蓄している機材の放出及び流通在庫の調達により確保するものとする。

なお、村は、被害状況により確保することが困難と認められる場合は、県に調達を要請するものとする。

3 応急給水活動

（1）確保目標水量

村は、被害状況等を検討し、応急復旧状況を考慮しながら、応急給水目標水量をおおむね次のように定め、応急給水を実施するものとする。

区 分	地震発生からの日数	目標数量	摘 要
第1段階	地震発生～3日	30／人・日	地震発生直後の混乱期3日程度で拠点給水、運搬給水で対処する期間
第2段階	10日	200／人・日	拠点給水の時期から仮設給水栓を活用し、比較的円滑な応急給水を行うまでの期間
第3段階	21日	1000／人・日	1戸1栓程度の給水から平常給水を行うまでの期間
平 常	28日	被災前給水量	平常給水

（2） 応急給水方法

応急給水方法は運搬給水及び拠点給水方式を併用するものとするが、運搬給水方式は、災害発生直後の混乱期には、人的、物的両面から困難が予測されるので、原則として拠点給水方式を優先するものとする。

ア 拠点給水方式

指定避難所及びこれらの近隣の浄水場、配水池等を給水拠点に設定し、また、耐震性貯水槽の計画的な整備等により、飲料水を確実に確保する。

イ 運搬給水方式

地震による被害が僅少で、給水拠点が限定できる場合に有効な方法であり、次のような特別な拠点には、運搬給水で対応するものとする。

- （ア） 災害救護所及び病院
- （イ） 避難所
- （ウ） その他災害対策本部が指定した場所

（3） 応急給水対策

- ア 応急給水拠点を確保、整備する。
- イ ポリ容器、ポリタンク、給水タンク等を確保する。
- ウ 村の保有車両及び調達車両等輸送手段を確保する。
- エ 井戸、プール、河川等利用可能な水源の調査及び検水を実施し、緊急水源の確保に努める。
- オ 市町村相互の応援給水体制及び応急給水資機材の相互融通体制の整備に努める。
- カ 被害の状況により必要と認められる場合は、関係機関に対し応急給水活動の応援及び緊急水源の検水等必要な応援を要請する。

（4） 水質の安全対策

- ア 給水拠点に設置する耐震性貯水槽等については、日ごろより定期的に水質検査を実施し、また、残留塩素を補うために必要な薬品の備蓄に努める。
- イ 給水車、仮設貯水槽等については使用直前に清掃、消毒を行った後に飲料水を貯水する。

第3 食糧供給計画

主な実施機関
村（健康福祉課）

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食糧及び副食調味料の供給並びに炊出し等は、村長が実施するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事からの委任を受けた村長がこれらを行うものとする。

2 応急食糧の確保

（1）必要量の調査

村は、調査班を編成して現地へ派遣し、応急食糧の必要地域、必要数量、必要品目等を把握する。

（2）村単独による食糧確保（災害救助法の適用を受けていない場合）

ア （1）による調査結果に基づき、村の備蓄食糧を放出する。

イ アによっても不足する場合は、あらかじめ協定を締結している事業者より調達する。

（3）県への協力要請等

ア 村単独で食糧の確保が困難と認められる場合は、県に対して食糧の供給を要請する。

イ 災害救助法が適用された場合、米穀については、村単独での確保ができない場合は、村長を通じて知事に対しこれらの供給を要請するものとする。

ウ これらの要請について、村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼するほか、通信途絶などの場合には、徳島農政事務所の最寄りの支所長に要請を行うことができる。

ただし、事後速やかに知事に報告するものとする。

3 応急食糧の輸送

村は、必要と認められる場合は、食糧集積地（原則として緊急輸送拠点の中央運動公園管理事務所）を開設し、ここを拠点として食糧の集積、一時保管及び配送を行う。

なお、原則として食糧の輸送等の実施は次によるものとする。

（1）村の備蓄食糧

村の備蓄食糧の食糧集積地までの輸送及び村内におけるそれらの配送は、原則として村が行う。

（2）村の調達食糧

事業者より調達する食糧は、当該事業者が食糧集積地まで直送する。

なお、調達食糧の村内の配送は、原則として村が行う。

（3）県の調達食糧

県の調達食糧の村食糧集積地までの輸送は、原則として県が行う。

ただし、輸送距離等の事情によりそれが困難な場合は、村が直接受取るものとする。

4 応急食糧の配付

（1）配付対象者 村は、次の事項を勘案し、配付対象者を決定するものとする。

ア 指定避難所に収容された者

イ 住居が全焼、流失、半焼、又は床上浸水等のため、炊事ができない者

ウ 旅行者、一般家庭への来訪者等の旅客等であって、食糧品の持ち合わせがなく、調達が困難な者

エ 被災により一時縁故先に避難する者で、食糧品をそう失し、持ち合わせのない者

オ 在宅避難者及び車中泊避難者

（2）配付品目

村は、配付の必要な期間及び被害者の実態を勘案しながら、確保した食糧の中から随時決定するものとする。

（3）配付基準

ア 災害救助法適用前

災害救助法の基準に準じ、村長の判断により決定し、配付を行う。

イ 災害救助法適用後

災害救助法及び同法施行細則により実施するものとするが、それによることが困難な場合は、知事の承認を得て実施する。

(4) 配付方法

ア 避難所での配付

配付食糧は、避難所の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通じて配付対象者へ配付する。

イ 在宅避難者及び車中泊避難者等への配付

- (ア) 住居の被害により炊事ができない在宅避難者は、当該地域の指定避難所へ登録し、当該避難所から食糧の配付を受けるものとする。
- (イ) 食糧の配付を希望する在宅避難者は、所定の指定避難所へ登録し、在宅避難者自らが当該避難所で受取ることを原則とする。
- (ウ) 指定避難所の運営責任者は、当該指定避難所の避難者のみならず、在宅避難者で食糧の配付を希望する避難者の数を加えた人数分の食糧の配付を受けることに留意する。
- (エ) (イ)にかかわらず、自ら指定避難所へ配付食糧の受取りに来られない高齢者や身体障がい者等の在宅避難者に対しては、常会や近隣の住民、ボランティア等の支援を受けて配付する。

(5) 炊出し

- ア 炊出しによる食糧の配付は、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添えるものとする。
- イ 炊出しは、婦人会及び女性消防団員等の地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、避難所又は近隣の給食施設を利用して実施するものとする。
- ウ 村長は、村内において炊出しを実施することが不可能若しくは困難なときは、日赤奉仕団、県及び自衛隊に実施を依頼するものとする。

第4 生活必需品供給計画

主な実施機関
村（健康福祉課）

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、村長が実施するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき物資の確保及び輸送は知事が行うものとする。

2 生活必需品の確保

(1) 必要量の調査

村は、調査班を編成して現地へ派遣し、生活必需品の必要地域、必要数量、必要品目等を把握する。

(2) 村単独での生活必需品の確保（災害救助法の適用を受けていない場合）

- ア (1)による調査結果に基づき、村の備蓄物資及び流通在庫の調達により対応する。
- イ アによっても不足する場合は、あらかじめ協定を締結している事業者より調達する。

(3) 県への協力要請等

村単独で生活必需品の確保ができない場合は、県に対して供給を要請する。

3 生活必需品の輸送

村は、必要と認められる場合は、第3の3の食糧集積地を生活必需品の集配拠点としても活用する。

なお、原則として生活必需品の輸送等の実施は次によるものとする。

(1) 村の調達物資

村が調達した物資の集配拠点までの輸送及び村内におけるそれらの配送は、原則として村が行う。

(2) 県の調達物資

県が調達した物資の集配拠点までの輸送は、原則として県が行う。

ただし、輸送距離等の事情によりそれが困難な場合は、村が直接受取るものとする。

4 生活必需品の支給

(1) 支給対象者

災害のため、住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等のため、生活上必要最小限の家財等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）

(2) 支給品目

村は、配付の必要な期間及び被害者の実態を勘案しながら、次の範囲内で、確保した物資の中から随時支給するものとする。

寝具、外衣、肌着、身のまわり品、炊事用具、食器等日用品、光熱材料

(3) 配付基準

ア 災害救助法適用前

災害救助法の基準に準じ、村長の判断により支給する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法及び同法施行細則により実施するものとするが、それによることが困難な場合は、知事の承認を得て実施する。

(4) 配付方法

避難所において、確保した生活必需品を支給対象者に支給する。

なお、支給に際しては、婦人会及び女性消防団員等の地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

第5 生活情報提供計画

主な実施機関

村（総務課）

関係各機関は、被災者の生活向上と早期自立を図るために有意義な各種情報を積極的に提供するように努めるものとする。なお、情報媒体としては次のようなものが考えられる。

1 情報紙

さまざまな生活情報を集約して、災害ニュース等の情報紙を印刷・発刊し、避難所、関係機関等に広く配布する。

2 ファクシミリ

各避難所に対し、文書情報を同時提供するためにNTT、通信機器事業者等の協力を得て、生活情報等を定期的に提供する。

3 パソコン通信

パソコンネットワークサービス、インターネットプロバイダー等の協力を得て、災害情報や生活情報の入手が可能となる場を設けるとともに、関係機関は各種情報のアップロードは等に努める。

4 コミュニティ放送

各ラジオ局の協力を得て、定期的に災害情報や生活情報の提供を行う。

5 同報無線

村の同報無線システムにより、さまざまな災害情報や生活情報等を提供する。

第6 保健計画

主な実施機関
村（健康福祉課）

1 健康管理

村は、被災者に対し次のような保健対策を実施し、被災に伴う健康障害等の予防に努めるものとする。

（1）健康診断

村は、被災者に対し、避難所及び仮設住宅等において健康診断を実施し、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見に努める。

（2）巡回保健相談

避難所や被災住居等の環境整備や健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談や、家庭訪問を行うとともに、仮設住宅入居者が生活環境の変化に対応できるよう訪問指導、健康相談、健康教育等の巡回サービスを実施する。

（3）予防接種

避難所等においてインフルエンザ等の流行予防と、り患、重症合併症の併発等を予防するため、予防接種を実施する。

2 防疫計画

一般災害対策編 第3章第21節「防疫計画」を準用する。

3 食品衛生監視

村は、被災地の状況に応じて必要と認めるときは、保健所職員の協力を得ながら次の活動を行う。

（1）救護食品の監視指導及び試験検査

（2）飲料水の簡易検査

（3）その他食品に起因する危害発生の防止

4 栄養指導等

村は、被災地の状況に応じて必要と認めるときは、保健所職員の協力を得ながら次の活動を行う。

（1）炊出し、給食施設の管理指導

（2）患者給食に対する指導

（3）その他栄養補給に関する指導等

5 入浴施設の確保

村は、被害が甚大で、特に上水道等の復旧まで長期に及ぶ場合は、必要に応じ、次により入浴施設の確保に努めるものとする。

（1）仮設入浴施設の設置

入浴施設が不足する場合は、避難所等に仮設入浴施設を設置する。

（2）自衛隊による支援

利用可能スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野営用風呂施設による入浴支援を要請する。

[資料編]	7－4	佐那河内村備蓄物品	
[資料編]	7－11	災害時における物資供給の応援に関する協定書	（佐那河内村商工共栄会）
[資料編]	7－13	〃	（徳島市農業協同組合）
[資料編]	7－16	災害時における救援物資提供に関する協定書	（徳島ペップショール販売（株））
[資料編]	7－17	〃	（四国コカ・コーラボートリング（株））
[資料編]	7－19	消防団応援自動販売機の設置に係る協定書	（同上 徳島営業所）

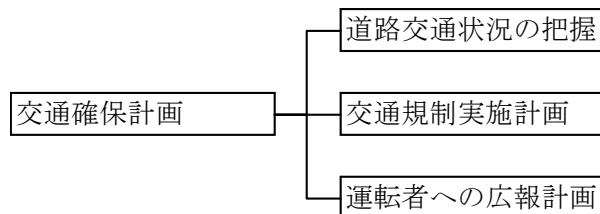
第12節 緊急輸送計画

一般災害対策編第 3 章第 3 0 節「緊急輸送計画」を準用する。

第13節 交通確保対策計画

第1 計画の趣旨等

地震時において、負傷者の搬送、災害対策要員、応急対策実施用資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡、交通規制措置の実施等交通を確保するための対策を迅速かつ的確に行う必要がある。



第2 道路交通状況の把握

主な実施機関
村（総務課、建設課）

村は、各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合の調査を速やかに実施するとともに、徳島東警察署、東部県土整備局徳島庁舎等の行政機関はもとより、四国電力㈱、**四国電力送配電㈱**、西日本電信電話㈱等通信事業者等の民間事業者との情報交換を緊密に行い、道路交通状況等の把握に努めるものとする。

第3 交通規制実施計画

主な実施機関
村（総務課、建設課）、徳島中央警察署

1 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は、次の区分によって行うものとする。

区分	実施者	範 囲
交通規制	道路管理者 〔 国 県 村 〕	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合。
	警 察 〔 公安委員会 警察署長 警察官 〕	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するために必要があると認める場合。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合。
措置命令	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防吏員	警察官がその場にはいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合 (当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。)

2 交通規制の実施

村は、道路の破損、決壊、その他の事由により通行が危険であると認められる場合、又は道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合は、その対象、区間又は地域、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識により、当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

なお、大規模な地震災害により広範かつ甚大な道路被害が発生し、広域的な交通規制を行う必要があると認める場合は、隣接市町村、県等の道路管理者と協議の上、徳島中央警察署に対し交通規制の実施を要請するものとする。

3 交通規制の通知

村は、道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ徳島東警察署に対し禁止又は制限の対象、区間又は地域、期間及び理由を通知するものとする。

なお、あらかじめ通知するいとまがないときは、これらの事項を、事後速やかに通知するものとする。

4 交通規制の周知

村は、交通規制を実施した場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通の混乱防止措置を講ずるとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関（道路交通情報センターを含む。）を通じて、交通規制の周知徹底を図るものとする。

第4 運転者への広報計画

主な実施機関

村（総務課）、徳島中央警察署

大規模な地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、広報車等により次の事項の周知徹底を図るものとする。

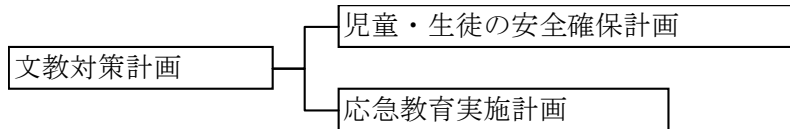
運転者のとるべき措置

- 1 家族との連絡・避難等には車両を使用しない。
- 2 通行禁止区域内の道路上にある車両の運転者は、速やかに駐車場、公園、空き地等の道路外に車両を移動させる。
 なお、道路外に車両を移動させることができない場合は、交差点付近や幹線道路を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
- 3 停車後は、カーラジオ等により地震情報、交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- 4 緊急輸送路上の車両の運転者は、速やかに直近の迂回路等の緊急輸送路以外の道路又は路外に車両を移動する。
- 5 やむを得ず車両を道路に置いて避難するときは、次の鉄則を守る。
 - (1) 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - (2) エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとする。
 - (3) 窓を閉め、ドアはロックしない。
 - (4) 貴重品を車内に残さない。

第14節 文教対策計画

第1 計画の趣旨等

震災のため、平常の学校教育の実施が困難になった場合は、村教育委員会及び各学校（小・中学校）は緊密に連携し、関係機関の協力を得ながら生徒の安全を図るとともに、応急教育を実施する必要がある。



第2 児童・生徒の安全確保計画

主な実施機関 村（教育委員会）、各学校

1 情報等の収集・伝達

- (1) 村教育委員会は、震災が発生したときは、学校長に対し、災害に関する情報を正確かつ迅速に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 学校長は、関係機関から地震に関する情報の伝達を受けたときは、教職員に対して速みやかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により校区の被害状況等の情報の収集に努める。
- (3) 学校長は、必要に応じ地震情報等を生徒へ伝達するものとするが、伝達に際しては混乱を防止するよう配慮する。
- (4) 学校長は、生徒及び学校施設に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある場合は、直ちにその状況を教育委員会に報告する。

2 生徒の登校時間内の緊急措置

(1) 避難等の指示

学校長は、火災危険や倒壊危険等の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否の指示若しくは校内では生徒に危険が及ぶと判断したとき又は消防団員から指示があったときは、安全な避難場所等の指示を迅速に行うものとする。

なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

(2) 下校時の危険防止

学校長は、下校途中における危険を防止するため、生徒に必要な注意を与えるとともに、災害の状況により、通学区ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

(3) 校内保護

学校長は、地震の状況により、生徒を下校させることが危険であると認めるときは、生徒を校内に保護し、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡するものとする。

(4) 保健衛生対策

学校長は、地震時における校舎内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、生徒の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

(5) 臨時休校の措置

学校長は、地震の状況に応じ、臨時休校等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡するとともに、その措置内容

を教育委員会へ報告するものとする。

学校長から措置内容の報告を受けた教育委員会は、状況に応じて保護者への連絡方法としてラジオ、テレビ等の活用を検討する。

(6) 学校長不在時の対応

地震発生時に学校長が不在のときは、教頭若しくは学校長があらかじめ指定する教職員が学校長の代行としてその職務を行い、学校長が到着するまでの間、全ての権限が委譲されるものとする。

3 生徒の登校時間外の緊急措置

(1) 被害状況の把握

学校長並びに非常参集した教職員は、地震発生後直ちに施設及び周辺の被害状況を把握し、教育委員会へ報告するものとする。

(2) 臨時休校の措置

学校長は、地震の状況に応じ、臨時休校等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡するとともに、その措置内容を教育委員会へ報告するものとする。

学校長から措置内容の報告を受けた教育委員会は、状況に応じて保護者への連絡方法として同報無線等の活用を検討する。

(3) 学校長不在時の対応

地震時に学校長が不在のときは、在校している最上格の教員が学校長の代行としてその職務を行い、学校長が到着するまでの間、全ての権限が委譲されるものとする。

第3 応急教育実施計画

主な実施機関 村（教育委員会）、各学校

1 教育施設の確保等

(1) 教育委員会及び学校長は相互に協力し、次の方法により教育施設等を確保するものとする。

ア 施設の被害が軽微な場合

屋根瓦の被害、窓ガラスの破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待つことなく、各学校において速やかに応急修理を実施し、授業を行う。

イ 施設の被害が相当に甚大な場合

残存の安全な教室の使用又は特別教室、屋内体育施設等を転用し、学級合併授業、一部又は全部の二部授業を行う。

ウ 施設の使用が全面的に不可能な場合

近隣の安全な学校や遊休施設の利用、又は用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設等の方法により、授業を再開する。

(2) 教育活動の再開に際しては、登下校の安全の確保に十分配慮するとともに、生徒の指導にあたっては健康、安全教育及び生活指導に重点をおくものとする。

特に、地震により精神的又は心理的ストレスを受けた生徒に対しては、心のケアに十分配慮するものとする。

(3) 学校長は、震災状況の推移を把握し、教育委員会と密接に連絡の上、平常授業に戻すよう努め、その時期については広報紙、マスコミ機関等の情報媒体を通じ、迅速かつ的確に保護者へ連絡するものとする。

- (4) 震災に伴い教職員に不足が生じた場合は、教職員組織の編成替えや出務、民間の教員免許所有者の動員等により対処するものとする。

2 学校が避難所となる場合の措置

- (1) 避難所の開設は、村の災害対策本部からの指示を受けて開設することを原則とする。ただし、緊急を要するときは、学校長の判断により開設することができる。
- (2) 避難所の運営は、避難者の自主的運営を原則とするが、学校の教職員は必要に応じて運営を支援することとする。
- (3) 教育委員会及び学校長は、避難所が設置されている間は、避難所の運営に協力するものとするが、学校は本来教育を行う場であることに鑑み、早期の授業再開に努めるものとする。
- (4) 教育委員会及び学校長は、避難所の設置が長期化する場合は、応急教育活動と避難活動との調整について町の災害対策本部と必要な協議・調整を行う。

3 学校給食対策

- (1) 施設設備の被害状況を把握し、教育施設と並行して復旧のための応急対策をたて、学校給食の早期開始に努める。
- (2) 災害の状況によっては、学校給食の一時中止又は簡易給食への変更を行う。
- (3) 地震発生後、授業及び学校給食が実施されるときは、学校長は教育委員会と協議しながら、学校給食に必要な要員の確保、施設設備の稼働に必要な措置、及び給食に必要な物資の調達に努める。
- (4) 学校給食に必要な物資は、県学校給食会の保管する物資の特別配送の依頼、一般救援物資の利用等により確保を図る。

4 学用品の調達及び支給

(1) 調達及び支給の方法

ア 教科書

- (ア) 各学校の学年別、使用教科書ごとにその数量を調査して県に報告し、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡してその供給を求め、又は村内の学校及び他市町村に対し使用済みの古書の供与を依頼する。
- (イ) アによってもなお不足する場合は、県に対して調達供与を依頼する。

イ 学用品

(ア) 災害救助法の適用を受けた場合

- ① 教育委員会が学校長からの必要数の報告を受けてとりまとめて県に報告の上、原則として県が一括購入し、必要とする児童生徒へ村を通じて支給する。
- ② 文房具、通学用品等を救援物資によって支給できる場合は、重複して購入することを要しないものとする。
- ③ 知事が職権を村長、教育委員会又は学校長に委任した場合は、それぞれが県と協力して調達から支給までを実施する。

(イ) その他の場合

- ① 教育委員会が学校長からの必要数の報告を受けてとりまとめ、村において調達の上、支給するものとする。
- ② ①によってもなお不足する場合は、県に対して調達供与を依頼する。

(2) 支給対象

地震により住居の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水その他により、就学上欠くことのできない学用品等をそう失又はき損し、直ちに入手できない状態にある児童生徒に対して必要最小限の学用品を支給する。

(3) 支給品目

ア 教科書

教科書、教材

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等

ウ 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

(4) 支給期間

地震発生時から教科書は1カ月以内、その他のものについては15日以内に支給を完了するものとする。

ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事の承認を受けて必要な期間を延長する。

(5) 費用の限度

教科書は支給する教科書の実費とし、文房具と通学用品は災害救助法細則で定める直近の改定額とする。

5 就学援助費の支給等

(1) 対象者

災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった生徒に対し、就学援助費の支給等を行い、就学の保障を図るものとする。

(2) 就学援助費の支給

ア 対象となる生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給する。

イ すでに準要保護に認定された生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学援助費を再支給する。

第15節 施設の応急対策計画

住民生活に密着した河川・道路等の公共土木施設、電気・ガス・水道等のライフライン関係施設及び通信施設の管理者は、地震発生後、必要に応じて、施設の緊急点検等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるとともに、被災した所管施設に対する応急対策を実施し、当該施設の機能の維持を図るものとする。特に、人命に関わる重要施設等に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、及び危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置を関係機関との相互協力により、実施するものとする。

第1 公共土木施設

震災時における公共土木施設管理者の応急対策計画は、本編第3章第2節「公共施設等応急復旧計画」によるものとする。

第2 電力施設

震災時における四国電力㈱及び四国電力送配電㈱の応急対策計画は、本計画の定めるところによるものとする。

1 震災時における電力の供給計画

電気事業者は、災害情報等の伝達や避難時の照明の確保等が円滑な避難を行うために必要なものであることから、電力供給のための体制確保に努めることとする。

2 震災時における電気の保安

各事業所の責任者は、震災時において送電を継続することが危険と認められる場合又は警察署、消防団等関係機関から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を行う。

また、漏電火災等の二次災害の防止に必要な、お客さまによるブレーカー開放等の電気の安全措置に関する広報を行う。

3 震災時における応急復旧

震災の規模、被災施設の状況に応じ、関係箇所との緊密な連絡のもとに、電力施設の被害状況を速やかに調査、把握し、人員、資・機材、機動力等を最大限に活用して、四国電力㈱及び四国電力送配電㈱の防災業務計画に定める復旧順位、復旧方法に基づき迅速・適切に復旧するものとする。

第3 液化石油ガス供給施設

液化石油ガス販売事業者は、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するとともに、震災時における液化石油ガス施設の応急対策計画は、本計画の定めるところによるものとする。

1 災害時の緊急対応

(1) 火災発生の場合

液化石油ガス販売事業者は、火災発見者から通報があった等の場合は、直ちに発火燃焼源を確かめ、周辺液化石油ガス設備のバルブ閉止等により延焼防止に努めるものとする。

(2) 地震災害の場合

液化石油ガス販売事業者は、地震により液化石油ガス設備が損壊又は転倒した場合は、液化石油ガスによる災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じるものとする。

2 液化石油ガス販売事業者、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の措置

液化石油ガス販売事業者は、事業所内及び供給先における災害発生の防止に努め、災害が発生したときは、警察及び消防等関係機関に協力し、災害の鎮静に努め、災害が鎮静化した後は、全力で復旧に努めるものとする。

また、液化石油ガス販売事業者間の調整については、一般社団法人徳島県エルピーガス協会が行うものとする。

（1）広報活動

- ア 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をするものとする。
- イ 消費先に対し、液化石油ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報するものとする。

（2）液化石油ガス供給施設の被害状況把握

一般社団法人徳島県エルピーガス協会の調整により、液化石油ガス販売事業者は、安全点検を実施し、被害状況の把握に努めるものとする。

（3）容器の回収（処分）

- ア 使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努めるものとする。
- イ 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底するものとする。

第4 水道施設

震災時における水道施設の応急対策計画は、本計画の定めるところによる。

1 復旧方針

村は、地震発生時における飲料水の確保及び応急給水を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

2 復旧手順

（1）応急対策人員の動員

村は、地震発生後直ちに応急対策人員を動員し、災害対策を実施することとする。

（2）被害状況調査

水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被災状況の調査を実施し、被害状況を早急にかつ的確に把握することとする。

（3）復旧計画策定及び復旧作業

応急復旧に必要な人員体制及び資機材の調達、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定め、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

なお、復旧に当たっては、緊急度の高い給水拠点、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等からの復旧に努めるものとする。

3 支援要請

村は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町村や県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

第5 通信設備

震災時における西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社エヌ・ティ・ティ・コム四国徳島支店の応急対策計画は、本計画の定めるところによるものとする。

1 基本方針

震災時における電信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保はも

とより被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

2 応急対策

(1) 震災が発生し、又は発生が予想される場合は、次の各号の準備を行う。

- ア 電源の確保
- イ 予備電源設備、移動電源車の発動
- ウ 移動無線機、移動無線措置局等の発動
- エ 応急対策用車両、工具の点検
- オ 応急対策用資機材の把握
- カ 緊急輸送対策
- キ 復旧要員の確保
- ク 通信設備の巡回点検

(2) 震災の発生が予想される場合又は発生した場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策、復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策、復旧対策等ができる体制を確立するほか、県、市、指定行政機関と連絡を密にする体制をとる。

(3) 電気通信設備に被害が発生した場合は、災害の規模により次の各項の応急措置をとる。

ア 臨時回線の作成

政府機関、地方行政機関及び情報連絡、救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を使用して臨時回線を作成する。

イ 市外回線網の措置

交換措置、伝送路切替措置等を実施し、通話を確保する。

ウ 臨時市外、中継回線の作成

可搬型無線機、応急復旧ケーブル等により、臨時の伝送路を作成し、必要限度の市内、市外通話の確保を図る。

エ 臨時電報電話取扱所の開設

市指定避難所、救護所等に臨時電報電話取扱所を設置し、電報電話が利用できるように努める。

オ 特設公衆電話等の設置

(ア) 孤立化する地域をなくすため、地域の主要場所に特設公衆電話を設置する。

(イ) 市指定の避難所等に特設公衆電話を設置する。

(ウ) 市の主要箇所に臨時公衆電話を設置する。

カ 通信の利用制限

各種問合せや見舞電話等が集中し通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法に基づき規制措置を行い、利用制限を実施する。

キ 非常緊急電報、非常緊急電話の優先利用

災害に関する通信については、電気通信事業法に基づく非常緊急電報、非常緊急電話として他の通信に優先して取り扱う。

(4) 震災のため通信が途絶したとき、若しくは通信の利用制限を行ったときは、トキ装置による案内、広報車、報道機関、窓口掲示等の方法によって、次の各項について周知する。

- ア 被災区間又は場所
- イ 回復見込み日時
- ウ 通信途絶、利用制限の理由
- エ 通信途絶、利用制限の内容
- オ 通信利用者に協力を要請する事項

カ その他の事項

- (5) 震災発生時に、被災地に向けた電話が輻輳した場合、安否情報等を確認するための、災害用伝言ダイヤル「171」「携帯電話による災害用伝言板」を開設する。

3 回線の復旧順位

震災により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図ることとするが、復旧順位は社会的影響等を勘案の上、次のような段階的復旧を実施する。

(1) 第1段階の復旧

ア 加入電話

防災関係、報道関係など電話サービス契約約款における復旧第1順位、第2順位の機関の加入電話。

イ 公衆電話

避難所等に特設公衆電話の設置及び該当公衆電話の復旧

ウ 専用線

(ア) データ通信

(イ) ラジオ、テレビの中継線

(ウ) 道路通信

(注、上記ア～ウ項は、ほとんど同時に復旧作業が行われる。)

(2) 第2段階の復旧

一般住民の加入電話を可能な限り早期に復旧する。

第6 危険物施設

危険物施設の保安対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 石油類及び薬品

(1) 実施責任者

ア 施設の所有者及び管理者又は占有者

イ 村長

(2) 応急措置

ア 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

(ア) 施設内の使用火は完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断するものとする。

(イ) 施設内における貯蔵施設の補強並びに付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を強化するものとする。

(ウ) 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認するものとする。

イ 村長の措置

(ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難、立退きの指示をするものとする。村の消防力で十分な活動が困難である場合、他の市町村の消防隊の応援を要請するものとする。また、必要に応じ、県に対し応援隊の必要性を連絡する。

(イ) 火災の防ぎよは、応援消防機関がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。

(ウ) 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする。

(エ) 漏油した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置するものと

する。

2 放射性物質

（1）実施責任者

- ア 施設の所有者及び管理者
- イ 知事
- ウ 村長
- エ 警察本部長

（2）応急措置

- ア 火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、医療機関と緊密な連絡をとり、危険のある場所の認知及び放射線量の測定をあわせて行い、延焼防止に主眼をおき、汚染区域の拡大を防止するものとする。
- イ 大量放出又はそのおそれのある場合は、危険区域内所在者の避難誘導にあたり、ともに立入禁止区域を設定するものとする。

第7 農業用施設

地震発生時の農業用施設の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 取水施設、用排水路

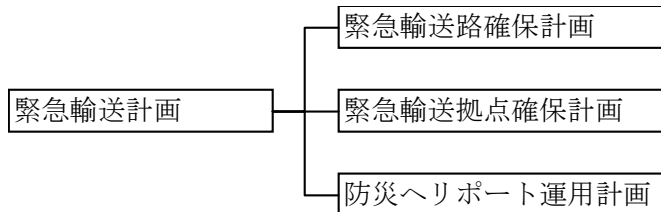
施設の管理者は、地震発生後、施設の破損の有無を調査し、破損があった場合、付近の住民に被害を与える恐れがないか確認し、村に報告して応急修理等適切な管理を行う。施設に被害があった場合、村を通じて県に被害報告を行い、災害復旧を検討する。

- [資料編] 6－ 1 毒劇物取扱施設数
- [資料編] 6－ 2 石油類貯蔵取扱事業所
- [資料編] 7－ 9 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書
- [資料編] 7－10 災害時における災害応急生活物資の供給に関する協定書

第16節 緊急輸送路等確保計画

第1 計画の趣旨等

地震による災害が発生した場合には、道路に障害物が散乱するなど被災者の救援救護活動はもちろん、緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがある。このため、道路啓開、通行規制、防災ヘリポートの運用など緊急輸送を迅速かつ円滑に行うための対策を実施する必要がある。



第2 緊急輸送路確保計画

主な実施機関
村（総務課、建設課）、

1 被害状況の把握

村は、地震が発生した場合、緊急輸送路の被害状況、障害物の状況等を把握するための調査をす速やかに実施するとともに、徳島中央警察署、東部県土整備局徳島庁舎との情報交換を緊密に行うものとする。

2 啓開道路の決定

村は、道路の被害状況等を把握した後、県等他の道路施設管理者と協議の上、優先度の高い順に啓開道路の決定を行うが、原則として、緊急輸送路を最優先に行うものとする。

3 啓開資機材の確保

村は、建設業界等より使用できる建設機械等啓開資機材の調達を行うものとする。

4 啓開作業の実施

村は、原則として、複線の車両用走行帯を確保できるよう落下物、倒壊物などによって生じた路上障害物を除去し、自動車の走行に支障のない程度に陥没、亀裂等の舗装破損の応急復旧を行うものとする。

啓開作業は、緊急輸送路として指定を受けている道路を最優先とし、特に障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関等との連携に努めるものとする。

5 広報の実施

村は、道路の啓開状況、復旧の見通し等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、避難者、運転者等に対して適宜適切に広報を実施するものとする。

第3 緊急輸送拠点確保計画

主な実施機関
村（総務課）

村は、被災状況により、必要と認められる場合は、中央運動公園管理事務所等に災害時の緊急輸送拠点を開設する。

中央運動公園管理事務所では、救援物資の受入れ、一時保管、備蓄物資の確認、配送準備等を行うとともに、必要に応じてオープンスペースをヘリポートとして活用する。

第 4 防災ヘリポート運用計画

主な実施機関
村（総務課）

第 1 編. 一般災害策編. 第 3 章. 第 8 節. 第 1. 4 「ヘリコプターの臨時発着場」を準用する。

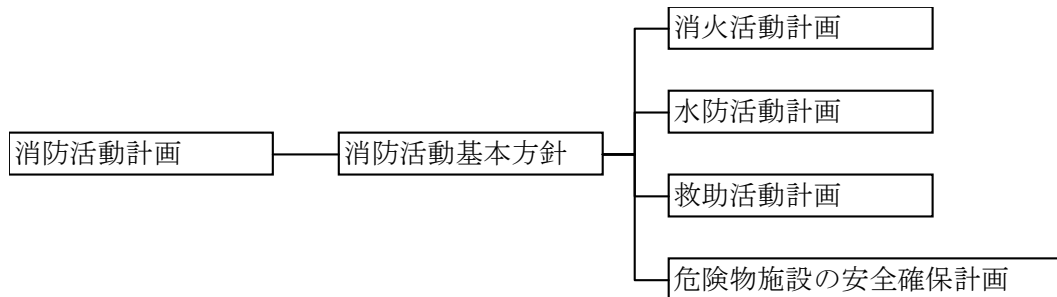
[資料編] 1 1 - 2 緊急輸送道路

[資料編] 1 1 - 4 主要道路交通途絶予想箇所

第17節 消防活動計画

第1 計画の趣旨等

大規模地震発生時には、火災の多発や家屋の倒壊等により極めて多くの人命の危険が予想されることから、消防団はもとより住民、事業者あわせて出火防止と初期消火に努めるとともに、消防団は関係防災機関との連携を保ちつつ、その全機能をあげて避難の安全確保、消火、救助、救急等にあたり、災害から住民の生命、身体及び財産を保護する必要がある。



第2 消防活動基本方針

大規模地震発生時の消防活動の基本方針は次のとおりとする。

- 1 住民、自主防火組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止及び初期消火活動を行うものとする。
- 2 住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に危険物を扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。
- 3 消防団は、関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消火活動を実施する。

第3 消火活動計画

—	主な実施機関	
	村（総務課）	

1 消防団

（1）火災防御方針

地震時の消火活動は、収集した情報を分析し、火災の態様に応じた防御活動を展開するものとし、人命の安全確保を最重点に行うものとする。

- ア 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- イ 火災が発生し、同時に対処できないと認める場合は、延焼拡大の危険性の高い地域、住民の生命の保護、生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点的に消火活動を実施する。
- ウ 火災が著しく多発又は延焼火災が発生する等住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、広域避難場所及び避難路周辺を優先防御するとともに住民の避難誘導を行い、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- エ 火災と水災が同時に発生した場合は、人命救助を第一とするほか、原則として火災防御を優先とする。
- オ 自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

（2）火災情報の収集及び伝達

- ア 消防団は団員を望楼等の高所見張及び巡回等に配置し火災の早期発見に努めると

ともに、かけこみ通報、防災ヘリ、参集団員の情報など消防活動に関する次の情報を収集し、初動体制を整えるものとする。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 民家防火組織等の活動状況
- (ウ) 道路の通行状況
- (エ) 消防ポンプ自動車等消防施設及び消防水利の活用可能状況

- イ 消防団長は、震災の状況を村長に報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかけるものとする。

(3) 応援派遣要請

村は、村の消防力で十分な活動が困難である場合、他の市町村の消防隊の応援を要請するものとする。また、必要に応じ、県に対し応援隊の必要性を連絡する。

(4) 応援隊の派遣

村は、村が被災していない場合、県の指示により、消防団を災害地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援するものとする。特に、近隣市町村での被害に対しては直ちに出勤する。

2 自主防災組織

自主防災組織は、地域に密着した防災機関として、地域の防災に関する指導を行うとともに、現有装備を活用して次により、出火防止、消火活動、救急救助、避難誘導その他災害の防御活動を行うものとする。

(1) 出火防止

地震発生と同時に付近住民に対して出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火にあたる。

(2) 消火活動等

消防団の出動が不能又は到達困難な場合においては、消火活動及び主要避難路の確保等の防災活動を行う。

3 事業所等

(1) 火災予防措置

火気の消火及び高圧ガス、石油類等の供給停止、ガス、石油類、毒物、劇薬等の流出又は漏洩等異常事態の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 自衛消防組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 関係機関への通報及び必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

高圧ガス、石油類、毒物、劇薬等を取扱う事業所等において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- イ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

4 住民

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブなどの火気取扱器具は直ちに火気の使用を中止するとともに、液化石油ガスはボンベのバルブを閉止する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、水バケツ等で消火活動を行うとともに、大声で周辺の人に知らせて協力を求める。

第4 水防活動計画

一般災害対策編 第3章 第9節 水防計画を準用する。

第5 救助活動計画

主な実施機関 村（総務課、健康福祉課、建設課）

1 消防団等

（1）基本方針

- ア 被災者の救出は、自助、共助の活動が主体となるが消防団が行う。
- イ 人の生命身体が危険な状態にある者の救出は、警察機関が他の措置に優先して行う。

（2）情報の収集及び伝達

- ア 村は、かけこみ通報、防災ヘリ、参集職員の情報などを総合して、被害の状況を把握し、初動体制を整えるものとする。
- イ 消防団長は、災害の状況を村長に報告し、他市町村の消防機関の応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかけるものとする。

（3）救助の対応方針

地震発生後、多発すると予想される救助・救出の要請に対して、原則として次の基準により対応するものとする。

- ア 被災者の救出及び捜索等は、消防団を主体とした救出班を編成し、警察機関とともに実施する。
- イ 救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上、救助活動を実施する。
- ウ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行う。
- エ 延焼火災による影響が少なく、同時に多数の救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救助活動を行う。
- オ 同時に小規模な救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助活動を行う。
- カ 救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救出班と他の班が連携して出動する。

（4）救助資機材の調達

村は、家屋の倒壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て重機を調達して迅速な救助活動を行うものとする。

（5）現場救護所の設置

村は、災害の状況によって必要と認めるときは災害現場に応急救護所を設置し、医療機関、救急救命士、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と協力して、傷病者の応急手当、振り分け（トリアージ）を行うものとする。

（6）後方医療機関への搬送

- ア 救命処置を要する重傷者を最優先として、医療機関に搬送するものとする。
- イ 搬送にあたっては、搬送先の医療機関では、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関が受入可能な状況

であるかの情報を早期に収集して、医療救護班に対して情報を伝達する。

(7) 応援派遣要請

村は、村の消防力で十分な活動が困難である場合、相互応援協定に基づいて他の市町村の消防隊の応援を要請するものとする。また、必要に応じ、県に対し応援隊の必要性を連絡する。

(8) 警察、医療機関との連携

村は、被災者救出のための通報を覚知し、救出活動を実施するときは、特に警察及び徳島西医師会等医療機関や救急救命士と密接な連絡をとりながら救出活動を行うものとする。

(9) 応援隊の派遣

村は、村が被災していない場合、県の指示により、消防団を災害地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援するものとする。特に、近隣市町村での被害に対しては直ちに出勤する。

2 自主防災組織等

地震発生後に同時多発火災が発生した場合、消防団の主力は延焼阻止に向けられる。

また、交通の混乱や殺到する救助要請に対処するため、火災が発生しなくとも、平常時のような救助・救急活動は期待できないため、地域による防災活動が重要なものとなる。

ついては、自主防災組織は、地震発生後において、近隣の安否を確認し、負傷者又は閉じこめられた者等が発生したときは、通報するとともに近隣住民の協力のもと救助・救急活動を行うものとする。

3 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防団は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第6 危険物施設の安全確保計画

主な実施機関
村（総務課）

1 応急処置

(1) 施設の所有者及び管理者又は占有者

ア 地震が発生した場合、施設内の火気を完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は保安回路を除いて切断するなどの応急処置を適正かつ速やかに実施する。

イ 必要な場合は、従業員、顧客又は付近の住民に避難するよう警告する。

ウ 被害状況等について、消防団、警察署等防災関係機関に報告する。

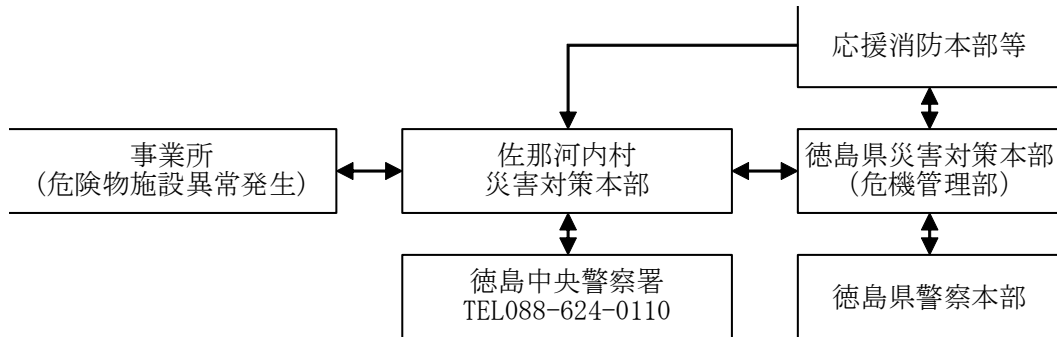
(2) 村長

ア 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると認めるときは、施設関係者及び関係機関と密接な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに、当該区域内の住民に対して避難、立退きの指示を行う。

イ 火災の防御は、自力の消防力を有機的に運用して実施するものとするが、特に火災の状況、規模、危険物の種類等により、必要な場合は消火用薬剤の収集、化学消防車の派遣要請等他の機関の応援を要請する。

- ウ 流出、転倒及び浮上した危険物のタンク等については、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるとともに、危険区域はロープ等で区画し係員を配置する。

2 通報体制



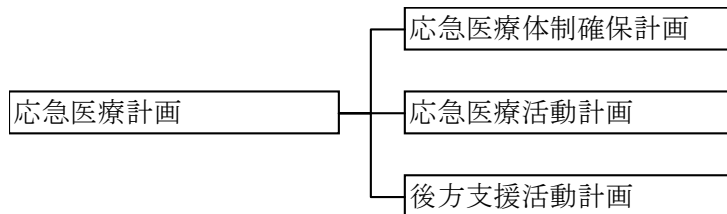
[資料編] 6－2 石油類貯蔵取扱事業所

[資料編] 7－5 佐那河内村消防団配備備品

第18節 応急医療計画

第1 計画の趣旨等

地震発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、火災の発生等により広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び関係防災機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する必要がある。



第2 応急医療体制確保計画

主な実施機関
村（健康福祉課）、医療関係者

1 初動体制等

(1) 情報の収集

災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との迅速かつ的確な連絡及び情報交換が最も重要である。

村は、徳島西医師会等の協力を得て、可能な手段を用いて直接的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所を含む。）の被害状況や活動状況等の情報の収集に努めるものとする。

(2) 初動体制の確保

- ア 医師をはじめとする医療従事者等は、情報連絡等が途絶える等大災害が予想される場合にあっては、遠くの勤務先ではなく、前もって定められた近くの救急医療機関や保健所等において救急医療や情報収集等に従事するものとする。
- イ 被災地域内の定められた場所が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等に配慮しながら、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行うものとする。

(3) 救護班の編成

- ア 村は、必要に応じて村内の医療機関（開業医）又は助産師の応援を得て、医師、看護師、助産師、保健師、救急救命士及び連絡要員をもって救護班を編成し、出動するものとする。
 - イ 災害の種類及び程度によっては、徳島西医師会、徳島市薬剤師会等の協力を要請し、災害の状況に応じた医療救護活動を行うものとする。
 - ウ 災害の程度によっては村の能力をもってしても十分な対応ができないと認められるときは、県及びその他の関係機関に協力を要請するものとする。
- 村内医療機関等

病院名等	医院長等	職員等の構成（人）				電話番号	備考
		医師等	看護師等	助産師	その他		
久次米医院	久次米隆司	1	1		1	679-2020	

（４） 応急救護所の設置

村は、必要に応じて、学校、集会所、医院等に医療を実施するための救護所を設置するものとする。

村で設置可能な応急救護所

施設名	所在地	収容能力	備 考
保健センター	名東郡佐那河内村下字高樋	55人	

なお、傷病者の収容については、指定避難所を兼ねているから十分留意して対応を図るものとする。

第3 応急医療活動計画

主な実施機関
村（健康福祉課）、徳島県、医療関係者

1 医療機関等

村及び医療関係機関は、設備及び人員等において患者の急増に対応できる体制の確保に努め、事前に収容可能人員を明確にしておくものとする。

なお、限られた医療資機材を十分に活用するため、患者の治療の優先度に応じて振り分け（トリアージ）を行い、効果的な治療を行うものとする。

2 救護班**（１） 輸送**

村は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的な確保など特段の配慮を行うものとする。

（２） 連絡要員の配置

村は、被災地域内の医療情報の拠点に応援のために村職員を派遣し、各医療救護所等に配置するなど、救護班の連絡調整のために特段の配慮を行うものとする。

（３） 業務

救護班は、次の業務を重点的に行うものとする。

- ア 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- イ 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
- エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- オ 助産
- カ 死亡の確認
- キ 死体の検案
- ク 記録及び災害対策本部への報告
- ケ その他状況に応じた処置

（４） ボランティアとの連携

救護班は、ボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、救護活動を行うものとする。

3 医薬品等の供給

医療、助産活動に必要な医薬品および衛生材料は、徳島西医師会の協力のもと流

通備蓄されている医薬品等を使用し、不足する場合は県へ要請する。血液の確保については、日本赤十字社徳島県支部を通じて赤十字血液センターと連携し確保するものとする。

第4 後方支援活動計画

主な実施機関

村（総務課、健康福祉課）、徳島県、医療関係機関

1 患者受入先の確保

- (1) 医療救護班では対処できない重中等症者は、後方医療施設に搬送し、入院・治療等の医療救護を行うものとする。
- (2) 後方医療施設は、原則として病院群輪番制病院及び救急告示医療機関とするが、必要な場合は、被災を免れた医療施設に協力を要請する。
- (3) 村は、県の協力を得て、県下全域の救急医療施設の応需情報などを収集し、救護班と携帯電話等による通信手段の確保・連結を図り、これら情報をもとに応需可能な後方医療施設を選定する。

2 搬送体制の確保

(1) 緊急輸送路の確保

村は、重傷者を後方医療施設へ搬送するために緊急輸送路（陸路及び空路）を選定する。

(2) 傷病者の搬送

災害現場に到着した患者搬送業務従事者等は、傷病者の傷病程度に応じて後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

(3) 搬送手段の確保

- ア 村は、傷病者の搬送用車両が確保できない場合は、輸送車両の確保に努めるものとする。
- イ 県は、道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者等の搬送について、必要に応じてヘリコプターによる空輸を自衛隊又は他府県等に要請する。
なお、村は、ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係機関と協議の上、次のような受入体制を確保する。

(ア) 離発着場所の確保並びに病院から離発着場所への搬送手段及び安全対策

(イ) 患者の搬送先の離発着場所及び受入病院への搬送手段

ウ ドクターヘリの活用及び出動要請

一般災害対策編第3章第13節「医療及び助産計画」第6を準用する。

3 人工透析の供給

人工透析については、慢性的患者に対しては災害時にも継続して供給する必要があるほか、挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）による急性の患者に対しても提供することが必要である。

村は、被災地域内における人工透析患者の状況及び医療機関の透析機器の稼働状況等の情報を収集し、透析患者及び医院等への情報提供に努めるものとする。

4 医療ボランティア

(1) 受入体制の確保

各医療関係団体は、災害発生後設置されたボランティアセンター（村社会福祉協議会内）で医療ボランティアの活動を希望する者の登録を行い、医療ボランテ

ィアの確保に努める。

(2) ボランティアセンター

ボランティアセンターの主な活動内容は次のとおり。

- ア ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- イ 災害対策本部との連絡調整
- ウ その他必要な活動

(3) 活動内容

ア 医師・看護師

- (ア) 救護班に加わり、医療救護所で医療活動を行う。
- (イ) 被災地の医療機関において医療活動を行う。
- (ウ) 後方医療施設において医療活動を行う。

イ 薬剤師

- (ア) 救護班に加わり、医療救護所で調剤業務を行う。
- (イ) 保健センターにおいて医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。

ウ 保健師

避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、救護班に連絡する。

エ その他

その他必要な活動を行う。

[資料編] 10－ 1 救急病院等一覧表

[資料編] 10－ 2 特定施設に係る医療機関一覧表（透析・ペースメーカー）

第19節 ボランティア活動受入計画

第1 計画の趣旨等

地震により大きな被害が発生した場合、災害に対する応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、行政や防災関係機関の活動のみならず、民間の団体や個人による各種のボランティア活動が必要となることが予測される。このため、村は社会福祉協議会と連携しながら、災害時の各種ボランティア団体との協力体制を確立し、効果的なボランティア活動が行えるよう支援する必要がある。

第2 ボランティア活動受入計画

主な実施機関 村（健康福祉課、議会事務局）、村社協

1 ボランティア団体等の受入

村及び防災関係機関は、各種ボランティア団体からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施についての協力を受け入れる。

(1) 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」である。

(2) 災害ボランティアの職能

災害ボランティアは職能によって、医師や看護師、手話通話等専門的な技術や知識を活用する専門職ボランティアと一般ボランティアに区分される。

(3) ボランティアの所属

ア 組織や団体に属するボランティア

NGOやNPO、企業及び宗教団体等、組織や団体に属するボランティアで、自らの行動規範で活動するボランティア。

イ 個人ボランティア

学生や勤労者の中で、組織や団体に属さず、個人の資格で参加する者で、活動経験の少ないボランティア。

ウ 後方支援や資金提供

直接被災地で活動する支援形態ではなく、被災地外で行う支援活動や資金・機材等の支援をする活動を行う。

2 災害発生直後の情報提供

村は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の協力を得ながら、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等のボランティアニーズについての情報提供を行う。

3 ボランティア・センターの設置

(1) 設置

村は、震災被害の状況に応じ、ボランティア団体等の受入れが必要と認めたときは、村社協にボランティア・センターを設置し、被害状況やボランティアニーズなどの情報提供を行う。

(2) 運営

ボランティア・センターはボランティア活動を支援するために次の業務を行い、ボランティア活動の円滑化を図る。

- ア ボランティアニーズの把握と情報提供
- イ 一般ボランティアの受入及び受付
- ウ 専門職ボランティアに対する活動要請
- エ ボランティア活動の調整及び決定
- オ ボランティア活動に必要な資機材、物資等の確保
- カ 災害対策本部との調整
- キ 在宅要援護者のデータの作成及び提供
- ク その他ボランティア活動を円滑に行うために必要な業務

4 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等からは、一般的に次の活動についての協力を受けるものとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他災害救助活動の後方支援
- (3) 高齢者介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資・資材等の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助

第20節 要配慮者支援計画

第1 計画の趣旨等

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、養育に欠ける児童、病人、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者は、地震発生時、又は南海トラフ地震臨時情報が発表されたときに、迅速かつ適切な行動をとることが困難であることから、応急時及び復旧時のあらゆる段階において要配慮者の実状に応じた配慮を行うものとする。

要配慮者支援計画	在宅要配慮者に対する支援計画
----------	----------------

第2 在宅要配慮者に対する支援計画

主な実施機関 村（総務課・健康福祉課）

1 安否確認及び避難の呼びかけ

村は、村域で地震が発生した場合、又は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、民生委員、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、在宅配慮者の安否確認及び避難の呼びかけを行うものとする。

2 搬送及び受入体制の確保

- (1) 村は、地震により負傷した要配慮者、及び南海トラフ地震臨時情報を受け事前避難した要配慮者の受入先として、医療施設、社会福祉施設又は福祉避難所等を確保するものとする。
- (2) 村は、要配慮者の搬送手段として、患者搬送車や社会福祉施設所有の自動車を確保するものとする。なお、これらの自動車を確保できない場合は、県に対して応援を要請する。

3 飲料水等の確保等

村は、要配慮者に配慮した、飲料水、食糧及び生活必需品等の生活救援物資を確保し、配付を行うものとする。

なお、配付を行うに際しては、配付場所や配付時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した方法をとるものとする。

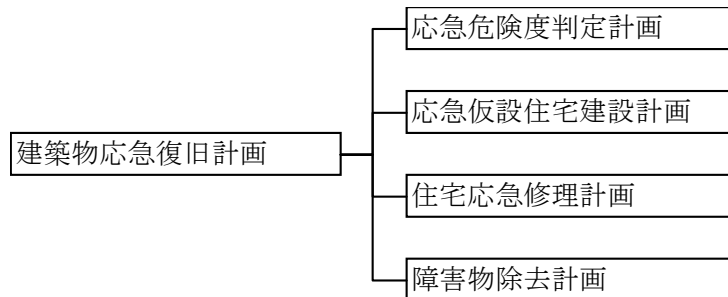
4 巡回保健サービスの実施

村は、地震の状況等に応じ、職員、保健師、民生委員、ホームヘルパー等からなる巡回保健班を編成し、住宅、避難所又は仮設住宅等で生活する要配慮者に対して、巡回による介護やケアなどの必要と認められる保健・福祉サービスを提供するものとする。

第21節 建築物応急復旧計画

第1 計画の趣旨等

地震のため、住居を滅失又は破損した被害者で、自らの資力では住宅の確保ができない者又は応急修理ができない者等に対し、迅速に住居を提供し被災者の生活を安定させる必要がある。



第2 応急危険度判定計画

主な実施機関
村（建設課）、徳島県

1 被災建築物応急危険度判定

地震により多くの建築物が被災した場合、倒壊に至らなかった建築物についても、その後の余震によって建築物の倒壊、部材の落下などにより、住民が二次災害の危険にさらされる可能性がある。

被災建築物応急危険度判定とは、こうした危険を回避するための緊急措置として、被災直後の建築物の被害状況を調査し、余震等による危険性を判定・表示し、被災者の自宅復帰と安全の確保を図る制度である。

2 応急危険度判定の実施

（1）実施の決定等

村は、地震発生後の建築物の被害程度の状況を把握し、応急危険度判定の必要性について検討し、必要があると認めたときは応急危険度判定の実施を決定するものとする。

なお、応急危険度判定の実施に際しては、被災状況により判定実施区域を決定し、必要人員を算定し、村に登録されている応急危険度判定士及び村職員のみでは判定活動に必要な人員が確保できない場合には、県の応急危険度判定に係る支援本部及び村と協定を結んでいる公益社団法人徳島県建築士会徳島地域会に対して支援を要請するものとする。

（2）判定作業の準備

村は、判定作業を円滑に実施するため、事前に次のものを準備する。

- ア 判定実施区域及び区域分担を示した地図
- イ 所属チームを明らかにした判定士名簿
- ウ 判定ステッカー、調査票
- エ ヘルメットシール、腕章（県に備蓄）
- オ ヘルメット、クラックスケール、下げ振り等の機材

（3）判定作業の広報

村は、広報車や広報誌等により、あるいはラジオ、テレビ等を活用し、被災者へ危険度判定作業に関する広報を実施する。

（4） 判定の実施

被害建物の外部からの目視検査等により、建築物、落下危険物、転倒危険物等の危険性を調査し、「震災建築物の応急危険度判定基準」に基づき、建築物の安全性について、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階の判定を行う。

3 判定の効果

村からの災害情報の提供にとどまるものであり、建築物の使用制限を課するものではない。

第3 応急仮設住宅建設計画

主な実施機関
村（建設課）、徳島県

村は、地震により住宅を滅失した世帯に対し、応急仮設住宅を建設するものとする。
なお、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設は、県が行う。

1 建設用地等

（1） 建設用地

応急仮設住宅の建設用地は、災害の状況により次のうちから選定する。

- ア 被災者所有の土地
- イ 被災者の親類、知人等から提供された土地
- ウ 国、県、村等公共機関の所有地で、住宅建設に適当な土地
- エ その他の土地

（2） 収容対象者

収容対象者は、次のいずれにも該当する世帯の者とする。

- ア 住宅が全壊、全焼又は流失した世帯で、現に居住する住宅がない世帯
- イ 自らの資力では住宅を建築することのできない世帯

2 建設資材

住宅の建設のための資材は請負業者が確保することを原則とするが、災害による混乱等により請負業者が資材を確保できないときは、村がその確保について斡旋を行うものとする。

3 野外収容施設

村は、地震により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するため、付近に適当な収容施設があっても被害者の全員を収容できないときは、必要に応じ臨時に付近の適当な場所にテントその他野外収容施設を設置するものとする。

4 公営住宅等の確保

村は、応急仮設住宅のほか、地震のため住宅を失った世帯に対し、県営住宅の空き住宅への優先入居等を県に要請するものとする。

第4 住宅応急修理計画

主な実施機関
村（建設課）

村は、災害により住宅を破損した世帯に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、県の委任を受けて村が行う。

1 対象住宅

修理の対象となる住宅は、地震により住宅が半壊又は準半壊若しくは半焼し、その居住者が現に日常生活を営むことができない状態にある住宅で、自らの資力では応急修理することができない住宅とする。

2 修理箇所

応急修理を実施する箇所は、地震により被害を受けた居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分とする。

3 修理資材

住宅の応急修理のための資材は請負業者が確保することを原則とするが、地震による混乱等により請負業者が資材を確保できないときは、村がその確保について斡旋を行うものとする。

第5 障害物除去計画

主な実施機関 村（建設課）

村は、地震により土石、竹木、土砂等の障害物が、住宅又はその周辺の日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた世帯に対し、その障害物を除去するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、県の委任を受けて村が行う。

1 対象世帯

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことができない部分及び玄関等に障害物が運び込まれ、これを除去する以外に居住の方法がない世帯で、自らの資力では障害物を除去できない世帯とする。

2 障害物の集積場所

一時的な障害物の集積場所は、村の所有地で交通及び住民の生活に支障のない場所とし、その他の用地を使用する必要がある場合は、民有地を一時的に借上げて集積場所とする。

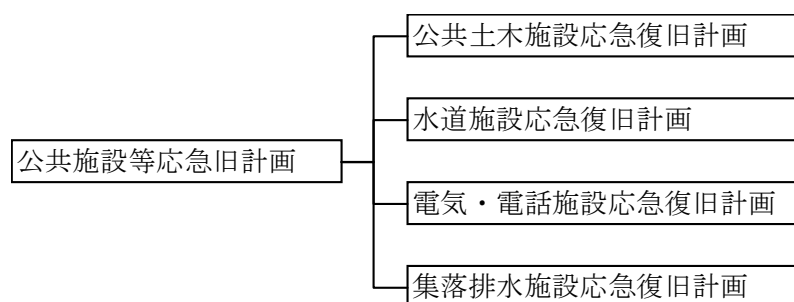
第22節 公共施設等応急復旧計画

第1 計画の趣旨等

道路、河川等の公共土木施設は、社会・経済活動を営む上で必要不可欠な施設である。

これらの施設が地震により損壊した場合、避難、救出、災害応急対策等の活動を行う上で大きな障害となるため、これら公共土木施設が被災したときは、直ちに応急復旧の措置を講ずる必要がある。

また、水道、電気、電話等のライフライン施設は、住民の日常生活はもとより、社会・経済活動を行う上で欠くことのできない施設であるとともに、これら施設が損壊により機能が停止した場合、人心に与える影響は非常に大きいものとなる。このため、地震発生後直ちに、ライフライン関係機関は相互に連携を図り、それぞれの施設の機能の維持及び回復の活動を行う必要がある。



第2 公共土木施設応急復旧計画

主な実施機関
村（建設課）、徳島県

1 道路施設

（1）基本方針

- ア 道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、震災の状況に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。
- イ 道路上の破壊、倒壊等による障害物を警察、消防団、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て除去し、交通路の確保に努める。
- ウ 避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防などの災害対策活動に必要な路線は最優先して啓開、復旧にあたる。

（2）情報収集

村は、被害を受けた道路及び交通状況等を速やかに把握するため、現地に職員を派遣し道路状況の情報収集を行うとともに、関係機関と密接な情報交換を行う。

（3）応急復旧活動

ア 応急対策

- （ア） 復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度、地下埋設物などの状態によって種々様々な対応策を検討し、措置しなければならないが、通行の確保を第一とし、復旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進め、通過重量や車両幅員などの制限を付しても速やかに復旧し、開放する。
- （イ） 道路占用施設に被害が発生したときは、各施設管理者に通知して適切な対処を要請するものとするが、緊急のためそのいとまがないときは、通行の禁止、

現場付近への立入禁止等住民の安全確保のために必要な措置を講じ、事後速やかに各施設管理者へ通報する。

イ 復旧対策

復旧対策は、応急復旧に引き続き又は並行して、被災した施設の位置や状態、通行の重要度などを検討し、通行止めを避けながら順次本復旧を進める。

(4) 重点路線

避難、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、次の道路を重点路線として早期啓開等の応急対策を実施するものとする。

路線名	区域	延長	摘要
村道井開支線	佐那河内村村上字井開56-1	2.66km	避難路
	～上字仁井田188-2		
村道馬越線	佐那河内村上字中辺88	1.95km	避難路
	～下字舟戸66-1		

(5) 道路占用施設管理者との連携

道路管理者及び水道、電気、電話等道路占用施設管理者は、所管以外の施設に被害が発生しているのを発見したときは、相互に通報を行い合うなど、互いに連携して迅速に応急対策が講じられるよう協力するものとする。

2 河川施設

(1) 基本方針

地震により堤防、護岸等河川管理施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに、内水排除に全力をつくす。

(2) 応急対策

- ア 堤防、護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、速やかに復旧計画をたてて復旧する。
- イ 水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行うとともに、内水の排除に努める。

(3) 復旧計画

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとされている。ついては、県を經由して国へ災害の状況を報告し、国庫負担申請を行うとともに、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前に工法協議を行い、応急復旧を行う。

第3 水道施設応急復旧計画

主な実施機関
村（産業環境課）

1 復旧方針

- (1) 取水施設、浄水施設、配水施設の復旧にあたっては、早急な施設能力の回復に努める。
- (2) 管路の復旧は、幹線、給水拠点に至る路線を優先し、順次、配水調整を行って断水地域を減少しながら進める。

2 応急対策

(1) 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材は、通常業務との関連において村の産業建設課が保有することが適当なものについては事前に確保しておくものとするが、不足する資機材は村の水道工事指定業者及び他市町村から調達する。

(2) 施設の点検

地震発生後、速やかに職員を派遣し、次により水道施設の被害状況を把握する。

- ア 取水、浄水、配水施設及び給水拠点に指定された施設等の被害調査を各施設ごとに行う。
- イ 管路については、巡回点検を実施し、水圧状況、漏水、道路陥没等の状況を把握するほか、地上構造物の被害状況等について把握するよう努める。
- ウ 次の管路については、優先的に点検する。
 - (ア) 主要管路
 - (イ) 給水拠点までの管路
 - (ウ) 道路等公共土木施設を占用している管路
 - (エ) 救護所等重要施設までの管路

(3) 応急措置

復旧するまでの間、次の応急措置を講ずる。

ア 取水、浄水、配水施設

施設等に損壊の被害が生じた場合は、その状況に応じて取水、給水の停止又は減量を行う。

イ 管路

漏水等により道路陥没が生じるなど道路交通上危険なものについては、関係管路を断水するなどの措置を講じる。

ウ 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者の不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

3 復旧対策

(1) 取水施設

取水施設の損壊は、浄水施設の機能に大きく影響するため、その復旧は最優先する。

(2) 浄水施設

浄水施設の損壊のうち、浄水機能に影響を及ぼすものは、直ちに復旧する。

(3) 管路

管路の復旧にあたっては、被害の状況、被害箇所の重要度等を勘案し、給水拡大のために最も効果的な箇所から次により復旧活動を実施する。

なお、資機材の調達、及び復旧の緊急度等を考慮し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧も実施する。

ア 配水管の優先順位

(ア) 第1次重要管路

主要配水管など給水上特に重要な管路とする。

(イ) 第2次重要管路

第1次重要管路に準じて給水上重要な管路とする。

イ 給水装置の復旧

(ア) 公共土木施設内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して行う。

(イ) 一般住宅の給水装置の復旧は、修繕申込みがあったものから行うが、その際緊急度の高い施設等は優先して行う。

- （ウ）配水に支障を及ぼす給水装置の損壊については、イの申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

第4 電気・電話施設応急復旧計画

主な実施機関

村（総務課）、四国電力㈱、四国電力送配電㈱、西日本電信電話㈱

1 情報の伝達・広報

村は、四国電力㈱、四国電力送配電㈱、西日本電信電話㈱の施設、設備に被害が発生し、又は発生するおそれがあるとの状況を把握した場合は、その情報を直ちに四国電力㈱、四国電力送配電㈱、西日本電信電話㈱に伝達するものとする。

また、村は、電気・電話施設の被害状況、復旧見通し、事故防止措置等の住民生活の安定に密接に関係する事項については、的確かつ迅速な情報収集に努め、各種広報媒体を通じて住民に周知するものとする。

2 応援の実施

村は、四国電力㈱、四国電力送配電㈱、西日本電信電話㈱から応急対策及び復旧のための活動について、応援又は協力を求められたときは、村の行う災害対策活動に支障のない範囲においてできる限り応援又は協力をするものとする。

第5 集落排水施設応急復旧計画

主な実施機関

村（産業環境課）

1 復旧方針

- （1）集落排水施設の復旧にあたっては、早急な施設能力の回復に努める。
- （2）管路の復旧は、幹線に至る路線を優先し、順次進める。

2 応急対策

（1）復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材は、通常業務との関連において村産業建設課が保有することが適当なものについては事前に確保しておくものとするが、不足する資機材は村の工事指定業者及び他市町村から調達する。

（2）施設の点検

地震発生後、速やかに職員を派遣し、次により集落排水施設の被害状況を把握する。

- ア 施設等の被害調査を行う。
- イ 管路については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の状況を把握するほか、地上構造物の被害状況等について把握するよう努める。
- ウ 次の管路については、優先的に点検する。
 - ア 主要管路
 - イ 道路等公共土木施設を占用している管路

（3）応急措置

復旧するまでの間、次の応急措置を講ずる。

- ア 排水施設

施設等に損壊の被害が生じた場合は、その状況に応じて応急措置を行う。

イ 管路

漏水等により道路陥没が生じるなど道路交通上危険なものについては、関係管路の閉鎖などの措置を講じる。

3 復旧対策

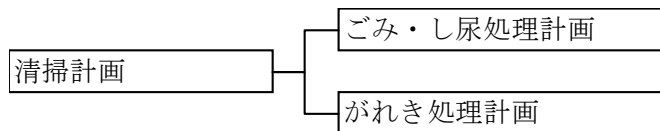
管路の復旧にあたっては、被害の状況、被害箇所の重要度等を勘案し、最も効果的な箇所から復旧活動を実施する。

第23節 清掃計画

第1 計画の趣旨等

地震の発生により、道路の損壊や障害物等により一時的に通常のごみ・し尿の処理・収集を行うことが困難になる一方、倒壊家屋等から大量のがれきが発生することが予想される。

については、被災地域の住民の衛生環境を保全し、復旧活動を円滑に行うため、ごみ・し尿の処理及びがれき処理のための対策を積極的に推進する必要がある。



第2 ごみ・し尿処理計画

主な実施機関
村（産業環境課）

1 ごみ処理

(1) 情報収集

- ア 村は、ごみ処理施設の被害状況を把握し、被害がある場合は応急復旧を図る。
- イ 村は、職員の現地派遣、住民からの連絡等により、ごみの排出状況を把握する。

(2) ごみ処理計画の策定

村は、災害時におけるごみを一般廃棄物（生活ごみ）と災害廃棄物とに区分し、それぞれについて排出量を推定して廃棄物処理計画を策定するものとする。

なお、廃棄物の排出量の推定は極めて困難であるが、災害の状況等を勘案しながら次の量を目安として推定する。

ア 一般廃棄物

- (ア) 災害発生直後～半月 平常時の 85%
- (イ) 災害発生後半月～1ヶ月半 平常時の105%
- (ウ) 災害発生後1ヶ月半以降 平常時と同じ

イ 災害廃棄物

(ア) 全壊家屋1棟当たり

- ① 木造 52 t (29 m³)
- ② 非木造 93 t (37 m³)

(イ) 半壊家屋1棟当たり

- ① 木造 31 t (17 m³)
- ② 非木造 56 t (22 m³)

(ウ) 落下物等1件当たり 1 t (0.5 m³)

(3) 分別収集

村は、廃棄物処理計画の策定にあたっては、ごみの適正な処分を行うため、極力分別・再利用に留意し、最終処分量の削減に努めるものとする。

(4) 住民への広報

村は、住民に対して、廃棄物処理計画の内容を周知し、収集日時や収集場所、排出区分などのルールを厳守するとともに、不法投棄の防止を呼びかけるなど、ごみ対策に関する広報に努めるものとする。

(5) 処理方法

ア 一般廃棄物

村は、地震により発生するごみが通常の処理量を上回る場合、住民の協力を得て分別収集を徹底し、次により収集可能な場所に設けられた仮置場に集積するものとする。

(ア) 生ごみ等

腐敗性のあるごみについては、衛生対策の上から避難所及び人家密集地から離れた仮置場に集積し、収集可能となった時点から最優先で収集・処理を行う。

(イ) 粗大ごみ等

地震が発生した場合、毛布、畳、ダンボール等のごみで、一時的に大量発生するものについては、必要な場合は周辺環境に配慮しながら仮置場に集積するものとする。

なお、粗大ごみ、不燃ごみ等の集積に際しては、再利用・リサイクル可能なものと最終処分すべきものとに区分して集積するよう努めるものとする。

イ 災害廃棄物

倒壊家屋等から大量に排出される瓦、廃材、ブロック等の災害廃棄物については、地域ごとに仮置場を設けて一時的に集積し、一般廃棄物の処理が通常ペースになった時点から漸次処分する。

(6) 応援要請

村は、震災の状況により必要があると認められるときは、県又は近隣市町村に対し、ごみの処分を行うのに必要な機材や人員の確保について応援を要請するものとする。

2 し尿処理

(1) 情報収集

ア 村は、し尿処理施設の被害状況を把握し、被害がある場合は応急復旧を図る。

イ 村は、職員の現地派遣、住民からの連絡等により、し尿の排出状況を把握する。

(2) 住民への広報

村は、必要に応じて、水洗便所の使用制限及び仮設トイレの設置場所等について広報する。

(3) 処理方法

ア 水の確保

プール、河川等の自然水等の活用により水を確保し、水洗便所の機能を維持する。

イ 緊急くみ取りの実施

便槽等が使用不能になった世帯に対しては、応急的に部分くみ取りを実施する。

ウ 仮設トイレの設置

必要に応じ、避難所又は地域ごとに仮設トイレを設置する。

(4) 応援要請

村は、震災の状況により必要があると認められるときは、県又は近隣市町村に対し、し尿の処理を行うのに必要な機材や人員の確保について応援を要請するものとする。

3 死亡獣畜の処理

(1) 実施責任者

地震によって死亡した牛、豚、鶏等の死亡獣畜は、その所有者が処理することを原則とする。ただし、所有者が所有の意思を放棄した死亡獣畜で自らの資力ではこれを処理できないときは、村が収集・処理するものとする。

(2) 処理方法

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場において処理するも

のとする。

ただし、災害の状況により、これらの施設において処理できない場合は、県の指示を受けながら環境衛生上支障のない場所で埋葬、焼却等の方法により処理するものとする。

第3 がれき処理計画

主な実施機関 村（産業環境課）

1 実施責任者

倒壊した建物等の解体及びそれから発生するがれきの処理は、その所有者が行うことを原則とする。ただし、被害状況等により、それを行うことが困難と認められる場合は、村が行うものとする。

2 情報収集

村は、職員の現地派遣、住民からの連絡等により、がれきの排出状況及びその処分の状況を把握する。

3 処理方法

（1）仮置場の確保

村は、がれきを一時的に集積するための仮置場を確保する。

仮置場が不足する場合は、交通に支障のない路上や災害対策活動に支障のない村所有地に暫定的に集積し、民有地の一時借上等により対処するとともに、なお不足する場合は、近隣市町村に対して仮置場の確保を要請する。

（2）最終処分

仮置場に集積した災害廃棄物は、一般廃棄物の処理が通常ベースになった時点から最終処分場へ運搬し、処分する。なお、最終処分場が不足する場合は、近隣市町村に対して最終処分場の確保を要請する。

4 応援要請

村は、震災の状況により必要があると認められるときは、県又は近隣市町村に対し、倒壊家屋の解体及びがれきの処理を行うのに必要な機材や人員の確保について応援を要請するものとする。

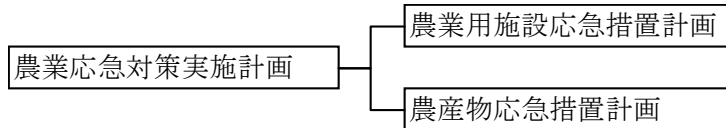
第24節 死体搜索・処理及び埋火葬計画

一般災害対策編第3章第14節「死体の搜索及び埋葬計画」を準用する。

第25節 農業応急対策実施計画

第1 計画の趣旨等

農業用水利施設については、洪水・湛水等の震災を防止し、応急対策活動を実施するにあたっての緊急水利を確保するため、被災箇所に対する応急的な措置を講ずるとともに、本村における農業生産の占める重要性に鑑み、人心の安定を図るため、農産物の生産を維持するために所要の措置を講ずる必要がある。



第2 農業用施設応急措置計画

主な実施機関 村（建設課）、徳島東部農林水産局 徳島庁舎

村は、農業団体の協力を得て、次により農業用施設の応急措置を実施するものとする。

1 頭首工等

頭首工の余水吐、土砂吐や水路の余水吐等の保全について必要な措置をとるとともに、洪水の危険があるときは、洪水の流下を阻害しないよう所要の措置を講ずる。

2 用排水路

用排水路、河川等については、地震による護岸堤防のクラック、崩壊土等による通水断面の縮小等について点検し、水路の決壊防止に努める。

なお、施設に損壊を認めた場合は、通常に通水に支障のない程度の応急復旧工事を実施する。

3 工事中の施設

工作物築造中の現場については、仮締切の点検補修を実施するとともに、建設機械・機材等の管理收拾を行うなど洪水に対する所要の措置を講ずる。

第3 農産物応急措置計画

主な実施機関 村（産業環境課）、徳島東部農林水産局 徳島庁舎、徳島市農業協同組合

村は、村内における農産物の基幹作物について必要と認める場合には、徳島市農業協同組合等農業団体の協力を得て、次の措置を講ずるものとする。

1 種子等の確保

作物によっては播種等の時期を失すると収穫に壊滅的打撃を受けるなどのため、必要と認める場合は国、県に応援を要請するとともに、村内外の非被災農家及び種苗業者等に協力を依頼し、徳島市農業協同組合等農業団体を通じて種子等の収集及び配付を行う。

2 病虫害の駆除

第2編（地震災害対策編） 第3章 災害応急対策計画

病虫害の異常発生又はまん延の可能性があるとする場合は、農作物の被害を防止するため、徳島市農業協同組合等農業団体と一体となって防除活動を行う。

第26節 義援金品配分計画

一般災害対策編第3章第26節「義援金品配分計画」を準用する。

第2編

第4章 災害復旧・復興計画

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針

一般災害対策編 第4章 第1節 「復旧・復興の基本方針」を準用する。

第2節 公共施設災害復旧事業計画

一般災害対策編第4章第2節「公共施設災害復旧事業計画」を準用する。

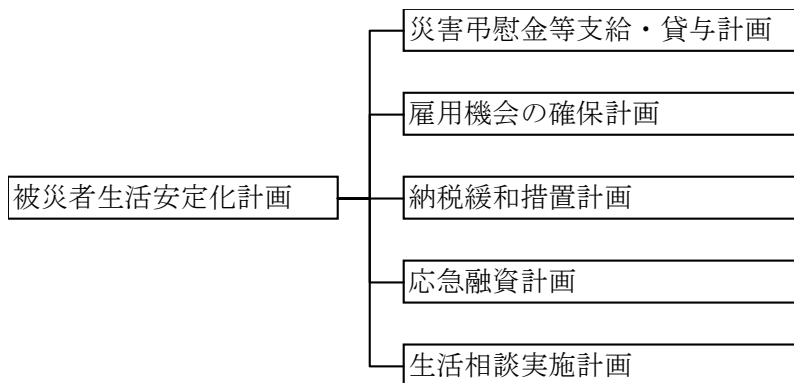
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

一般災害対策編 第4章 第3節 「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成」を準用する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

第1 計画の趣旨等

地震が発生した場合、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊するなど大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の生活確保に関する各種措置を講ずることにより住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図る必要がある。



第2 災害弔慰金等支給・貸付計画

主な実施機関
村（健康福祉課）

村は、災害弔慰金等の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）及び佐那河内村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年佐那河内村条例第23号）の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

1 災害弔慰金の支給

（1）支給対象

政令で定める災害により死亡した住民の遺族

（2）支給額

生計維持者	500万円以内
その他の者	250万円以内

2 災害障害見舞金の支給

（1）支給対象

政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障害がある住民

（2）支給額

生計維持者	250万円以内
その他の者	125万円以内

3 災害援護資金の貸付け

（1）貸付対象

災害救助法による救助が行われた災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害による被災世帯（所得制限有）

（2）貸付限度額

世帯主の1カ月以上の負傷	150万円 ～ 350万円
--------------	---------------

住居又は家財の損害 150万円 ～ 350万円

(3) 利率

年3%（据置期間は無利子）

(4) 据置期間

3年（特別の事情のある場合は5年）

(5) 償還期間

10年（据置期間を含む）

(6) 償還方法

年賦又は半年賦

第3 雇用機会の確保計画

主な実施機関
村（健康福祉課）

地震により離職を余儀なくされた被災者の就職の紹介については、県が公共職業安定所を通じて速やかに職業の確保を図ることとしている。

村は、被害を受けた住民が、その痛手から早急に再起更正できるよう、次により被災者の雇用機会の確保を図る。

1 生活相談窓口の活用

村は、第6生活相談実施計画において設置する生活相談窓口において、離職者のための相談業務を行うとともに、離職者の状況を把握する。

2 県への要請等

村は、1により把握した離職者の状況について県に報告するとともに、必要と認められる場合は県に対し次の事項を要請する。

(1) 被災者のための公共職業安定所の臨時窓口の村内への設置

(2) 公共職業安定所へ出向くことが困難な地域における公共職業安定所の臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

第4 納税緩和措置計画

主な実施機関
村（住民税務課）

村は、地震により被害を受けた納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、佐那河内村税条例（昭和40年佐那河内村条例第6号）又は佐那河内村国民健康保険税条例（昭和46年佐那河内村条例第2号）により、村税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等災害の状況に応じて適切な措置を講ずる。

1 期限の延長

- (1) 地震により、納税義務者等が期限までに申告その他書類の提出又は村税を納付若しくは納入することができないと認められる場合で、当該災害が村の全部又は一部の地域にわたり広範囲に発生したときは、村長は、職権により地域及び期日を指定して画一的にその期限を延長する。

- (2) (1)の場合を除き、個別的事例又は狭い範囲内の事例については、村長は、納税義務者等の申請に基づき災害がやんだ日から2月以内の期日を指定して、その期限を延長する。

2 徴収猶予

地震により、財産に被害を受けた納税義務者が村税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することかできないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、徴収を猶予する。

なお、猶予した期間内に納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があるときは、納税義務者等の申請により、更に1年以内の延長をする。

3 滞納処分の停止等

地震により、滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合には、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

4 減免等

(1) 個人の村民税

被災の状況に応じ、納税義務者からの申請により、当該被災の日の属する年度分を軽減し、又は免除する。

(参考)

阪神・淡路大震災における取扱いについては、平成7年1月に震災が発生したことから、平成7年度分においても減免措置を講ずることが適当であるとされている。(平成7. 3. 9付け自治省税務局長通達)

(2) 固定資産税

地震により、収穫が著しく減じた田畑、使用不能となった宅地、滅失又は甚大な損害を受けた家屋及び償却資産についてその損害の程度に応じ、納税義務者からの申請により、当該被災の日の属する年度分を軽減し、又は免除する。

(参考)

- 1 阪神・淡路大震災における取扱いについては、平成7年1月に震災が発生したことから、平成7年度分においても減免措置を講ずることが適当であるとされている。(平成7. 3. 9付け自治省税務局長通達)
- 2 阪神・淡路大震災については、滅失又は損壊した家屋又は償却資産の所有者等がこれに代わる家屋又は償却資産を平成10年1月1日までに取得した場合は、3年間税の減額等の措置がなされている。(地方税法附則第16条の2第4項・第6項)

(3) 国民健康保険税

被災の状況に応じ、納税義務者からの申請により、当該被災の日の属する年度分を軽減し、又は免除する。

第5 応急融資計画

主な実施機関 村（産業環境課、健康福祉課）

村は、地震により被害を受けたものに対し、生活の安定、住宅や事業の復旧のために必要な資金の融通又は斡旋を行う。

1 生活福祉資金（災害援護資金）

(1) 貸付対象

低所得世帯で、資金の貸付けと必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯

(2) 貸付限度額 150万円以内

(3) 貸付条件

- ア 据置期間 6カ月以内
 イ 償還期間 7年以内
 ウ 利子 無利子（連帯保証人有）又は
 年1.5%（連帯保証人无、据置期間中は無利子）
 エ 保証人 原則として同一市町村の者
 オ 償還方法 年賦、半年賦及び月賦による元利均等償還

(4) 申込方法

原則として官公署発行の被災証明書を添付し民生委員、あるいは村の社会福祉協議会へ申し込む。

2 災害復興住宅融資

(1) 融資対象

住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅所有者で、次の条件を満たす者

ア 次の書類の発行を受けた方

建設 新築購入 リ・ユース (中古) 購入	・住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方（「一部破損」は除きます） ・住宅が「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は「住宅の被害状況に関する申出書」が必要となります。
補修	・住宅に10万円以上の被害が生じ、「り災証明書」を交付されている方基準

年収	400万円以下	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

- イ 自ら居住する又は被災者に貸すために住宅を建設、購入又は補修する方
 ウ 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が次の基準を満たす方

(2) 条件（平成23年8月現在）

ア 融資金額

(ア) 建設

(単位：万円)

住 宅 の 構 造	建設資金		土地取得資金	整地資金
	基本融資	特例加算		
耐火・準耐火・木造（耐久性）	1,460	450	970	300
木造（一般）	1,460			

(イ) 新築購入

(単位:万円)

住宅の構造	購入資金		特例加算
		うち土地取得資金	
耐火・準耐火・木造（耐久性）	2,430	970	450
木造（一般）	2,370		

(ウ) リ・ユース（中古）購入

(単位:万円)

住 宅 の 構 造	購 入 資 金			特例加算
	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	うち土地取得資金	
耐火・準耐火・木造（耐久性）	2,130	2,430	970	450
木造（一般）	1,920			

(エ) 補修

(単位:万円)

住宅の構造	補修資金	引方移転資金	整地資金
耐火・準耐火・木造(耐久性)	640	380	380
木造(一般)	590		

イ 返済期間

建 設 新築購入 (10年以上1年単位)	耐火・準耐火(耐久性) 木造(一般)	35年以内 25年以内	融資の契約日から最長三年間の元金据置期間を設定できます。 返済期間は据え置き期間分延長されます。(注)
リ・ユース(中古)購入 (10年以上1年単位)	リ・ユースプラス住宅 リ・ユース住宅 リ・ユースプラスマンシ リ・ユースマンション	35年以内 25年以内 35年以内 25年以内	
補修 (1年以上1年単位)	20年以内		返済期間内で、融資の契約日から一年間の元金据置期間を設定できます。 返済期間は延長されません。(注)

ウ 融資を受けることのできる住宅

建設	建設1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅
新築購入	次の①から③までのすべてを満たす住宅 ①1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（共同建ての場合は30㎡）以上175㎡以下の住宅 ②申込日から2年前の日以降に竣工または竣工予定の住宅 ③申込日前に人が居住していたことがない住宅
リ・ユース （中古）購入	次の①・②ともに満たす住宅 ①1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（共同建ての場合は30㎡）以上175㎡以下の住宅 ②人が居住していたことがある住宅または竣工後2年を超えた住宅
補修	床面積・築年数に関する制限はありません。

（注） 175㎡よりも大きな住宅が被害にあったときは、その広さまでの住宅を建設、購入できます。また、上表の他にも機構の定める基準に適合していることが必要です。

エ 融資金利

申込時の金利が適用される。

（「固定金利（全期間固定金利型）」で、金利は毎月見直す。）

オ 保証人

不要。ただし、被災者の方に貸すための住宅の場合は、連帯保証人が必要。

カ 償還方法

元利均等毎月払い又は元利均等毎月払いと6カ月払いの併用（併用は融資額130万円以上の場合にできる。）、元金均等毎月払い又は元金均等毎月払いと元金均等6カ月払いの併用（併用は融資額130万円以上の場合にできる。）

（3） 申込方法

郵送により機構に申込。ただし、融資の決定から返済終了までの手続きは取扱金融機関で行う。

3 災害対策資金

（1） 融資対象

県内において、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者であって、事務所及び主要な事業用資産で天災地変により全壊、半壊、流出、浸水又はこれらに準ずる損害を受けたもの。

（2） 融資条件

ア 資金使途

設備資金又は運転資金

イ 融資金額

5,000万円以内（ただし、運転資金は3,000万円以内）

ウ 融資期間

設備資金 10年以内、 運転資金 5年以内

エ 融資利率

年2.15%（平成24年4月1日現在）

オ 保証料

年0.85%以内

カ 担保及び保証人

取扱金融機関又は保証協会の取扱うところによる。

（3） 申込先

取扱金融機関又は徳島県信用保証協会

4 農林業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は次のとおりである。

(1) 日本政策金融公庫

ア 農業関係資金

農業基盤整備資金

農林漁業セーフティネット資金

農林漁業施設資金

イ 林業関係資金

林業基盤整備資金

農林漁業セーフティネット資金

農林漁業施設資金

(2) 天災資金

「天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法」いわゆる天災融資法が適用された場合、農林漁業者の経営等に必要な資金を円滑に融通する措置を講じる。

(3) 県単農業災害対策特別資金

県が融資要綱で指定する災害により被害を受けた農業者が、天災資金を要綱で定めた利率以内で借受ける場合に、当該資金の融資機関に対して県及び村で利子補給を行い、もって被害農業者の負担の軽減を図る。

(4) 県単林漁業災害対策特別資金

県が告示により指定した災害によって損失を受けた林漁業者に対し、再生産等に必要な経営資金又は林漁業施設の復旧に必要な施設資金の融資の融通を円滑にする措置を講じて経営の安定に資する。

第6 生活相談実施計画

主な実施機関
村（健康福祉課）

村は、地震により被害を受けた住民が速やかに再起更正できるよう、役場内に生活相談窓口を設置し、被災者に対する迅速かつ正確な相談業務が行われるよう努めるものとする。

なお、生活相談窓口においては、職業斡旋、弔慰金等の支給、住宅資金等各種資金の貸付など被災者の生活安定のための生活相談を行うものとする。

第5節 計画的復興

大規模な地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地の再建は、高度かつ大規模な事業となることから、村は、県の協力のもと事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、関係機関と調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

村は、復興のために地域の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努めるものとする。

**佐那河内村地域防災計画
(第2編 地震災害対策編)**

令和6年3月13日修正

発行 佐那河内村防災会議

編集 佐那河内村 総務課

徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ31

電話 088-679-2113